

環境省補助金 令和 6 年度補正予算

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

Q&A 集

2025 年 3 月 31 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）



目次

◎は特に重要なもの（制度の根幹に関わる、あるいは間違えると補助金が受けられなくなる可能性のある重要な注意点）

●は重要なもの（補助事業を実施する上で重要性が高いもの）

【注意事項】

- ・ 本 Q&A 集の内容は一般的な回答であり、個別の状況によっては異なる結論になる可能性があります。
- ・ 税務、法務、技術的な詳細については、税理士、弁護士、電気主任技術者、施工業者などの専門家に必ず相談してください。
- ・ 公募要領と本 Q&A 集の内容に齟齬がある場合は、公募要領の内容が優先されます。

1. ストレージパリティ補助金の概要 1

1.1. 制度概要 1

問 1-1. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような方式で実施されますか。 1

問 1-2. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような目的で実施されますか。 2

問 1-3. 本補助金の名称に含まれるストレージパリティとは、どのような状態を指しますか。 .. 3

問 1-4. ●「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の補助金の交付額はどのように算出されますか。 5

問 1-5. ◎本補助金では、どのような設備の組み合わせで申請できますか。 6

問 1-6. 対象施設に既設の定置用蓄電池がある場合、太陽光発電設備のみで補助金を申請することはできますか。 8

問 1-7. 対象施設に既設の太陽光発電設備がある場合、定置用蓄電池のみの補助金申請はできますか。 8

問 1-8. 本補助事業の申請区分はどのように選択すればいいですか。 8

問 1-9. 本補助事業の申請区分の中で、特に採択されやすい区分はありますか。 9

1.2. 主な変更点・継続事項 11

問 1-10. ◎令和 6 年度補正予算におけるストレージパリティ補助金の主な変更点および主な継続事項について教えてください。 11

1.3. 応募書類作成のポイント 13

問 1-11. 応募書類を作成する際にどのような点に注意する必要がありますか。 13

2. 申請の基本事項 14

2.1. 補助金の採択、不採択、交付決定 14

問 2-1. 公募要領に記載された本補助金の要件を満たす内容で応募した場合、採択されるのでしょうか。 14

問 2-2. 本補助金の採択は先着順ですか。 15

問 2-3. 応募書類の不備や不足は、どのように審査結果に影響しますか。 15

問 2-4. 補助事業の応募の件数や金額などは公表されますか。 16

問 2-5. 本補助金の公募要領および Q&A 集において、「応募」「交付申請」「申請」といった言葉はどのような使い分けがされていますか。 16

問 2-6. 交付規程第 7 条（交付の決定）の解説をしてもらえますか。 17

問 2-7. 交付規程第 8 条第 3 号に規定された計画変更承認申請書（様式第 5）を提出しなければならないのはどのような場合ですか。 19

問 2-8. 交付規程第 14 条（交付決定の取消等）の解説をしてもらえますか。 20

2.2. 補助金の申請手続き 23

問 2-9. ●施工業者やコンサルタントなどに申請手続きのサポートを依頼する場合、どのように申請を行えばいいですか。 23

問 2-10. 交付申請書の提出後に代表者が変更となる予定の場合、交付申請書をどのように作成する必要がありますか。 24

問 2-11. 交付申請書の様式で押印が必要な書類はありますか。 25

問 2-12. 補助事業の実施体制表に複数の事業者が含まれる場合の注意点を教えてください。 25

2.3. 申請に関するその他の事項 27

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

問 2-13. ◎本補助金は国や地方公共団体の他の補助金・交付金と併用できますか。	27
問 2-14. 本補助金の交付を受けた場合、政治活動に関する寄付制限の対象となりますか。	29
問 2-15. ◎過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設に、 本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することはできますか。	31
問 2-16. 過去に国の補助金で太陽光発電設備を導入した施設について、再度申請した場合、 審査において不利になりますか。	33
問 2-17. 補助事業完了後に、太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナ ーを増設することはできますか。	33
問 2-18. ◎新築または増築の建物で、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の 実績データがない場合でも申請できますか。	34
問 2-19. 企業の規模にかかわらず、本補助金の申請者になることができますか。	35
問 2-20. 民営化された旧公社や旧公団は本補助金の申請者になることができますか。	36
問 2-21. 独立行政法人などは本補助金の申請者になることができますか。	36
問 2-22. 社会医療法人は本補助金の申請者になることができますか。	37
問 2-23. 個人事業主（青色申告者）は本補助金に申請できますか。また、申請する場合に必 要な提出書類は何ですか。	38
問 2-24. 個人は本補助金の申請者になることができますか。	38
問 2-25. 地方公共団体は本補助金の申請者になることができますか。また、公共施設への設 備導入は対象となりますか。	39
問 2-26. 工事に着手している場合でも、本補助金を申請できますか。	39
問 2-27. 自家用発電設備が設置された施設は本補助金を申請できますか。	40
問 2-28. 日本国外の施設への設備導入は本補助金の対象となりますか。	41
問 2-29. 船舶や自動車などの移動体に、本補助金で太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置す ることはできますか。	41
問 2-30. 入居者が未定の戸建て住宅の場合、本補助金を申請できますか。	41
問 2-31. 法人所有の住宅や事業用住宅に太陽光発電設備を導入する場合、どのような条件で 本補助金を申請できますか。	41
問 2-32. 宗教団体が所有する施設について、本補助金を申請できますか。	42
問 2-33. 本補助事業における需要家とは、どのような主体を指しますか。	42

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

問 2-34. 同一受電の施設はどのように申請する必要がありますか。また、複数の施設を申請
する場合はどのように行えばいいですか。 43

問 2-35. 同一敷地内に別受電の施設がある場合、どのように申請を行えばいいですか。 44

問 2-36. ◎本補助事業におけるオンサイト（on-site）の定義はどのようなものですか。 45

問 2-37. ◎補助対象設備の発注、契約、支払いはいつから行うことができますか。 48

問 2-38. 補助対象設備の発注に関する見積書をどのように取得する必要がありますか。 49

問 2-39. 補助対象設備の発注において、1 者または 2 者からの見積書でも認められますか。 .. 51

問 2-40. 特定の事業者への発注を予定している場合、その業者からの見積書のみで申請でき
ますか。 52

問 2-41. 補助事業における契約はどのように行う必要がありますか。 53

問 2-42. 補助対象設備の発注時に補助対象外経費を含めた契約はできますか。 54

問 2-43. 販売事業者や施工業者などへの支払いはどのような方法で行う必要がありますか。 . 55

問 2-44. 補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできますか。 55

問 2-45. 補助金に関する不正行為にはどのような罰則が適用されますか。 56

3. 補助対象経費、補助金交付額 59

3.1. 補助対象経費、補助対象外経費 59

問 3-1. 本補助事業における補助対象経費の基本的な考え方を教えてもらえますか。 59

問 3-2. ◎本補助事業における補助対象外経費の具体例は何ですか。 59

問 3-3. 太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は補助対象経費として計上する必要がありま
すか。 65

問 3-4. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの機器費用のみを補
助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とすることは認められますか。 66

問 3-5. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池など
について、中古、新古、使用済みの製品、実証段階のものを補助対象として申請できますか。 . 67

問 3-6. 自営線の設置費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。 67

問 3-7. 設計費を補助対象経費として計上する必要がありますか。 68

問 3-8. 本補助事業における利益排除の考え方を教えてもらえますか。自社製品を補助対象経

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

費として計上することはできますか。 69

3.2. 補助金交付額 71

問 3-9. 本補助金の交付額はどのような上限額や下限額が規定されていますか。 71

問 3-10. ◎公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく太陽光発電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。 72

問 3-11. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の補助金基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されますか。 73

問 3-12. ◎公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく定置用蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。 73

問 3-13. 公称電圧について、分かりやすく教えてもらえますか。 75

問 3-14. 公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく車載型蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。 75

問 3-15. 公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく充放電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。 76

4. 補助対象設備 79

4.1. 太陽光発電設備..... 79

問 4-1. 本補助事業で可能な太陽光発電設備の設置形態は何ですか。 79

問 4-2. 補助金を活用する場合の一般的な太陽光発電設備の導入プロセスを教えてくださいか。 79

問 4-3. 太陽電池モジュールを屋根に設置する場合、耐震性の確認のポイントは何か。 ... 84

問 4-4. 積雪地域での申請にあたって注意する点がありますか。 84

問 4-5. 太陽光発電設備の固定方法の注意点を教えてくださいか。 85

問 4-6. ペロブスカイト太陽電池を補助対象として申請できますか。 86

問 4-7. ●太陽光発電設備の法定耐用年数の考え方を教えてくださいか。 87

問 4-8. ●本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。 .. 88

問 4-9. 平日と休日の消費電力量の差が大きい施設の場合、太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。 89

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

問 4-10. 倉庫に太陽光発電設備を設置する場合、どのような点を考慮する必要がありますか。	90
問 4-11. 太陽光発電設備の過積載率を 100%以上とすることのメリットを教えてください。	91
問 4-12. ●「非常時（停電時）に対象施設に必要な最低限の電力を供給できること」という要件を満たすためには、どのような設備を導入する必要がありますか。	91
問 4-13. 特定負荷や非常用コンセントは太陽光発電設備を設置する建物と同じ建物になければなりません。	93
問 4-14. RPR（逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器の設置は必須ですか。	93
問 4-15. 本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力を FIT（固定価格買い取り）制度や FIP（フィードインプレミアム）制度により売電することは認められますか。	95
問 4-16. 太陽光発電設備の発電電力の余剰電力を売電することは認められますか。	95
問 4-17. 太陽光発電設備の発電電力を自己託送することは認められますか。	96
問 4-18. ●太陽光発電設備や蓄電池の系統連系について、一連の流れを教えてください。	97
問 4-19. 太陽光発電設備の試運転について、留意すべき点を教えてください。	102
問 4-20. ●改正電気事業法により 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備や 50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備も使用前自己確認などが必要になったと聞きました。具体的にはどのような内容ですか。	103
問 4-21. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定を受けた者について具体的に教えてください。	107
問 4-22. 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の遵守事項について、教えてください。	108
問 4-23. 地域住民などへの説明会等の実施が必要なのは、どのようなケースですか。	111
4.2. 定置用蓄電池	115
問 4-24. 本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。	115
問 4-25. リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。	115
問 4-26. 蓄電池の [Ah] と [kWh] という単位について解説してもらえますか。	116
問 4-27. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、業務・産業用の定置用蓄電池と見なされますか。	117
問 4-28. ●業務・産業用の定置用蓄電池には家庭用の定置用蓄電池のような補助金の要件はあ	

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

りますか。 118

問 4-29. 家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合、火災の発生のおそれのある設備として地方公共団体が制定する火災予防条例による規制の対象となりますか。 121

問 4-30. 持ち運び可能な可搬式の蓄電池は補助対象になりますか。 123

問 4-31. 定置用蓄電池、キュービクル、トランスなどの固定方法は耐震クラス S を満たさなければなりません。 123

問 4-32. ●本補助事業で申請する定置用蓄電池の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。 124

問 4-33. ●蓄電池の残量設定はどのように行えばいいですか。 125

問 4-34. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、蓄電池を導入しなければなりません。 126

問 4-35. ●商用系統の電力や既設の太陽光発電設備など、本補助事業で導入する太陽光発電設備以外の電力で定置用蓄電池を充電することは認められますか。 127

問 4-36. 応募書類の審査において、蓄電池容量はどのように評価されますか。 128

4.3. 車載型蓄電池、充放電設備 129

問 4-37. ハイブリッド車（HV）を車載型蓄電池として申請できますか。 129

問 4-38. 放電機能のない充電設備を充放電設備として申請できますか。 129

問 4-39. 充放電設備の導入のみで、本補助金を申請できますか。 129

問 4-40. 電気自動車（EV）をリースで導入する場合、どのような点に注意する必要がありますか。 130

5. 事業モデル別の要件と手続き 131

5.1. オンサイト PPA モデル 131

問 5-1. 本補助事業におけるオンサイト PPA モデルの定義は何ですか。 131

問 5-2. オンサイト PPA モデルの区分で PPA 事業者（発電事業者）として申請するための条件はありますか。 131

問 5-3. ●需要家と PPA 事業者が資本関係がある場合、オンサイト PPA モデルで申請できますか。 134

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

問 5-4. ショッピングモールに太陽光発電設備を設置し、施設の所有者と PPA 契約を締結したい場合、どのように申請すればいいですか。	135
問 5-5. PPA 事業者（発電事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する内容で、オンサイト PPA モデルとして申請できますか。	136
問 5-6. オンサイト PPA モデルでリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請しなければなりません。	137
問 5-7. オンサイト PPA モデルの申請において、需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に応募することは認められますか。	137
問 5-8. オンサイト PPA モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか.....	138
問 5-9. 需要家との PPA 契約またはリース契約の期間に制約はありますか。	138
問 5-10. オンサイト PPA モデルにおいてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約において補助金額に相当する金額をリース料から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約の契約期間に制約はありますか。	139
問 5-11. オペレーティングリースは認められますか。	140
問 5-12. ●オンサイト PPA モデルの申請において、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元するための契約条件はどのように設定すればいいですか。	142
問 5-13. ◎需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書に盛り込まなければならないポイントを具体的に教えてもらえますか。	144
問 5-14. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点を具体的に教えてもらえますか。	148

5.2. 自己所有モデル..... 157

問 5-15. 自己所有モデルの区分で申請するのは、どのような場合ですか。	157
問 5-16. 対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費しない建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備の所有者となる場合、自己所有モデルの区分で申請できますか。	157
問 5-17. 自己所有モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。	158

5.3. リースモデル..... 159

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

問 5-18. リースモデルの区分でリース事業者として申請するための条件はありますか。 159

問 5-19. リースモデルの区分で申請する場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者はどのようにして申請する必要がありますか。 159

問 5-20. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請できますか。 160

問 5-21. リースモデルの申請において、需要家への補助金の還元を契約満了時の残価で調整することは認められますか。 161

問 5-22. 転リースによる申請は可能ですか。 161

6. 環境関係..... 163

6.1. CO₂削減に関する事項 163

問 6-1. ●本補助事業による CO₂（二酸化炭素）削減量の目標値はどのように算出すればいいですか。 163

問 6-2. ●太陽光発電設備の発電量の計測に関する要件を教えてください。 165

6.2. 環境価値 169

問 6-3. 本補助事業で創出される温室効果ガス（CO₂）排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。 169

問 6-4. 本補助事業で創出される環境価値をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。 169

6.3. 脱炭素経営 171

問 6-5. RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、SBT、TCFD、エコ・ファースト制度、デコ活とは、それぞれどのような取り組みですか。 171

6.4. Scope..... 174

問 6-6. Scope3 について、分かりやすく教えてください。 174

6.5. 再エネ促進区域..... 177

問 6-7. 再エネ促進区域とは具体的にどのような制度ですか。また、本補助事業との関連性について教えてください。 177

7. 税務、会計 181

問 7-1. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用はできますか。 181

問 7-2. 中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の活用は認められますか。 183

問 7-3. 交付された補助金は課税対象になりますか。 184

問 7-4. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。 185

問 7-5. 補助事業で購入した機器などの消費税は、どのように取り扱われますか。 185

8. 補助事業の完了、財産処分など 189

8.1. 補助事業の完了、遅延 189

問 8-1. ◎本補助事業の完了とは、どのような状態を指しますか。 189

問 8-2. 交付規程第 11 条（実績報告書）の解説をしてもらえますか。 190

問 8-3. ◎補助事業の期間内の完了を見込んで交付申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、どのような取り扱いになりますか。 192

8.2. 補助金の交付 199

問 8-4. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。 199

問 8-5. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。 200

8.3. 補助事業の成果の公表、効果検証への協力 201

問 8-6. 補助事業の成果について、どのような公表や協力が求められますか。 201

8.4. 事業報告、実地検査 203

問 8-7. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）の解説をしてもらえますか。 203

問 8-8. CO₂削減量の実績値が目標値を下回る場合、どのような対応が必要ですか。 205

問 8-9. 補助事業の実施に関する書類の保存期間は何年間ですか。 206

問 8-10. 会計検査院による検査について教えてもらえますか。 207

8.5. 財産処分、補助金の返還 209

問 8-11. ◎補助事業による取得財産等の管理および処分について、どのような点に留意するべきですか。 209

問 8-12. ●一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。その他の機器を交換・修理する場合の対応についても教えてもらえますか。 212

1. ストレージパリティ補助金の概要

1.1. 制度概要

問1-1. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような形式で実施されますか。

〈回答〉

本補助事業は間接補助方式で実施されます。実施体制は以下のとおりです。

【環境省（国）】

○執行団体の公募および選定を行います。

【一般財団法人環境イノベーション情報機構
(Environmental Innovation and Communication organization: EIC、以下「機構」という)】

○機構は環境省より本補助事業の執行団体として採択され、交付決定を受けています。

○主に以下の補助金交付事務を行います。

- ・ 補助事業者の公募
- ・ 応募書類の審査
- ・ 採択または不採択の通知
- ・ 採択後の交付申請書の審査
- ・ 補助金の交付決定
- ・ 現地調査（設備の設置状況などの中間検査または完了検査を行うことがあります）
- ・ 完了実績報告書の審査
- ・ 補助金の交付額の確定
- ・ 補助金の交付（支払い）
- ・ 補助対象設備の法定耐用年数期間における財産処分の手続き（補助金の返還など）

○機構には補助金交付事務の経験が豊富な職員が複数在籍しています。

【補足説明】

- 直接補助方式とは、国が補助事業者に対して直接、補助金を交付する方式です。
- 間接補助方式とは、国（環境省）が執行団体（機構）を通じて間接補助事業者（補助金申請者）に補助金を交付する方式です。この場合、国から見ると、執行団体は補助事業者であり、執行団体に対して補助金を申請する事業者は間接補助事業者となります。
- 間接補助方式とすることにより、以下のような利点があります。
 - ・ 行政事務の効率化（例：多数の申請者への対応の効率化、審査の迅速化など）
 - ・ 専門的知見の活用（例：電気設備の専門家による技術審査など）
 - ・ 適切な事業管理の実現（例：定期的な進捗報告、現地調査による確認など）
- 一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）の概要：
 - ・ 環境保全のための科学技術に関する情報を広く社会へ発信することを目的に、1989 年（平成元年）5 月 24 日に財団法人環境情報普及センターとして設立されました。
 - ・ 1992 年の地球サミット（国連環境開発会議）を契機に、国内外で環境保全への取り組みや研究が活発化し、企業、自治体、学校、地域コミュニティ、NGO など様々な主体による情報発信が盛んになりました。
 - ・ 当機構は設立当初より環境情報に関する事業を推進してきましたが、近年の脱炭素社会（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現という喫緊の課題に対応するため、より革新的な活動を積極的に展開することとし、2014 年（平成 26 年）7 月 1 日に現在の名称に変更しました。
 - ・ 2015 年（平成 27 年）4 月以降は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金における執行団体として、地方公共団体および民間企業と連携しながら、脱炭素社会の実現に向けた事業を推進しています。

【参考情報】

「EIC ネット」（一般財団法人環境イノベーション情報機構が運営するウェブサイト）

<https://www.eic.or.jp/>

<https://www.eic.or.jp/eic/topics/>

問1-2. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような目的で実施されますか。

〈回答〉

「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」は、主に以下の 2 つの目的で実施されます。

【1. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進】

- 太陽光発電設備の導入を促進し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進します。
- 2050 年カーボンニュートラルの達成に貢献します。
 - ・カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡により、排出量が実質ゼロとなる状態

【2. 地域共生型の太陽光発電設備の導入の推進】

- 環境を保全し、景観に配慮した太陽光発電設備の導入を推進します。
- 蓄電池の併設により、停電時における電力供給を可能にし、地域のレジリエンスを向上させます。
 - ・レジリエンス：災害などの危機に対する強^{きやうじんせい}韌性および回復力

【補足事項】

- 本補助金が創設された社会的な背景として、気候変動対策の緊急性、エネルギー価格の高騰、電力需給の逼迫などへの懸念が挙げられます。近年の気候変動問題への関心の高まりを受け、再生可能エネルギーの利用はますます重要になっています。
- 環境省では民間企業における自家消費型の太陽光発電の導入を促進し、2030 年度までに少なくとも 10GW の導入を目標としています。環境省では様々な補助金制度を通じて再生可能エネルギーの導入を促進しており、「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はこの目標を達成するための施策の一つです。
- 公募要領の「補助事業の目的」を併せて参照してください。

問1-3. 本補助金の名称に含まれるストレージパリティとは、どのような状態を指しますか。
--

〈回答〉

【ストレージパリティの定義】

本補助金におけるストレージパリティ（storage parity：SP）とは、太陽光発電設備に蓄電池（ストレージ）を併設することで得られる経済的メリットが蓄電池を導入しない場合と比較し

て同等以上となる状態を指します。

具体的には、蓄電池の使用期間における電気料金削減額などが蓄電池の導入費用を上回った場合にストレージパリティが達成されたと言えます。

ストレージパリティの達成は、再生可能エネルギーの導入拡大、ひいてはカーボンニュートラルの達成に向けた重要な要素です。

【電気料金の削減効果】

蓄電池導入による電気料金の削減効果には、主に以下の 2 つがあります。

○基本料金の削減効果

- ・ 電力需要の多い時間帯に蓄電池から放電することで、最大需要電力（デマンド値）を抑制することができます。
- ・ 電力会社との電力契約では、基本的に過去 1 年間における最大需要電力（デマンド値）に応じて基本料金が決定されます。例えば、工場で多くの機械を同時に稼働させる時間帯などにデマンド値が大きくなる傾向があります。
- ・ 蓄電池を活用することで、これらのピーク時の電力使用量を抑制し、デマンド値を下げることで、基本料金を削減することができます。

○電力量料金（使用料金）の削減効果

- ・ 太陽光発電で発電した電力を蓄電池に貯めることで、夜間や天候が悪いときでも自家消費することができます。
- ・ 太陽光発電による発電電力の自家消費量を増やす（余剰電力量を減らす）ことで、電力会社から購入する電力量を減らし、電力量料金を削減することができます。

【補足事項】

- デマンド値は 30 分間の平均使用電力（kW）を基に算出されます。1 か月の期間で最大の 30 分デマンド値がその月の最大需要電力（デマンド値）になります。
- ストレージパリティを達成するためには、適切な容量の蓄電池の選定、電力使用パターンの分析、電力契約の見直しなどが重要です。
- 蓄電池の導入費用が高いほど、ストレージパリティの達成は難しくなります。

- 電気料金の削減額が大きいほど、ストレージパリティの達成は容易になります。
- 蓄電池の使用期間が長いほど、ストレージパリティの達成は容易になります。
- ピーク時の電力使用量が多いほど、デマンド値の抑制効果が高まり、ストレージパリティの達成に有利に働きます。

問1-4. ●「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の補助金の交付額はどのように算出されますか。

〈回答〉

本補助金の交付額は、公募要領「別表第 1」に基づいて算出されます。

以下に具体的な計算例を示します。計算例はあくまでも目安であり、実際の補助金交付額は申請内容の詳細によって異なる場合があります。

【計算例 1：オンサイト PPA モデルの場合】

○導入設備

- ・ 太陽光発電設備：パワーコンディショナーの定格出力 100kW
- ・ 定置用蓄電池（家庭用）：蓄電池容量 20kWh（価格 210 万円、税抜・工事費込み）

○補助金交付額（概算）

- ・ 太陽光発電設備： $100\text{kW} \times \underline{5 \text{ 万円/kW}} = 500 \text{ 万円}$
- ・ 定置用蓄電池： $210 \text{ 万円} \div 3 = 70 \text{ 万円} < \text{目標価格 } 20\text{kWh} \times 4.5 \text{ 万円} = 90 \text{ 万円}$
- ・ 合計： $500 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} = 570 \text{ 万円}$

【計算例 2：自己所有モデルの場合】

○導入設備

- ・ 計算例 1 と同じ

○補助金交付額（概算）

- ・ 太陽光発電設備： $100\text{kW} \times \underline{4 \text{ 万円/kW}} = 400 \text{ 万円}$

- ・ 定置用蓄電池：210 万円 ÷ 3 = 70 万円 < 目標価格 20kWh × 4.5 万円 = 90 万円
- ・ 合計：400 万円 + 70 万円 = 470 万円

【太陽光発電設備の補助金交付額について】

- 太陽光発電設備の補助金交付額は、原則としてパワーコンディショナーの定格出力により決定されます。パワーコンディショナーの定格出力は仕様書で確認できます。
- 補助対象経費の合計が補助金基準額以下でない限り、補助対象経費が増加しても補助金交付額は増加しません。
- 補助対象経費が 0 円の場合、補助金交付額は 0 円となります。

【定置用蓄電池の補助金交付額について】

- 定置用蓄電池の補助金交付額は、原則として補助対象経費（税抜・工事費込み）の 3 分の 1 です。
 - 令和 6 年度補正予算：
 - ・ 業務・産業用の定置用蓄電池は、kWh あたり 4 万円が上限額となります。
 - ・ 家庭用の定置用蓄電池は、kWh あたり 4.5 万円が上限額となります。
 - 定置用蓄電池の区分は以下のとおりです。
 - ・ 業務・産業用：蓄電池容量が 20kWh 超の製品
 - ・ 家庭用：蓄電池容量が 20kWh 以下の製品
- ☆計算例に挙げている 20kWh の製品は家庭用になります。

【正確な補助金交付額の算出方法】

- 正確な交付額は、交付申請書の様式（Excel ファイル）に必要事項を入力して算出してください。

問1-5. ◎本補助金では、どのような設備の組み合わせで申請できますか。

〈回答〉

本補助金で申請可能な設備の組み合わせは大きく分けて、定置用蓄電池を含むパターン、車載

型蓄電池を含むパターン、すべての設備を含むパターンの 3 種類があり、合計 6 通りの組み合わせで申請できます。以下にそれぞれのパターンを示します。

【1. 定置用蓄電池を含むパターン：2 種類の設備の組み合わせ】

- パターン A：太陽光発電設備＋定置用蓄電池
- パターン B：太陽光発電設備▲＋定置用蓄電池

【2. 車載型蓄電池を含むパターン：3 種類の設備の組み合わせ】

- パターン C：太陽光発電設備＋車載型蓄電池＋充放電設備
- パターン D：太陽光発電設備＋車載型蓄電池＋充放電設備▲

【3. すべての設備を含むパターン：4 種類の設備の組み合わせ】

- パターン E：太陽光発電設備＋定置用蓄電池＋車載型蓄電池＋充放電設備
- パターン F：太陽光発電設備＋定置用蓄電池＋車載型蓄電池＋充放電設備▲

▲印は補助対象外経費として、新規に導入するものを指します。これらの設備に対して、本補助事業で補助金は交付されません。

【補足事項：パターン B】

- 補助対象外として新規に導入する太陽光発電設備は本補助金の交付対象となりません。
ただし、補助対象として新規に導入する定置用蓄電池は本補助金の交付対象となります。
- 補助対象外の太陽光発電設備についても、本補助金の交付決定日以降に発注する必要があります。既設または発注済みの太陽光発電設備では、要件を満たしません。
 - ・ 例えば、交付決定日が 2025 年 8 月 20 日の場合は、補助対象外の太陽光発電設備の発注についても 2025 年 8 月 20 日以降に行う必要があります。
- この場合、逆流防止装置（RPR など）の設置は必須ではありません。補助対象外の太陽光発電設備で発電した電力は、自家消費に限らず、電力会社との個別契約（相対契約）や FIT・FIP 制度を利用して売電することができます。

問1-6. 対象施設に既設の定置用蓄電池がある場合、太陽光発電設備のみで補助金を申請することはできますか。

〈回答〉

対象施設に既設の定置用蓄電池がある場合でも、太陽光発電設備のみでの申請はできません。

【申請の要件】

本補助金において太陽光発電設備を導入する場合は、以下のいずれかの蓄電池設備の新規導入が必須となります。

- 定置用蓄電池
- 車載型蓄電池

本補助金は蓄電池の新規導入が要件となっているため、下記に該当する場合も、太陽光発電設備のみでの申請は認められません。

- 本補助金で自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する場合
- 対象施設に既に定置用蓄電池が設置されている場合
- 対象施設に既に非常用発電設備が設置されている場合

問1-7. 対象施設に既設の太陽光発電設備がある場合、定置用蓄電池のみの補助金申請はできますか。

〈回答〉

対象施設に既設の太陽光発電設備がある場合でも、定置用蓄電池のみの申請はできません。

【申請の要件】

本補助金において定置用蓄電池を導入する場合は、新規の太陽光発電設備の導入が必要となります。

この要件は対象施設に既に太陽光発電設備が設置されている場合でも同様に適用されます。

問1-8. 本補助事業の申請区分はどのように選択すればいいですか。

〈回答〉

【補助事業の申請区分】

- オンサイト PPA モデル
- その他の PPA モデル
- 自己所有モデル
- リースモデル
- その他のリースモデル

【申請区分の選択の仕方】

各申請区分は太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）と対応しています。

公募要領上、定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備は太陽光発電設備の付帯設備という位置づけになっています。

- （例 1）太陽光発電設備をオンサイト PPA で導入し、定置用蓄電池を自己所有の形態で導入する場合は、オンサイト PPA モデルの区分で申請する必要があります。
- （例 2）太陽光発電設備、定置用蓄電池、充放電設備を自己所有の形態で導入し、車載型蓄電池（EV）をリースで導入する場合は、自己所有モデルの区分で申請する必要があります。

問1-9. 本補助事業の申請区分の中で、特に採択されやすい区分はありますか。

〈回答〉

本補助事業の申請区分はすべて同一の審査基準で公平な評価を行うため、特定の申請区分が特に採択されやすいということはありません。

審査においては、公募要領に記載されている各申請区分の特性を踏まえつつ、提出された応募書類の内容を総合的に評価し、採択を決定します。特に事業計画の妥当性、実現可能性、費用効率性が重要な評価項目となります。

過去の採択実績については、機構のウェブサイトをご確認ください。

なお、応募件数や個別の採択結果に関する詳細な情報は公開しておりません。

【参考情報】

「EIC ネット」（一般財団法人環境イノベーション情報機構が運営するウェブサイト）

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2024/st_r05c/

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/st_r04c/

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/st_r03c/

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2021/r03_strp/

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2021/r02_strp/

<https://www.eic.or.jp/eic/topics/2020/supply/>

採択事例（EIC ネット）

<https://www.eic.or.jp/eic/re-ene2/>

「行政事業レビュー見える化サイト RS システム」（内閣官房 行政改革推進本部 事務局）

<https://rssystem.go.jp/project?sheetType=RS&q=%E3%82%B9%E3%88%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%83%91%E3%83%AA%E3%86%E3%82%A3&fiscalYear=all&textSearchCriteria=name%2Cpurpose%2Coverview%2Ctask>

1.2. 主な変更点・継続事項

問1-10. ◎令和 6 年度補正予算におけるストレージパリティ補助金の主な変更点および主な継続事項について教えてください。

〈回答〉

【主な変更点】

令和 6 年度補正予算におけるストレージパリティ補助金の主な変更点は、以下のとおりです。

○太陽光発電設備のみの補助対象経費（税抜、定置用蓄電池などの費用を除く）の費用効率性（CO₂を 1t 削減するのに必要な費用）が 40,000 円/t-CO₂以下であること。

○戸建て住宅を除き、蓄電池容量が 15kWh 以上であること。戸建て住宅の場合、蓄電池容量が 15kWh 未満であること。

○定置用蓄電池の蓄電池容量による区分は、以下のとおりです。

- ・ 20kWh 超 ：業務・産業用

- ・ 20kWh 以下：家庭用

◇蓄電池容量の単位を従前の Ah・セルから kWh に変更。

◇本補助事業で導入する定置用蓄電池が業務・産業用か家庭用かは、従来どおり、型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの蓄電池容量で判断します。

○定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1kWh あたり 4 万円、家庭用では 1kWh あたり 4.5 万円を上限として、補助金を交付します（補助金基準額）。

- ・ 上記に伴い、目標価格を上回るなどという理由で定置用蓄電池を補助対象外経費とすることはできません。定置用蓄電池を導入する場合は、必ず補助対象経費として申請してください。

- ・ 定置用蓄電池の目標価格については、公募要領を参照してください。

○充放電設備の区分および補助金基準額

- ・ 詳細については、公募要領の別表第 1 を確認してください。

○充放電設備の法定耐用年数：6 年

○適用される補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）

- ・ 本補助金の申請においては、一律で設備ごとの法定耐用年数が適用されます。

- ・ 一方で、税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いることは認められます。

☆税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いる場合に、本補助金の費用効率性などの審査において不利になることがなくなります。

○オペレーティングリース

- ・ 従来のファイナンスリースに加えて、オペレーティングリースも認められます。

○本補助金を申請できる者：特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人など

- ・ 従来の協同組合に加えて、認可法人（例：日本赤十字社）の申請を認められます。

○加点項目

- ・ 地域共生の取り組み
- ・ TCFD 提言に基づき、移行リスクおよび物理的リスクに関する情報開示状況の任意報告
- ・ エコ・ファースト認定
- ・ 需要家の **Scope3** に関係する企業との協力

☆いずれも加点項目のため、該当しない場合でも本補助金への応募はできます。

【令和 5 年度補正予算および令和 6 年度当初予算からの主な継続事項】

また、令和 5 年度補正予算および令和 6 年度当初予算から引き続き適用される主な事項は、以下のとおりです。

○蓄電池の導入は必須です。

○逆潮流（発電した電力量が自家消費量を上回り、電力会社の配電網に流れ込むこと）および余剰売電は禁止です。

- ・ この措置は、蓄電池の導入による自家消費の促進を目的としたものです。

○1 申請あたりの補助金交付額の上限

- ・ 太陽光発電設備：2,000 万円
- ・ 定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計：1,000 万円
- ・ 全体の上限額：3,000 万円

1.3. 応募書類作成のポイント

問1-11. 応募書類を作成する際にどのような点に注意する必要がありますか。

〈回答〉

応募書類を作成する際は、以下の資料を熟読し、内容を十分に理解した上で作成してください。

○公募要領、特に「応募書類の審査における主な評価ポイント」

- ・ 審査基準における基礎項目・加点項目・優先採択項目について、解説しています。いずれも審査の可否を左右する重要な事項です。

○本 Q&A 集、特に◎または●が付されたもの

- ・ 制度の根幹に関わる重要な注意点や補助事業を実施する上で重要性が高いものについて、解説しています。

上記の資料には、審査における重要なポイントおよび応募書類作成時の必須確認事項を記載しています。

過去の申請でよく見られた不備の例も挙げているので、応募前にすべての内容を十分に確認してください。不備の例としては、計算ミス、必要書類の不足、記載内容の矛盾が挙げられます。これらの不備があると、不採択となることとなりますので、十分にご注意ください。

2. 申請の基本事項

2.1. 補助金の採択、不採択、交付決定

問2-1. 公募要領に記載された本補助金の要件を満たす内容で応募した場合、採択されるのでしょうか。

〈回答〉

公募要領に記載された本補助金の要件を満たすことは、採択されるための基本条件の一つです。しかしながら、応募書類が要件を満たしているだけでは、必ずしも採択されるとは限りません。

応募書類の審査では審査基準に基づき、実現可能性、CO₂排出削減効果、費用効率性などを総合的に評価します。

【不採択となる主な理由】

不採択となる主な理由として、以下が挙げられます。

○書類の不備があること。

- ・ 公募要領および Q&A 集を十分に確認し、応募書類を作成してください。

○申請内容の継続的な実現可能性が補助対象設備の法定耐用年数期間において十分でないと判断されること。

- ・ 例えば、事業計画の具体性、実施体制、資金計画に懸念が見られる場合が該当します。

○公募要領の「応募書類の審査における主な評価ポイント」に記載された事項に基づく評価が低いこと。

- ・ 例えば、提出された事業計画の内容が他の応募案件と比較して優位性に欠ける場合が該当します。

○応募金額の総額が予算額を上回ること。

- ・ 本補助金は予算額に上限があるため、応募総額が予算額を超過する場合は、要件を満たしていても採択に至らない場合があります。
- ・ 予算額の範囲内でより多くの事業者を採択するため、事業者あたりの採択額・採択件数に上限を設定する場合があります。

◇具体的な採択額・採択件数の上限は、応募状況や申請された事業内容の評価などを総合的に勘案し、決定します。

☆上限を設定することになった場合は、採択時に個別に通知します。

問2-2. 本補助金の採択は先着順ですか。

〈回答〉

本補助金の採択は先着順ではありません。

以下の手順で、提出された応募書類に基づき、公正な審査を行います。

- 公募期間内に提出された申請について、外部の有識者などで構成される審査委員会を開催し、審査基準に基づき審査（選考）を行います。
- 審査結果を踏まえて、環境省との間で採択協議を行い、採択する事業を決定します。
- 採択結果を機構のウェブサイトに掲載した上で、採択または不採択の結果について個別に通知します。

問2-3. 応募書類の不備や不足は、どのように審査結果に影響しますか。

〈回答〉

応募書類に不備や不足があり、必要な情報が確認できないため審査を行えない項目が発生した場合は、原則として不採択となります。ささいなことであっても、審査に大きな影響を与える可能性がありますので、十分にご注意ください。

応募の際は、以下の点を必ず確認してください。

- 公募要領に記載された「応募に必要な書類」のうち、該当する書類をすべてそろえること。
- 各書類の記入必須項目に漏れがなく、入力内容に誤りがないことを確認すること。
 - ・ 特に金額や数値データは注意してください。
- 添付書類（見積書、図面など）に不足がなく、内容が最新の情報であることを確認すること。
 - ・ 様式に記入した内容は、添付書類で根拠を確認できる必要があります。
 - ・ 文字や図が不鮮明な書類だと、内容を確認できないことがあります。
 - ・ 古い情報が記載された書類が提出されると、正しく審査できない可能性があります。

【注意事項】

○特に以下の不備があると、重大な不備と見なされ、不採択となります。

- ・ 事業計画における重要項目（例：需要地の住所、設置する機器の型番・出力・メーカー名、年間の想定発電量など）の未記入
- ・ 経費関係書類（見積書およびその内訳）の未添付
- ・ 図面（単線結線図および配置図）の未添付

○提出前に同僚や上司などによるダブルチェックを行うことを強く推奨します。

○J グランツにアップロードする電子ファイルが正常に開けるか、必ず確認してください。
パスワードが不明なため、ファイルが開けない場合は、書類の不備として扱います。

問2-4. 補助事業の応募の件数や金額などは公表されますか。

〈回答〉

本補助事業について、以下の情報は公表しない予定です。

- 応募の件数および金額
- 採択の件数および金額
- 不採択の件数および金額
- 採択率
- その他、採択・不採択に関する内容

また、個別の問い合わせに対しても回答することはできかねます。

なお、採択事業者については、機構のウェブサイトで補助事業者（代表申請者）の名称、需要地が所在する都道府県名などを公表します。

問2-5. 本補助金の公募要領および Q&A 集において、「応募」「交付申請」「申請」といった言葉はどのような使い分けがされていますか。

〈回答〉

これらの言葉の原則的な使い分けは、以下のとおりです。

【応募・応募書類】

○「応募」は、本補助金の公募に申し込む行為全般を指す言葉として使用しています。

・ 例：応募方法、応募書類、応募に必要な書類

○「応募書類」または「応募に必要な書類」は、応募の際に提出が必要な書類を指す言葉として使用しています。

・ 例：応募書類の提出、応募書類の受理、応募書類の審査、応募書類の審査期間、応募書類の内容

【交付申請・交付申請書】

○「交付申請」は、採択後に補助金の交付決定を受けるために行う申請を指す言葉として使用しています。

・ 例：交付申請書

○「交付申請書」は、採択後の交付申請の際に提出が必要な書類を指す言葉として使用しています。申請手続きをスムーズに進めるため、交付申請書の様式は「応募書類」と共通のものとしています。そのため、単に「交付申請書」と記載している場合は、「応募書類」としても提出が必要な書類を指しているとお考えください。「応募書類」としては提出が不要な書類の場合は、「採択後の交付申請書」という表現を用いている場合があります。

・ 例：交付申請書の提出、交付申請書の受理、交付申請書の審査、交付申請書の審査期間、交付申請書の内容

【申請】

○「申請」は補助金を得るための手続き全般を指す言葉であり、「応募」と「交付申請」の両方の意味合いで使用しています。採択前の場合は「応募」、採択後の場合は「交付申請」と適宜読み替えてください。

問2-6. 交付規程第 7 条（交付の決定）の解説をしてもらえますか。

〈回答〉

交付規程第 7 条（交付の決定）は、補助金の交付が正式に決定される手続きについて定めたものです。

【第 1 項：交付決定日】

- 交付決定通知書（交付規程 様式第 3、補助金の交付が決定したことを知らせる書類）に記載された日付が交付決定日となります。
- 補助事業は交付決定日以降に開始することができます。

【第 2 項：交付決定までの期間】

- 交付申請書の受付から交付決定通知書の通知までの標準処理期間は 30 日です。これはあくまで目安であり、申請内容や審査状況によって変動する場合があります。
- 以下の場合、交付決定までの期間が 30 日を超えることがあります。
 - ・ 交付申請書の内容に不明な点があり、機構から確認の連絡が必要な場合
 ◇例：様式に記入された数値の根拠資料の再提出を求める場合など
 - ・ 交付申請書に不備があり、申請者による修正が必要な場合

【交付申請書作成の注意点】

審査を円滑に進めるため、以下の点に注意して交付申請書を作成してください。

- 機構の審査担当者が申請内容の根拠を理解できるよう、どの資料のどの部分に該当する情報が記載されているかを明記した上で、根拠資料で確認できる情報を様式に正確に記入すること。
- 根拠資料の該当箇所にマーカーを塗る、赤枠で囲うなどの措置を講じること。
- 不備がないように、様式に記入する内容を十分に確認すること。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（交付の決定）

第 7 条 機構は、第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 3 による交付決定通知書又は様式第 4 による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。》

問2-7. 交付規程第 8 条第 3 号に規定された計画変更承認申請書（様式第 5）を提出しなければならない

いのはどのような場合ですか。

〈回答〉

交付決定を受けた補助事業の内容を変更する必要がある場合は、計画変更承認申請書（交付規程 様式第 5）の提出が必要となることがあります。

【提出が必要な場合】

以下のいずれかに該当する場合は、計画変更承認申請書の提出が必要です。

- 交付規程の別表第 2 の第 1 欄（区分）に示す補助事業に要する経費（工事費、設備費、業務費、事務費）の各配分額のいずれか低い額の 15%を超える変更をする場合
 - ・ 例：工事費 100 万円、設備費 500 万円の場合、低い方の工事費 100 万円の 15%、つまり工事費が 15 万円を超える変更となる場合
- 軽微とは言えない変更をする場合

【提出が不要な場合】

交付規程の別表第 2 の費目および細分の変更については、計画変更承認申請書の提出は不要です。

- 別表第 2 の第 2 欄の費目（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）の内訳の変更
- 別表第 2 の第 3 欄の細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の変更
 - ・ 例：本工事費の中で、材料費と労務費の配分を変更する場合など

【軽微な変更の定義】

軽微な変更とは、以下のすべてに該当する場合を指します。

- 補助事業の目的（CO₂排出削減）に特段影響がない場合
- 補助事業者の自由な創意により、より効果的に補助事業の目的の達成に資するものと機構が考える場合

【注意事項】

○ 交付決定を受けた後に、採択後の交付申請書に添付した採用見積と異なる内容で発注をしたい場合や、補助事業を進める中で交付申請書の内容に変更点が生じた場合は、変更の大小や軽微であるか否かにかかわらず、必ず事前に機構に相談してください。

- ・ 自己判断により変更後の内容で補助事業を進めることは、絶対にしないでください。
- ・ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）が機構への事前相談なしに、交付申請書と異なる内容で補助事業を進めた場合は、補助金の交付（支払い）が一切できなくなることがあります。
- ・ 補助事業の目的や補助金の要件に反する変更は認められません。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（交付の条件）

第 8 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一～二（略）

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第 5 による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第 6 条に定める手続によるものとする。

ア 別表第 2 の第 1 欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。》

問2-8. 交付規程第 14 条（交付決定の取消等）の解説をしてもらえますか。

〈回答〉

交付規程第 14 条（交付決定の取消等）は補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の返還を求める場合について定めた重要な条項です。

【第 1 項：交付決定の解除】

機構は以下のような重大な場合には、交付決定を取り消すことがあります。交付決定が取り消されると、補助金を受け取ることができなくなります。

○ 完了実績報告書など、提出が必要な書類が期限までに提出されない場合

- ・ 例：正当な理由なく遅延した場合や、機構からの催促に応じない場合など

○ 補助事業の実施状況が交付決定の内容から著しく逸脱している場合

- ・ 例：機構の事前の承認なく、計画を大幅に変更した場合など

○虚偽の申請や報告があった場合

- ・ 例：申請や報告の内容に意図的な虚偽があった場合など

【第 2 項：補助金の返還】

- 交付決定を取り消し、既に交付（支払い）済みの補助金がある場合は、その全額を一括で返還する必要がある、機構は期限を定めて補助金の返還を命じます。返還命令書には返還すべき補助金の額と返還期限が明記されます。

【第 3 項：延滞金】

- 指定した期限までに補助金の返還がない場合は、延滞金が発生します。延滞金は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算されます。
- 延滞金は返還すべき補助金の額（未納付額）に一定の利率を乗じて計算されます。この利率は法令に基づいて定められています。

【注意事項】

- 提出が必要な書類は記載内容に誤りがないかを十分に確認した上で、定められた期限までに必ず提出してください。
- ・ 提出期限に遅れた場合は、交付決定の取消の対象となる可能性があります。
- 交付決定の取消は補助事業者にとって大きな不利益となります。
- ・ 交付決定の取消が発生することのないよう、交付規程および機構の指示に従い、補助事業の適正な執行に努めてください。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（交付決定の取消等）

第 14 条 機構は、第 8 条第 1 項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、別紙 2 の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 機構は、前項の取消を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 機構は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第 1 項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 前項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。》

2.2. 補助金の申請手続き

問2-9. ●施工業者やコンサルタントなどに申請手続きのサポートを依頼する場合、どのように申請を行えばいいですか。

〈回答〉

【自己所有モデルの区分における申請の主体】

- 自己所有モデルの区分における申請の主体（代表申請者）は、補助事業によって導入する設備を実際に使用し、設備の購入代金を支払う需要家です。補助事業者（代表申請者）は補助金の交付を受ける権利と交付規程に基づく義務を負います。
- 発注先の施工業者やコンサルタントなどが需要家に代わって補助事業者となり、補助金を申請すること（いわゆる代理申請、代行申請）は認められません。補助金返還などの交付規程に基づく義務は、あくまでも補助事業者である需要家が負うことになります。

【申請手続きのサポート依頼】

補助事業者は補助事業の内容を十分に理解し、最終的な責任を持って取り組む必要があります。発注先の施工業者やコンサルタントなどに申請手続きのサポートを依頼する場合であっても、補助事業者は補助金の申請に主体的に関与し、内容を把握するように努めてください。

外部の業者に申請手続きのサポートを依頼する場合は、以下の対応が必要です。

- 交付申請書の様式に、申請手続きのサポートを依頼する事業者の名称、担当者名、連絡先などを正確に記入すること。
- 補助事業者の承諾のもと、公募要領に記載された応募に必要な書類（例：電気料金の請求書、定款、財務諸表など）をサポート事業者が補助事業者から提供を受け、補助金の申請手続きのサポートを行っていることを確認できる書類を交付申請書に添付すること。
- ・ 契約書、承諾書、確認書、受領書など。様式は問いません。金額部分は黒塗りしても構いません。
- ・ これらの書類には、サポートの内容・責任範囲などを明記することを推奨します。

なお、これらの内容が交付申請書および添付書類で明確に確認できない場合は、実施体制が不明確であると判断し、不採択となることがあります。

【機構への連絡方法】

採択となった以降に、施工業者やコンサルタントなどが補助事業者に代わって特定の申請に

ついて機構に直接連絡する場合は、以下のとおり対応してください。

○原則として、機構の問い合わせフォームは使用しないこと。

- ・システム上、メールのように補助事業者のメールアドレスを CC に入れられないためです。

○一般財団法人環境イノベーション情報機構 事業部 事業第二課（ supply@eic.or.jp ）宛てにメールを送信すること。

- ・どの申請なのか分かるよう、「代表申請者の名称」「施設の名称（需要家の法人名および建物の名称）」「識別番号_例：SP6S-○-○-○○○」を件名または本文に必ず記載してください。
- ・識別番号は、採択通知、交付決定通知書、または交付額確定通知書の PDF ファイルの右上に記載しています。

○代表申請者の担当者（主担当）、責任者などのメールアドレスを必ず CC に含めること。

- ・これにより、機構からの回答内容を補助事業者（代表申請者）も把握することができます。

補助事業者（代表申請者）はサポートを依頼した事業者の問い合わせ内容および機構からの回答の内容を把握し、認識の齟齬がないようにしてください。

【オンサイト PPA モデルおよびリースモデルの区分における申請の主体】

○オンサイト PPA モデルの区分における申請の主体（代表申請者）は、PPA 事業者（発電事業者）であることが原則です。

- ・ただし、リースバックなどにより資金調達を行う場合は、発電事業者を共同申請者とし、リース事業者を代表申請者とすることが可能です。

○リースモデルの区分における申請の主体（代表申請者）は、リース事業者です。

問2-10. 交付申請書の提出後に代表者が変更となる予定の場合、交付申請書をどのように作成する必要がありますか。
--

〈回答〉

【交付申請書の作成】

○交付申請書は提出時点（「様式第 1（第 5 条関係） 交付申請書」の右上の日付）において

有効な登記事項証明書（商業・法人登記）に基づき、申請時点での法的な代表者の名称で作成してください。

- ・ 予定されている変更後の代表者名で申請することはできません。
- 応募書類の審査期間中は、書類の変更は基本的に受け付けません。採択となった場合は、採択後に提出する交付申請書で修正してください。
- 採択後に提出する交付申請書の審査期間中に変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

【代表者の変更に関する手続き】

代表者の変更に関する手続きは、以下のとおりです。

- 変更後の登記事項証明書（商業・法人登記）を速やかに取得してください。
- 件名に「代表者変更」と明記した上で、変更後の登記事項証明書（商業・法人登記）の PDF ファイルを添付し、メールで速やかに機構に報告してください。
- メール本文には、変更年月日、新旧代表者の氏名・役職などを明記してください。

【注意事項】

- 交付申請書に記載した内容について、代表者以外に変更点が生じた場合も、同様の対応が必要です。
- ・ 詳細については、公募要領「交付決定を受けた後に変更点が生じた場合」を参照してください。

問2-11. 交付申請書の様式で押印が必要な書類はありますか。

〈回答〉

本補助金の交付申請書の様式については、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先など」の欄に記入する場合は、押印が必要な書類はありません。

詳細については、公募要領の別冊「応募に必要な書類」を参照してください。

問2-12. 補助事業の実施体制表に複数の事業者が含まれる場合の注意点を教えてください。

〈回答〉

補助事業の実施体制表において、代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合は、すべての事業者について、以下の書類を提出する必要があります。

【提出が必要な書類】

- 定款
- 財務諸表（単体ベースの直近の 3 決算期における貸借対照表・損益計算書など）
- 法人の概要を確認できる資料
- 暴力団排除に関する誓約書

これらの書類に提出漏れがある場合は、不採択となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

詳細については、公募要領の別冊「応募に必要な書類」を参照してください。

2.3. 申請に関するその他の事項

問2-13. ◎本補助金は国や地方公共団体の他の補助金・交付金と併用できますか。

〈回答〉

【前提となる法律】

本補助金と他の補助金・交付金との併用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という）に基づき判断されます。この法律において定義される「補助金等」および「間接補助金等」に該当するものが、併用制限の対象となります。

【国（環境省・経済産業省など）からの補助金、交付金との併用】

- 同一設備に対する併用：国（環境省・経済産業省など）からの他の補助金・交付金も補助金適正化法の適用対象となるため、同一設備に対して併用することはできません。
- 異なる設備に対する併用：本補助金の補助対象設備と異なる設備であれば、国からの他の補助金・交付金との併用に制限はありません。ただし、それぞれの補助金・交付金が定める目的を達成できることが条件となります。

【地方公共団体（都道府県・市区町村）の補助金・交付金との併用】

同一設備に対する地方公共団体の補助金・交付金との併用については、その補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象となるかどうかで判断が異なります。

- 補助金適正化法の適用対象外：地方公共団体が独自に財源を確保して実施している補助金・交付金で補助金適正化法の適用対象外となる場合は、同一設備に対して併用が可能です。
- 補助金適正化法の適用対象：国からの補助金・交付金を主な財源としている補助金・交付金で補助金適正化法の適用対象となる場合は、同一設備に対して併用ができません。

【併用可能な場合の経費内訳の記入方法】

地方公共団体の補助金・交付金との併用が可能な場合は、以下のとおり交付申請書に記入してください。

- 地方公共団体からの補助金・交付金の交付額を交付申請書の「(2) 寄付金その他の収入」欄に記入してください。
- 上記の金額を記入すると、自動的に「(1) 総事業費」から (2) の金額が差し引かれ、「(3)

差引額」が算出されます。(3) の金額が本補助金の交付額の算定における基礎となります。

【補助金適正化法の適用対象であるか否かの確認方法】

地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象となるかどうかは、以下の方法でご確認ください。

- 地方公共団体の交付要綱などの確認：当該地方公共団体が公表している補助金・交付金の交付要綱や募集要項などを確認し、補助金・交付金の財源や根拠法令に関する記述をご確認ください。
- 地方公共団体への問い合わせ：上記の書類で不明な場合は、直接、地方公共団体の補助金・交付金を担当する部署へお問い合わせください。その際、本補助金との併用を検討している旨を伝え、当該地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象であるか否かをご確認ください。

【補足事項】

地方公共団体の補助金の財源は、地方税収入、地方債、国からの交付金など、多岐にわたります。補助金適正化法の適用対象となるか主な判断基準は以下のとおりです。

- 国からの特別な補助金・交付金の有無：地方公共団体の特定の事業のために、国から特別に補助金・交付金が交付されている場合は、補助金適正化法が適用される可能性が高いです。
- 間接補助事業：地方公共団体の補助金・交付金が、国の補助金・交付金を受けて地方公共団体が実施する事業（間接補助事業）である場合は、補助金適正化法が適用されます。

一方、地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象外となるのは、主に以下のようなケースです。

- 地方公共団体の補助金・交付金が国からの補助金・交付金を一切含まない独自の財源で実施されている場合
- 地方公共団体の補助金・交付金の財源に国からの交付金などが含まれているものの、それが用途を特定しない一般財源として交付されたものであり、特定の事業のために使用されるものではない場合

【参考情報】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）

《（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179>

問2-14. 本補助金の交付を受けた場合、政治活動に関する寄付制限の対象となりますか。

〈回答〉

本補助金の交付を受けた場合でも、政治活動に関する寄付制限の対象とはなりません。

【補足説明】

○「政治資金規正法」（昭和 23 年法律第 194 号）は政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とした法律です。

○「政治資金規正法」により、国から補助金の交付を受けた法人は交付決定の通知を受けた日から 1 年間、政治活動に関する寄附を行うことが禁止されています。

- ・ これは国から補助金を受けた会社その他の法人が、補助金を受けていることで国と特別な関係に立ち、その特別な関係を維持または強固にすることを目的とした不明朗な寄附を防止するための法律上の規定です。

○ただし、以下のような例外があります。

- ・ 試験研究や調査にかかるもの
- ・ 災害復旧にかかるもの
- ・ その他、性質上利益を伴わないもの

○本補助金は法律や政府の方針などに位置付けられた地球温暖化対策を目的としており、

事業者が二酸化炭素の排出を抑制するために太陽光発電設備などを導入する場合に生じる追加的な費用負担を補填するものです。

- 「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」（総務省）では、個別具体的な補助金の性質が、直接に特定の会社の営利を助長し、あるいはその経営を強化するものでない限り、国と会社その他の法人との間の特別な関係を維持または強固にすることを目的とした不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがないと考えられる旨が記載されています。

- したがって、本補助金は「性質上利益を伴わないもの」に該当し、政治活動に関する寄附制限の適用除外となります。

【参考情報】

「政治資金規正法」（昭和 23 年法律第 194 号）

《（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000194/>

「国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について」（平成 27 年 5 月 29 日、総務省）

「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」

《③その他性質上利益を伴わないもの

○試験研究・調査又は災害復旧に係るもののほか、個別具体的な補助金等の性質が、直接に、特定の会社の営利を助長し、あるいはその経営を強化するものでなければ、国と会社その他の法人との間の特別な関係を維持又は強固にすることを目的とした不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがないと考えられるため、「性質上利益を伴わないもの」が適用除外とされているものである。

- 一般的には、次のアからキまでに示すようなものは、「性質上利益を伴わないもの」に該当するものと考えられる。

ア （略）

イ 法律、政府の方針等に位置付けられた公共性の高い事務又は事業を行うために生じる追加的な負担を補てんする限度において交付されるもの

例えば、以下のものが考えられる。

・高齢者、障害者等の移動の利便性の向上を目的として、公共交通の事業者が、既存の施設について、エレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの

・地球温暖化対策を目的として、建築事業者が二酸化炭素の排出を抑制するために住宅・建築物等の整備を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの

・航空機等に対する不法妨害行為の防止等の安全対策を図るために、運送事業者が警備機器等の整備を行う場合に生じる当該事

業者の追加的な費用負担を補てんするもの

・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するために、事業者が建築物の耐震改修を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの

・労働者のキャリア形成を効果的に促進するために、事業者が職業訓練を行う場合に生じる当該事業者の追加的な費用負担を補てんするもの

ウ～キ （略）》

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000190.html

問2-15. ◎過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設に、本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することはできますか。

〈回答〉

過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設であっても、申請要件をすべて満たしていれば、本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することは可能です。

【対象となる施設】

具体的には、以下のような施設が対象となります。

○過去に国・地方公共団体の補助金を利用した場合

- ・環境省補助金「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設
- ・環境省補助金「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設
- ・その他、過去に国（環境省・経済産業省など）・地方公共団体（都道府県・市区町村）の補助金・交付金の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設

○自己資金で設置した場合

- ・自己資金で設置した太陽光発電設備を有する施設

◇本補助金の申請にあたり、過去の設置に関する費用負担の証明は不要です。

【申請のポイント】

- 本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備は、対象施設で自家消費できる規模のもののみが補助対象となります。

○対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量は、外部から購入している電力量（電力会社からの購入電力量）を根拠にすることで基本的には構いません。

- ・ 既設の太陽光発電設備の発電電力を自家消費している場合は、太陽光発電設備を増設することで余剰電力が基本的には増大するため、過大な設備とならないよう、適正規模の確認が必要です。
- ・ 既設の太陽光発電設備を FIT 制度または FIP 制度で全量売電している場合は、本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備の自家消費電力量（見込み）に影響しません。

【前年度に太陽光発電設備を導入した場合の注意点】

- 既設の太陽光発電設備の発電電力を自家消費している場合は、対象施設の直近 1 年間の電気料金の請求書に記載された外部から購入している電力量に、既設の太陽光発電設備の発電量が差し引かれた月が含まれていることがあります。
- 交付申請書で既設の太陽光発電設備の発電が開始した月を明示し、それ以前の月の消費電力量から既設の太陽光発電設備の自家消費電力量（見込み）を差し引いた上で、本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備の自家消費電力量（見込み）を正確に算定してください。
- 上記のような詳細な説明資料が必要となるため、既設の太陽光発電設備を設置してから 1 年以上が経過した施設について、本補助事業で太陽光発電設備を増設する申請を行うことを推奨します。

【CO₂削減量の区別】

既設の太陽光発電設備と本補助事業で導入する太陽光発電設備の CO₂削減量を明確に区別し、算定できる必要があります。そのためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- 既設の太陽光発電設備と本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電量を個別に把握できるシステムとすること。
- ・ この点がクリアできれば、電力量計や制御装置の追加設置は必須ではありません。
- ・ 既設の太陽光発電設備を含めた、太陽光発電設備全体の発電電力量を合計でしか把握できないシステムは認められません。

【補足事項】

- 全国的に太陽光発電設備を設置済みの施設が増えてきたため、太陽光発電設備を増設するケースが増加傾向にあります。
- 再生可能エネルギーの導入拡大は政府の方針のため、設置場所が確保でき、消費電力量の

大きな施設では、太陽光発電設備の増設をご検討ください。

問2-16. 過去に国の補助金で太陽光発電設備を導入した施設について、再度申請した場合、審査において不利になりますか。

〈回答〉

本補助金においては、公募要領および Q&A 集に記載された要件をすべて満たす申請であれば、過去に国の補助金の交付を受けた実績が審査において不利な要因となることはありません。

ただし、以下の点にご注意ください。

- 過去に太陽光発電設備のみを導入した施設で、今回、蓄電池のみを申請する場合は、本補助金の対象とならず、不採択となります。
- ・ 本補助金の申請においては、太陽光発電設備と蓄電池の両方を同時に新規導入することが要件となります。

問2-17. 補助事業完了後に、太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することはできますか。

〈回答〉

本補助事業の完了後に太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを増設するには、以下の 2 つの条件を両方満たす必要があります。

- 本補助事業で導入した太陽光発電設備について、その発電電力量を増設後も個別に把握できること。
- 太陽光発電設備の発電量のうち、本補助事業で導入した設備による自家消費電力量が増設前と比較して著しく減少しないと見込まれること。
- ・ 売電を目的とした増設でないことが一つの判断基準になります。

なお、以下の場合には増設が認められません。

- 本補助事業で導入した太陽光発電設備の発電量を増設後に個別に把握できなくなる場合
- 太陽光発電設備の発電量のうち、本補助事業で導入した設備による自家消費電力量が増設前と比較して著しく減少することが見込まれること。

【注意事項】

上記の条件を満たさない増設を行った場合は、補助金の一部または全部の返還を求められることがあります。

問2-18. ◎新築または増築の建物で、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の実績デ

ータがない場合でも申請できますか。

〈回答〉

新築または増築の建物であって、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の実績データが存在しない場合でも、以下の条件をすべて満たす場合は申請が可能です。

- 公募要領に記載された補助事業の実施期限までに補助事業を完了できる見込みであること。
- 対象施設の 1 年間の消費電力量を合理的根拠に基づき算定できること。
- 太陽光発電設備の発電量のうち、対象施設で自家消費電力量（見込み）を合理的根拠に基づき算定できること。

【申請時の必要書類】

- 建築工事の工程表
- 建物の所在地および所有者を確認できる書類。例えば、以下のいずれかの書類：
 - ・申請時に建物が完成している場合：建物の登記事項証明書、固定資産税課税証明書、不動産売買契約書の写しなど
 - ・申請時に建物が未完成の場合：押印済みの建築工事の契約書（原契約書）の写し、または、これに準ずる書類

建築工事の契約書に本補助金の補助対象設備の費用が含まれていなければ、建築工事の契約書の締結時期は本補助金の交付決定日前でも基本的に問題ありません。ただし、補助対象設備は交付決定日以降に発注する必要があるため、建築工事の契約書と補助対象設備の発注に関する契約書は分けて作成することが原則です。

【消費電力量の算定方法】

以下のいずれかの方法で算定してください。

- (A) 用途、規模、設備構成などが類似し、消費電力の傾向に近い施設の電力使用量の実績値を参考にする方法
- (B) 導入予定の電気設備の台数、消費電力、負荷率および使用時間などを基に電力使用量を積み上げる方法

【算定における重要事項】

- 上記 (A)、(B) など複数の方法で算定し、数値の整合性を確認することを推奨します。
- 算定根拠は第三者が内容を理解できる合理的な説明である必要があります。
- 類似施設との面積比率を用いる場合は、具体的な根拠（例：類似施設の延床面積あたりの消費電力量、類似施設の稼働状況と想定される当該施設の稼働状況の比較など）を明記してください。例えば、「類似施設と比べて床面積が 1.5 倍であるため、消費電力量も 1.5 倍と見込む」といった算定は、この情報だけでは単純に面積比率を用いることの妥当性が確認できないため、認められません。
- 新築建物は LED 照明、高効率空調機、断熱材などの導入による省エネ性能向上により、同規模の既存施設と比較して消費電力量が少なくなる傾向にあるため、注意が必要です。面積比率で単純に算定することが妥当ではない場合があります。
- 施設の実際の稼働状況が不明な段階での過大な想定は認められません。

【注意事項】

- 消費電力量の実績値がない、または、本格稼働前の施設については、現実的な稼働状況を想定してください。
- 算定根拠は慎重に検討してください。
- 初年度の自家消費率が 50%を切る申請は認められません。こうした施設の場合は、本格稼働後に補助金の申請をご検討ください。
- 施設稼働後の実際の消費電力量が当初の想定を下回り、CO₂削減量の実績値が完了実績報告書に記載した目標値を大きく下回る場合は、補助事業で導入した太陽光発電設備が過大であると判断され、補助金の一部または全部の返還を求められる場合があります。

問2-19. 企業の規模にかかわらず、本補助金の申請者になることができますか。

〈回答〉

公募要領に記載された申請者の要件を満たしていれば、申請主体が大企業であるか中小企業

であるかといった企業の規模にかかわらず、以下のいずれかの立場で申請することが可能です。

- 補助事業者としての申請
- オンサイト **PPA** モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）としての申請

問2-20. 民営化された旧公社や旧公団は本補助金の申請者になることができますか。

〈回答〉

民営化された旧公社や旧公団は、以下のいずれかの立場で申請することが可能です。

- 「民間企業」として、補助事業者としての申請
- オンサイト **PPA** モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）としての申請

問2-21. 独立行政法人などは本補助金の申請者になることができますか。

〈回答〉

以下の法人などは本補助金の申請者になることができます。また、オンサイト **PPA** モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）としての申請も可能です。

- 「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- 「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- 「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）に基づく国立大学法人、公立大学や公立高等専門学校を設置・運営を行う公立大学法人、「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく学校法人
- 「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- 「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- 「農業協同組合法」（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合、「水産業協同組合法」（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく漁業協同組合、「消費生活協同組合法」（昭和 23 年法律第 200 号）に基づく消費生活協同組合など、特別法の規定に基づき設立された協同組合

【参考情報】

「民法」（明治 29 年法律第 89 号）

《（法人の能力）

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>

独立行政法人制度等 > 独立行政法人：独立行政法人とは？（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_01.html

地方自治制度 > 地方独立行政法人：地方独立行政法人とは？（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gyoseihojin.html

「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）

《（定義）

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（名称）

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045>

「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）

《第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205>

問2-22. 社会医療法人は本補助金の申請者になることができますか。

〈回答〉

社会医療法人は「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定される医療法人に該当するため、本補助金の申請者になることができます。また、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）としての申請も可能です。

【参考情報】

「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）

《第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205>

問2-23. 個人事業主（青色申告者）は本補助金に申請できますか。また、申請する場合に必要な提出書類は何ですか。

〈回答〉

青色申告を行っている個人事業主は本補助金に申請できます。

ただし、白色申告を行っている個人事業主は本補助金の申請者（代表申請者および共同申請者）となることはできませんので、ご注意ください。

青色申告の個人事業主が本補助金を申請する場合には、交付申請書に以下の書類をすべて添付する必要があります。

- 確定申告書 B の写し（第一表と第二表の両方が必要）
- 所得税青色申告決算書の写し（損益計算書と貸借対照表の両方が必要）
- 電子申告を利用した場合：国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信通知の画面のスクリーンショット
- ・ 申告が正式に受理されたことが確認できるものとして、確定申告書 B と所得税青色申告決算書の両方の受信通知が必要です。

問2-24. 個人は本補助金の申請者になることができますか。

〈回答〉

個人（青色申告の個人事業主を除く）は本補助金の申請者（代表申請者および共同申請者）となることはできません。

個人が所有する戸建て住宅については、以下のいずれかの方法で設備を導入することが可能

です。

- オンサイト **PPA** モデルによる申請（発電事業者などが代表申請者となります）
- リースモデルによる申請（リース事業者が代表申請者となります）

なお、個人が太陽光発電設備を所有して補助金の交付を直接受ける自己所有モデルは本補助金の対象外となります。

問2-25. 地方公共団体は本補助金の申請者になることができますか。また、公共施設への設備導入は対象となりますか。

〈回答〉

地方公共団体は本補助金の申請者（代表申請者および共同申請者）となることはできません。

地方公共団体が所有する公共施設については、導入を予定している公共施設が環境省補助金「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（以下「地域レジリエンス事業」という）の要件のうち、満たさない項目があることを条件に、以下のいずれかの方法で設備を導入することが可能です。

- オンサイト **PPA** モデルによる申請（発電事業者などが代表申請者となります）
- リースモデルによる申請（リース事業者が代表申請者となります）

公共施設についてオンサイト **PPA** モデルまたはリースモデルで申請を行う場合は、当該施設が地域レジリエンス事業の要件で満たさないものがあることを示す書類を交付申請書に添付してください。

- 例：地域レジリエンス事業の要件のうち、満たさない項目とその理由を記載した説明書、それを裏付ける根拠資料など。様式は問いません。

なお、地方公共団体が太陽光発電設備を所有して補助金の交付を直接受ける自己所有モデルは本補助金の対象外となります。

問2-26. 工事に着手している場合でも、本補助金を申請できますか。

〈回答〉

太陽光発電設備などの補助対象設備の工事に既に着手している場合は、本補助金を申請することはできません。

本補助金の対象となる事業は、交付決定日以降に以下のすべての事項を行うものに限られます。

- 補助対象設備の発注に関する契約締結
 - ・ 契約書の締結、または、注文書および注文請書の発行
- 設備代金および工事代金の支払い

【補助対象外となる太陽光発電設備】

以下の太陽光発電設備は補助対象外となります。

- 本補助金の交付申請を行う時点で、すでに発注済みの太陽光発電設備
- 本補助金の交付申請を行う時点で、すでに設置済みの太陽光発電設備

問2-27. 自家用発電設備が設置された施設は本補助金を申請できますか。

〈回答〉

既存の自家用発電設備が設置された施設であっても、本補助金の要件（蓄電池の新規導入を含む）を満たしていれば、申請できます。

【自家用発電設備の分類】

自家用発電設備はその利用目的によって、大きく以下の 2 つに分類されます。

- 常用発電設備
 - ・ 発電専用：主に電力供給のみを目的とした設備です。コスト削減や電力供給の安定化を主な目的として設置されます。
 - ・ 熱電併給：発電と同時に熱供給も行うコージェネレーションシステムです。エネルギー効率の最大化を図り、環境負荷の低減にも貢献します。
 - ・ 常用・防災兼用：平常時の電力供給と非常時のバックアップ機能の両方を備えた設備です。
- 非常用発電設備

- ・ 防災用：災害発生時などに消火活動や人命の安全確保のため、重要設備への電力供給を確保するための設備です。「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）などの法令に基づき、設置が義務付けられています。

☆対象設備：「消防法」で定められた消火設備（スプリンクラー、消火ポンプなど）や非常照明、誘導灯など

- ・ 保安用：停電時に重要設備の継続運転のために電力を確保する設備です。法令上は義務づけられていませんが、BCP（事業継続計画）の観点で設置が推奨されています。

☆対象設備：エレベーター、冷蔵・冷凍装置、生産ライン、通信機器など

問2-28. 日本国外の施設への設備導入は本補助金の対象となりますか。

〈回答〉

本補助金の対象となる施設は、日本国内に所在するものに限られます。

問2-29. 船舶や自動車などの移動体に、本補助金で太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置することは
できますか。

〈回答〉

本補助金は施設や建物（地面に固定されたもの）への設備導入を対象としており、船舶や自動車といった移動体への設置は対象外となります。

問2-30. 入居者が未定の戸建て住宅の場合、本補助金を申請できますか。

〈回答〉

入居者が未定の戸建て住宅については、本補助金を申請できません。

本補助事業では入居者となる個人も、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）として審査の対象となります。入居者が未定の場合は需要家を特定できず、一部の項目の審査を行うことができないため、申請できません。

問2-31. 法人所有の住宅や事業用住宅に太陽光発電設備を導入する場合、どのような条件で本補助金

を申請できますか。

〈回答〉

以下の住宅については、太陽電池出力が 10kW 以上の太陽光発電設備を導入する場合に限り、申請が可能です。

- 法人が所有し、使用する住宅
- 個人が所有し、事業用として使用する住宅（医院併用住宅や自宅をリフォームした事務所など、住宅の一部を事業用として使用する場合を含む）

一方、個人が所有し、居住用として使用する戸建て住宅の場合は、太陽電池出力が 10kW 未満の太陽光発電設備を導入する場合に限り、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルでの申請が可能です。

問2-32. 宗教団体が所有する施設について、本補助金を申請できますか。

〈回答〉

宗教団体が所有する施設については、本補助金を申請できません。

問2-33. 本補助事業における需要家とは、どのような主体を指しますか。

〈回答〉

本補助事業における需要家とは、対象施設（電力の需要地）において、太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指します。原則として、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 対象施設での電力消費を電気料金の請求書で確認できること。
- 電気料金の請求書に法人の場合は法人名、個人の場合は氏名が記載されていること。

【例外的なケース：子会社が入居する建物の電気料金を親会社が支払っている場合】

対象施設において、親会社が電気料金を支払い、子会社が実際に電気を使用している場合は、本補助事業における需要家は対象施設で実際に電気を消費している子会社となります。

親会社は電気料金を支払っていても、対象施設で実際に電気を使用しているわけではないため、需要家には該当しません。

交付申請書において、電気料金の請求書に記載された親会社と需要家として申請する子会社の関係性を説明する資料を添付してください。

このケースでは、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルの場合は、子会社を需要家（共同事業者）として申請すればよく、親会社を共同事業者とする必要はありません。

また、自己所有モデルの場合は、子会社を補助事業者（代表申請者）として申請すればよく、親会社が太陽光発電設備などの所有者になれば補助事業者（代表申請者または共同申請者）になる必要はありません。

問2-34. 同一受電の施設はどのように申請する必要がありますか。また、複数の施設を申請する場合はどのように行えばいいですか。

〈回答〉

【同一受電の施設の申請】

同一受電（電力の引込線が 1 つ）の施設（電力の需要地）については、以下の点に注意してください。

- 原則として、1 件の申請としてください。
- 同一受電の施設を分割して複数の申請とすることは、原則として認められません。
- 本補助金の上限額は申請単位で設定されます。

【複数の施設の申請】

複数の施設を申請する場合は、以下の点に注意してください。

- 施設の名称や所在地（都道府県名、市区町村名など）が異なる、離れた場所にある施設については、原則として施設ごとに申請が必要です。
- 申請ごとに採択の可否を判断します。
- 離れた場所にある複数の需要地をまとめて 1 件の申請とした場合は、原則として不採択となります。

【参考情報】

「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（2024 年 4 月 1 日改訂、資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室）

《3. 分割／重複の判断

（1）基本的考え方

再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の一団の土地にある場合を含む）であって、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする。

①発電事業者

②登記簿上の地権者（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から原則 1 年以内において同じ者である場合も含む。）》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf

問2-35. 同一敷地内に別受電の施設がある場合、どのように申請を行えばいいですか。

〈回答〉

同一敷地内に電力の引込線が別々の施設があり（2 つ以上）、かつ以下の条件をすべて満たす場合は、原則として電力契約ごとに分けて申請してください。

【申請の条件】

- 電力会社と電力契約を施設ごとに締結していること。
- それぞれの建物に太陽光発電設備を設置すること。

【分けて申請する理由】

- 個別の申請とすることで、交付申請書の以下の項目における数値の根拠が明確になります。
 - ・ 対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量
 - ・ 太陽光発電の自家消費電力量（見込み）
- 個別に申請しない場合は、上記の数値の根拠が不明瞭となりやすく、審査の結果、不採択となる可能性があります。
- 電力の融通ができないエリアについて、複数の施設の消費電力量を合算した上で、太陽光発電の自家消費電力量（見込み）を算定することは適切ではありません。

【参考情報】

太陽電池発電設備の取扱いについて（平成 24 年 2 月、経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/shousyutsuryoku.pdf

問2-36. ◎本補助事業におけるオンサイト（on-site）の定義はどのようなものですか。

〈回答〉

【オンサイトとは】

- オンサイト（on-site）とは、太陽光発電設備を設置した場所と、そこで発電した電気を使う場所が原則として同一敷地内にあることを指します。
- 本補助事業は対象施設におけるオンサイトでの自家消費を目的とした太陽光発電設備を対象としています。

【オフサイトとは】

- オフサイト（off-site）型の太陽光発電設備は本補助金の対象外です。
- オフサイト型の太陽光発電設備とは、発電場所から離れた場所にある施設へ送電して電気を供給する太陽光発電設備を指します。具体例としては以下のケースが該当し、本補助金の対象外となります。
 - ・ 自社所有の離れた（隣接地でない）場所にある土地に設置した太陽光発電設備から、自営線で自社の工場へ送電する場合
 - ・ 発電事業者が離れた場所にある遠隔地に設置した太陽光発電設備から、一般送配電事業者の送配電ネットワークを通じて需要家へ電力を供給する場合

【オンサイトの例外的な取り扱い】

対象施設の敷地内に太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置する十分なスペースがない場合は、以下の条件をすべて満たす場合に限り、例外的に本補助金に申請できます。

- (1) 電力供給の方法：一般送配電事業者の送配電ネットワークを経由せず、自社で設置した電線（自営線）を用いて対象施設へ電力を供給すること。
- (2) 権利関係の明確化：補助事業の実施に必要な設備（自営線を含む）の法定耐用年数の期間にわたり、設置場所の建物や土地の権利関係に問題がないことを証明する書類（例：土地の登記事項証明書、土地所有者の承諾書、賃貸借契約書の写しなど）を交付申請時に提出すること。
- (3) 隣接地に設置すること：太陽光発電設備などを対象施設に隣接する建物や土地に設置すること。
 - ・ 隣接するとは、対象施設の敷地と物理的に接している状態、または公道、河川、水路などを挟んで接している状態を指します。公道などを挟む場合は、当該地方公共団体が自

営線などの敷設を了承したことを示す書類の提出が交付申請時に必要です。

- (4) 「一の需要場所」に該当すること：資源エネルギー庁の「特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A」における「一の需要場所（需要地）」の定義に合致すること。

【補足事項】

- 対象施設の屋根面積が狭い、日照条件が悪いなどの理由で、十分な発電容量の太陽電池モジュールを設置できない場合に、隣接地に太陽光発電設備を設置することが考えられます。
- 将来にわたり権利関係に関する争いが生じないよう、対象施設の所有者だけでなく、太陽光発電設備（自営線を含む）を設置する隣接地の建物や土地の所有者との間で、合意形成を図っておく必要があります。例えば隣接する土地に太陽光発電設備を設置する場合は、土地所有者から法定耐用年数以上の期間における設置に関する承諾を得る必要があります。
- 土地の登記事項証明書：土地の所有者や抵当権の設定状況などの権利関係を確認できます。
- 土地所有者の承諾書：土地所有者が太陽光発電設備などの設置を承諾する旨を記載した書類です。承諾期間が法定耐用年数以上であること、将来的な所有者変更時の取り扱いについて明記することを検討してください。土地所有者の変更後も承諾が継続される措置を講じることが望ましいです。
- 賃貸借契約書の写し：契約期間や太陽光発電設備の設置に関する特約条項の有無などを確認できます。契約期間が法定耐用年数以上であるか、そうでない場合は契約更新により法定耐用年数以上、契約を継続するものである必要があります。
- 対象施設から離れた（隣接地でない）場所への設置はオンサイトとは見なされず、オフサイトとして本補助金の対象外となります。
- 需要地と異なる所有者の建物・土地であっても、所有者間に資本関係がある場合は、オンサイトとみなします。資本関係がある（原則として連結財務諸表に記載されている）ことを示す資料を交付申請書に添付してください。
- 工業団地などで、資本関係のない者が所有する建物・土地を自営線が通過してしまう場合については、応募前に機構へご相談ください。

【参考情報】

「特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A」（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

「特例需要場所について」（資源エネルギー庁）

《 「特例需要場所」とは、「一の需要場所において、災害による被害を防止する措置や温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置や運用の合理化のための措置その他電気の利用者の利益に資するための措置に伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている必要最小限の場所」（引用：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項）を指します。

上記の設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者へ小売供給を行う小売電気事業者から一般送配電事業者に出発があり、下記の①～④の「特例需要場所」の要件を満たす場合に「一の需要場所」とみなすこととしています。

①公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（略）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

②原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。（略）

③特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。（略）

④特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。（略）》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q1.html

〈上記の解説〉

○本補助事業の【オンサイトの例外的な取り扱い】の場合：

太陽光発電設備などを設置する場所（特例需要場所）は、対象施設（原需要場所）に隣接していることを要件としているため、一般的にこの要件を満たすと考えられます。

一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さずに、対象施設に自営線で電力を供給する必要があります。自営線と一般送配電事業者の送配電ネットワークとの電氣的接続を分離し、保安上の支障がないことを電気主任技術者などの専門家に確認してください。

自営線を含む補助対象設備の設置費用は、補助事業者が負担する必要があります。

○本補助事業の【オンサイトの例外的な取り扱い】は、あくまでも対象施設の敷地内に太陽電池モジュールを設置する十分なスペースがない場合の例外措置であり、この要件に該当するかどうかは個別に判断されます。特例需要場所を一の需要場所とみなすことが、一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあると考えられる場合は、資料を添えて応募前に機構に相談してください。

「複数需要場所を 1 需要場所とみなすことについて」（資源エネルギー庁）

《（略）小売電気事業者から一般送配電事業者に対して出発があった場合で、一般送配電事業者が技術上、保安上適当と認めるときに限り、複数需要場所 1 引込みが認められます。

このため、電力・ガス基本政策小委員会でニーズ例として掲載した通り、「一の需要場所 A」（例えば市役所等）とは異なる「一の需要場所 B」（例えば防災公園等）に太陽光発電設備を設置し、そこで発電した電力を、「一の需要場所 A」に自営線により常時供給を行うことで再エネの自家発自家消費を実施する場合があります。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

「政策・仕事 > 道路 > 道路占用・承認工事 > 道路占用制度」（国土交通省）

《(2) 占用物件

道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、道路の空間を独占的・継続的に使用することを「占用」といい、道路を占用しようとする者は、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。道路を占用することができる物件等は、法令に記載されています。

【道路法第 32 条第 1 項】

1 号物件 電柱、電線、変圧塔、郵便ポスト、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

例：交番、公衆便所、消火栓、くずかご、フラワーボックス、ベンチ、上屋、街灯など》

<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/01.html>

問2-37. ◎補助対象設備の発注、契約、支払いはいつから行うことができますか。

〈回答〉

補助対象設備の発注、契約、支払いはすべて交付決定日以降に行う必要があります。

【交付決定日までの準備行為】

以下の準備行為については、交付決定日までに行うことができます。

- 見積もり合わせの実施
- 発注先の選定
- その他の準備行為

【補助対象外となる場合】

以下の場合には補助対象外となります。

- 補助対象設備の発注に関する契約書、または、注文書および注文請書の日付が交付決定日より前の場合
- 交付決定日より前に支払いを行った場合

【継電器類などの事前発注】

太陽光発電設備などの稼働に必要な機器は、原則として補助対象経費とする必要があります。

ただし、昨今の世界情勢などを背景とした半導体・部品不足などの影響により、これらの機器の納期が長期化しており、公募要領に記載された補助事業の実施期限までに補助事業を完了することが困難となるケースが想定されます。

そのため、以下の機器については、例外的に交付決定日より前であっても補助対象外経費として発注することを認めます。

- RPR（逆電力継電器）
- OVGR（地絡過電圧継電器）
- ZPD（零相電圧検出装置/検出器）
- 既設の受変電設備の改造費
- キュービクル、高圧分岐盤、変圧器（トランス）
- 電力系統の保護に必要なその他の装置
 - ・ 例：過電流継電器（OCR）、不足電圧継電器（UVR）など
- 電力計測に必要な機器類
 - ・ 例：電力量計、計器用変成器など
- その他、機構が認めるもの

【事前発注の注意点】

事前発注を行う場合は、以下の点にご注意ください。

- 事前発注が認められるのは、上記の機器に限ります。
- 太陽電池モジュールやパワーコンディショナーといった補助対象設備との一括発注は認められません。
- 補助対象設備とは分けて発注してください。

【注意事項】

- 公募要領に記載された補助事業の実施期限までに太陽光発電設備などを完成させることが補助金交付の条件です。
- 自然災害が発生した場合などを除き、継電器類（例：キュービクルに内蔵されるもの）などの納期遅延は、遅延理由として基本的に認められず、補助金を交付できなくなる可能性があります。

問2-38. 補助対象設備の発注に関する見積書をどのように取得する必要がありますか。
--

〈回答〉

見積書の取得にあたっては、以下の点に注意が必要です。

【競争原理の確保】

○原則として、同一条件で 3 者以上から見積書を取得してください。

- ・ 同程度の仕様であれば、メーカーの違いなどによる性能差は許容されます。
- ・ 特許製品や特殊な技術を用いた製品など、見積もり合わせが困難または不適当な場合は、1 者または 2 者からの見積書でも認められます。

○原則として、最低価格の見積書に基づき、発注先を決定してください。

- ・ 最低価格の見積書を提出した事業者が過去に問題を起こしているなど、補助事業の遂行において不適当と認められる場合は、最低価格以外の見積書に基づき発注先を決定することができます。
- ・ その場合は、最低価格の見積書を採用しない理由を記載した理由書（様式は問いません）を提出してください。

【見積書の記載内容】

○見積書は、宛名・作成年月日・有効期限などが記載され、経費の内訳が明示されたものである必要があります。

○補助対象経費と補助対象外経費を判別できる明細を記載してください。

○「一式」といった大まかな表記は避け、具体的な設備や工事の内容を明記してください。

○個々の項目の金額が不明瞭になるため、出精値引きの項目は原則として作成しないでください。

- ・ 数量割引など、値引きの根拠が明確なものについては、値引き後の金額を記載してください。

○出精値引きがある場合は、個々の項目に金額を按分してください。

- ・ 例えば、機器 A（100 万円）、機器 B（200 万円）、工事費（50 万円）の合計 350 万円に対して、10 万円の出精値引きがある場合、値引き前の金額の比率に応じて、機器 A に 2.9 万円（100 万円/350 万円×10 万円）、機器 B に 5.7 万円（200 万円/350 万円×10 万円）、工事費に 1.4 万円（50 万円/350 万円×10 万円）を按分し（1,000 円未満四捨五入）、それぞれの値引き後の金額（機器 A：97.1 万円、機器 B：194.3 万円、工事費：48.6 万円）を記載することが考えられます。

【事業者の資格要件】

- 工事見積書については、工事に必要な資格を有する事業者から見積書を取得してください。
- 太陽光発電工事（税込 500 万円以上）の場合は、以下のすべての要件を満たす事業者から見積書を取得しているか確認してください。
 - ・ 建設業の許可
 - ・ 電気工事業の登録・届出
 - ・ 大規模建設物の一括請負の場合は、建築一式工事の許可

【参考情報】

「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）

《第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
 - 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの
- 2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。》

《第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して許可を受けずに建設業を営んだ者》

https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000100/20220617_504AC0000000068

「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省）

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

問2-39. 補助対象設備の発注において、1 者または 2 者からの見積書でも認められますか。

〈回答〉

原則として 3 者以上から見積書を取得する必要がありますが、以下の場合は 1 者または 2 者

からの見積書でも認められます。

【競争入札などが困難または不適當な場合】

○特許技術を含む製品の場合

- ・ 例：特定のメーカーのみが製造・販売している特殊な蓄電池など

○販売事業者が 1 者しか存在しない（独占販売）製品の場合

- ・ 例：海外メーカーの特定の機器を日本国内で特定の 1 社のみが販売している場合など

【見積依頼に対して辞退があった場合】

○2 者分の見積書と 1 者分の見積辞退の経緯書、または 1 者分の見積書と 2 者分の見積辞退の経緯書の組み合わせで代替できます。

○見積辞退の経緯書には以下の内容を記載してください。

- ・ 見積依頼をした年月日
- ・ 見積依頼先の事業者の名称
- ・ 見積依頼先の事業者の連絡先（電話番号、メールアドレスなど）
- ・ 見積依頼をした内容（条件）
- ・ 辞退理由

問2-40. 特定の事業者への発注を予定している場合、その業者からの見積書のみで申請できますか。
--

〈回答〉

本補助事業における契約先の選定は、以下のとおり行う必要があります。

【原則的な取り扱い】

○契約先は競争原理が働く手続き（例：一般競争入札や指名競争入札など）により選定する必要があります。

○民間事業者が発注する場合は、複数の事業者から見積書を取得し、価格・実績・納期などを比較検討した上で、最も有利な条件を提示した事業者を選定することが一般的です。

【特定の事業者への発注を予定している場合】

- 他の事業者から見積書を取得しない合理的な理由がある場合は、理由書（公的機関が作成する書類の場合は「随意契約理由書」といいます）を作成し、交付申請書に添付してください。
- 理由書には、特定の事業者に発注する合理的な理由を詳細に記載する必要があります。過去の取引実績・技術力・納期対応・アフターサービスなどを総合的に比較検討し、事業の特殊性などから特定の事業者でなければ資材の調達または施工ができないと判断した理由を客観的な根拠に基づいて具体的に記載してください。

【留意事項】

- 理由書を提出した場合でも、機構が不適当と判断した場合は 3 者以上からの見積書の取得を求めることがあります。また、理由書に記載された理由が不明確な場合や客観的な根拠が示されていない場合などは、不適当と判断される可能性があります。
- 見積もり合わせを行うことにより、価格の高止まりを抑制することが可能だと考えられます。

問2-41. 補助事業における契約はどのように行う必要がありますか。

〈回答〉

本補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約は、交付規程第 8 条第 1 項第二号に基づき、以下のとおり行う必要があります。

【契約方法の原則】

原則として、一般競争入札を実施してください。

【一般競争入札が困難な場合】

補助事業の運営上、一般競争入札が困難または不適当である場合は、以下のいずれかの方法で行ってください。

- 指名競争入札（補助事業の性質または目的が一般競争入札に適さない場合）
 - ・ 例：特定の技術やノウハウを有する事業者が限られている場合など
- 随意契約（一般競争入札や指名競争入札に付することが不可能または著しく困難である場合）

- ・ 例：緊急に調達を行う必要がある場合、特許製品や特殊な技術を用いた製品で調達先が限られている場合など

【随意契約の条件】

随意契約を行う場合は、以下の点に注意してください。

- 原則として複数者からの見積もり合わせにより、価格の妥当性を示す必要があります。

なお、価格の妥当性が確認できない場合は、補助金の交付対象外となります。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（交付の条件）

第 8 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一（略）

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。》

問2-42. 補助対象設備の発注時に補助対象外経費を含めた契約はできますか。

〈回答〉

補助対象設備の発注時に補助対象外経費を含めた契約は可能です。

ただし、以下の点にご注意ください。

【見積書の作成】

補助対象経費と補助対象外経費を見積書の内訳で明確に区分してください。

【間接工事費などの按分方法】

以下の費用が補助対象経費と補助対象外経費で区分されていない場合は、直接工事費（材料費、労務費、直接経費）の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分してください。

- 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）
- 測量及び試験費（設計費、監理費）

例えば、直接工事費の補助対象経費が 800 万円、補助対象外経費が 200 万円（補助対象：補助対象外＝8：2）で、間接工事費が 100 万円の場合、間接工事費の補助対象経費は 80 万円（100 万円×8/10）、補助対象外経費は 20 万円（100 万円×2/10）となります。この按分方法によって、間接工事費における補助対象経費と補助対象外経費を算出します。

【経費内訳表の作成方法】

交付申請書の様式の Excel ファイルに含まれる「経費内訳表」に各費目を入力し、「補助対象」または「補助対象外」の区分を選択してください。

入力内容に基づき、直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率に応じて、間接工事費などが自動的に按分されます。

問2-43. 販売事業者や施工業者などへの支払いはどのような方法で行う必要がありますか。

〈回答〉

販売事業者や施工業者などへの支払方法は、以下のとおり行ってください。

【銀行振込による支払い】

原則として、銀行振込により支払いを行ってください。

○完了実績報告書において、銀行振込明細書、取引明細書、通帳の写しなど、実際に支払いが行われたことを客観的に確認できる書類を提出する必要があります。

【その他の方法による支払い】

事前に機構に相談してください。

問2-44. 補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできますか。

〈回答〉

補助対象設備を担保とした資金調達の可否は、資金提供者が補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含まれるかどうかによって異なります。

【補助事業者に含まれない金融機関からの資金調達】

- 銀行、信用金庫（預金取扱金融機関）、リース事業者（非預金取扱金融機関、ノンバンク）などの金融機関が補助事業者に含まれない場合は、補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできません。

【補助事業者に含まれる金融機関からの資金調達】

- 資金提供を行う金融機関が補助事業者に含まれる場合は、補助対象設備の所有権などを金融機関が有する契約内容で資金調達を行うことが可能です。
- 補助事業者は補助事業の実施に責任を持たなければならず、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という）および交付規程を遵守する必要があります。
 - ・例えば、補助金の目的外使用の禁止、補助金の返還義務が発生した場合の対応、補助事業に関する書類の整備・保管、会計検査院の实地検査への対応などが求められます。
- 例えばリース事業者が補助事業者に含まれる場合は、リースバックの申請が可能です。
 - ・リースバックとは、リース事業者へ設備をいったん売却し、その後、当該リース事業者から当該設備をリースで借り受ける仕組みのことです。
- SPC（特別目的会社）でプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、すべての出資者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請する場合に限り、SPC 自体は公募要領に記載された事業継続性の各項目をクリアしていなくても構わないものとします。
 - ・プロジェクトファイナンスとは、特定の事業から生み出される収益（キャッシュフロー）を返済原資とする資金調達方法のことです。

問2-45. 補助金に関する不正行為にはどのような罰則が適用されますか。

〈回答〉

【法律の規定】

補助金に関する不正行為には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 29 条から第 33 条において、以下の罰則が科されることが規定されています。

- 5 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金、またはその併科（重大な不正行為、第 29 条）
 - ・例：補助金の不正受給を目的として、交付申請書または完了実績報告書に虚偽の内容を記載し、不正な手段により補助金を受給した場合

○3 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金、またはその併科（補助金の目的外使用、第 30 条）

- ・ 本補助金は事業完了後の精算払となるため、本項目には該当しません。

○3 万円以下の罰金（軽微な違反、第 31 条）

- ・ 例：正当な理由なく補助事業の成果の報告を拒んだ場合

交付決定から完了実績報告までの間、または、補助金交付後、補助対象設備の法定耐用年数の期間において、補助対象設備を補助事業の目的以外に使用した場合、補助金の交付決定の内容や条件に違反した場合、環境省または機構に虚偽の報告を行った場合は、交付決定が取り消しとなり、補助金の一部または全部の返還を求められることがあります（補助金返還に関する規定、第 18 条）。

【補足事項】

○これらの罰則規定は補助事業が適正に執行されるために設けられています。

○実際の罰則の適用は、個々の事案の内容に応じて判断されます。

【参考情報】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）

《第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。》

《第四章 補助金等の返還等

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。》

《第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179>

3. 補助対象経費、補助金交付額

3.1. 補助対象経費、補助対象外経費

問3-1. 本補助事業における補助対象経費の基本的な考え方を教えてください。

〈回答〉

本補助事業における補助対象経費は、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出削減に直接貢献する設備、すなわち補助対象設備の適切な稼働に必要な最小限の費用が対象となります。

本 Q&A 集において補助対象外と明記されている経費以外で、補助事業の実施に必要不可欠な経費は、原則として補助対象経費となります。

問3-2. ◎本補助事業における補助対象外経費の具体例は何ですか。

〈回答〉

本補助事業では、以下の経費は補助対象外となります。

○交付決定日より前に発生した経費

- ・ 補助事業者が所有する在庫品（代表申請者、共同申請者の別を問わない）
- ・ 事前調査費（例：応募前に実施する導入予定地の地盤調査費用）

◇ 交付決定日は交付決定通知書に記載されます。

◇ 補助事業者が発注、契約、支払いのいずれか一つでも交付決定日より前に行った経費は補助対象外となります。

○補助金の申請手続きに関する費用

- ・ 補助金コンサルタントへの委託料など

○各種申請・許認可・届出に関する費用

- ・ 一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用（検討料・保証料）

◇ 発電設備を電力系統に接続するための技術的審査と承認に関する費用（設備の連系

容量検討、電気設備の技術仕様確認、保護装置の詳細審査など)

◇一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用は補助対象外のため、これらの手続きを本補助金の応募前から行うことは差し支えありません。

- ・ 経済産業省の産業保安監督部への申請にかかる費用

◇「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく安全性確保と法令遵守の確認結果の届出に関する費用

- ・ 所轄の消防署への申請費用

◇「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく防火安全対策の確認結果の届出に関する費用(消防用設備等設置届出、防火対象物使用開始届出、危険物設置に関する届出など)

- ・ 建築確認申請費用、開発許可申請費用など、各種許認可の取得にかかる費用

○設備の維持管理費

- ・ 設備の点検費用、修理費用、清掃費用などの保守管理費、設備を稼働させるために必要な費用(ランニングコスト)、消耗品の交換費用、ソフトウェアの更新費用

○定期的な消耗品

- ・ 消火器など

○保証料

- ・ パワーコンディショナー・蓄電池などに関するメーカー・販売店による保証にかかる費用(例: 10 年保証の費用)

○通信料

- ・ データ計測などのための通信回線の使用料

◇パワーコンディショナーや蓄電池の機器本体の購入費用は補助対象となります。保証料やデータ通信料を見積書で明確に区分することが原則です。

◇ただし、保証料やデータ通信料の経費のみを記載した見積書の取得が困難な場合は、例外的に補助対象経費として計上しても構いません。その場合でも、機構が経費の切り分けを求めた場合は対応が必要です。

○予備品・更新費用

- ・ 予備の機器の費用、将来的な機器の更新・交換・リプレイス費用

◇見積書に数年後の機器の交換費用が計上されている場合は、その費用は補助対象外となります。

○普及啓発用の設備

- ・ 普及啓発用の大型モニターおよび設置工事費など

◇例：玄関や受付付近などに設置され、発電量や CO₂削減量を一般向けに表示する機能を持つもの

◇太陽光発電設備の発電電力などを詳細に計測・記録する機能を有する、データ計測用の小型モニター、ケーブルなどは CO₂削減量の実績値の把握に必要なため、補助対象経費となります。

○売電関連費用

- ・ 売電用メーターの設置費用や一般送配電事業者から請求される工事費負担金など、売電を行うために必要な費用

◇本補助金では戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力の売電は認められません。

◇戸建て住宅の場合は、太陽光発電設備の発電電力の売電は可能ですが、上記の費用は補助対象外となります。

○安全対策設備

- ・ 安全フェンスの費用

◇例：常設で太陽光発電設備や蓄電池の周囲に設置する防護柵

- ・ 監視カメラ、センサー、警告表示など

○浸水対策費用

- ・ 太陽光発電設備や蓄電池を浸水深以上に設置するための台・基礎、盛り土、排水設備など、浸水被害対策のための費用

○建物・外構工事費

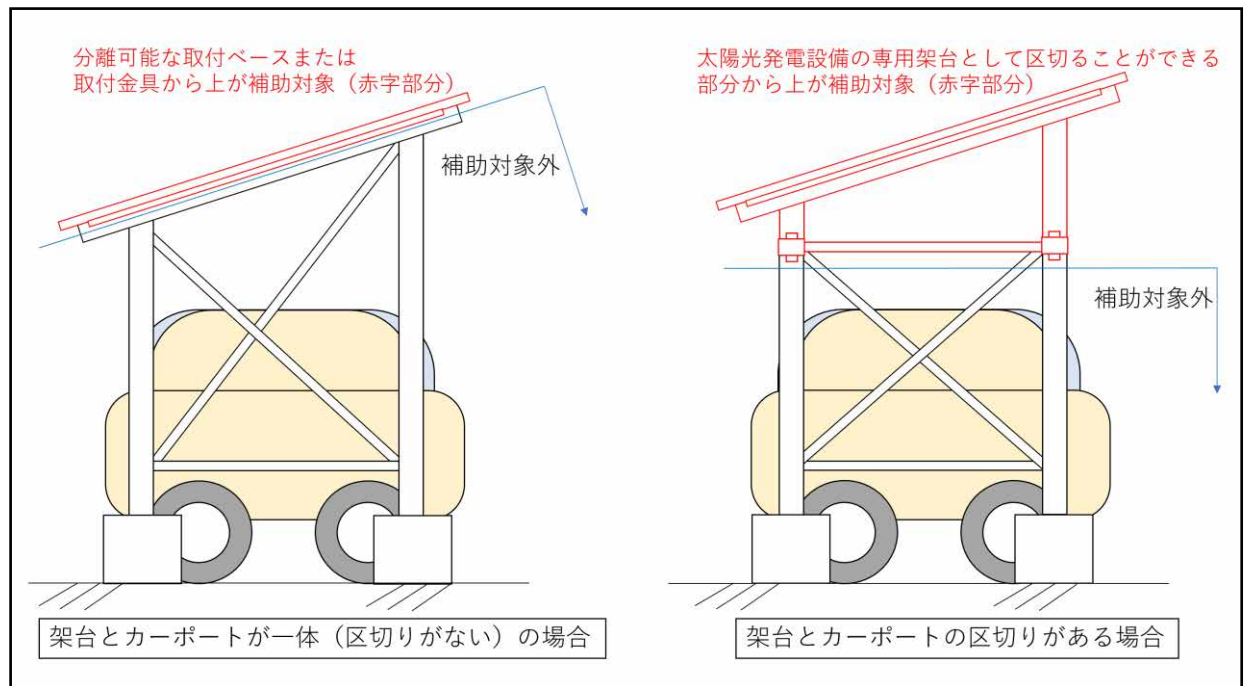
- ・ 建物の建築や外構の費用、カーポートの支柱や基礎部分の費用

◇本補助金は設備に対する補助金であり、建築物・倉庫・カーポートは一般的に設備とは見なされないため、太陽光発電設備などを設置するための建物の建築にかかる

費用は補助対象外となります。

◇太陽光発電設備などの設置に伴う建築物の躯体工事も補助対象外となります。

◇カーポートに太陽光発電設備を設置する場合の補助対象経費と補助対象外経費の区分については、下図を参照してください。カーポートの支柱や基礎部分は補助対象外となります。

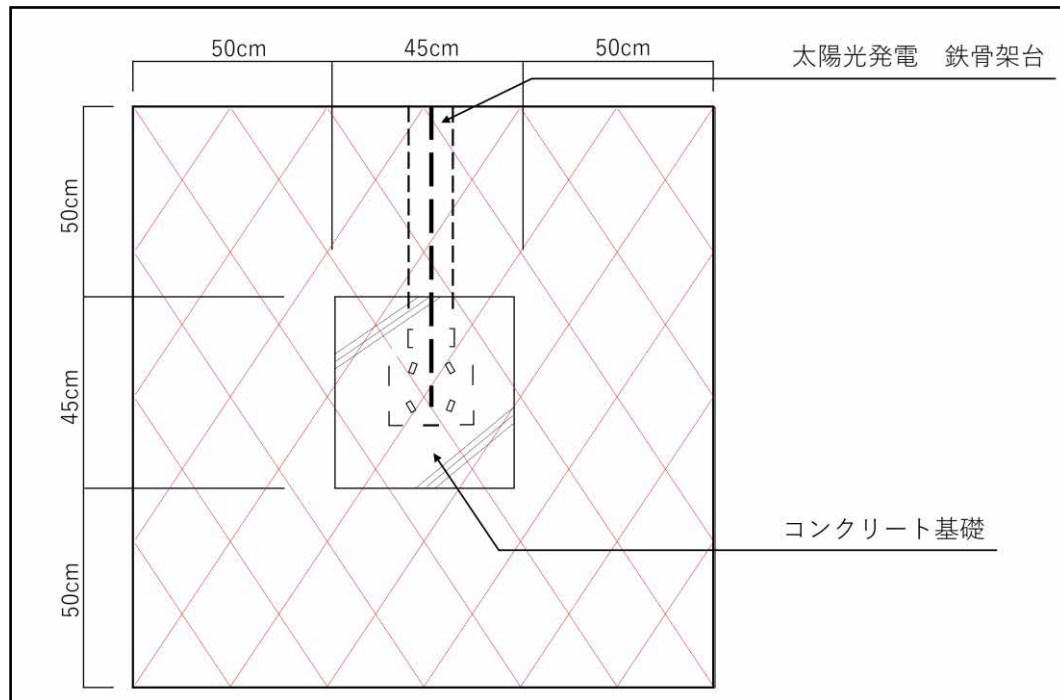


- ・ 屋根の補強工事、壁の補強工事など

○防水工事の過大な費用

- ・ 太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台の基礎から 50cm を超える範囲の費用

◇太陽光発電設備を設置する際の防水工事については、太陽光発電設備の設置に直接必要な範囲だと考えられる、架台の基礎から最大 50cm まで（下図の斜線部分）を補助対象経費として計上してください。



○補助事業と直接的な関係のない機器費、工事費など

- ・ 補助事業と直接的な関係のない場所の照明設備、空調設備などの機器費や工事費
- ・ 事務所の改修費用、従業員の研修費用など
- ・ 補助事業と直接関係のない工事で発生した残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・ 補助対象設備を設置しない建物の解体工事、補助対象とならない設備の撤去工事など

◇補助対象設備を設置するために既存設備を撤去する場合の費用、補助事業と直接関係のある工事で発生した処分費・運搬費などは原則として補助対象経費となります。

○土地の造成費用

- ・ 工事前の土地の整地に関する草刈り、砂利敷設、盛り土、土壌改良などの費用

◇土地の資産価値を向上させる性質を持つため、補助対象経費として適切ではありません。将来的に他の用途にも使用可能な基礎的整備である可能性があります。

◇太陽光発電設備を設置するために最低限必要な整地作業の費用は補助対象経費となります。

○土地に関する費用

- ・ 土地の購入費用、賃借料、固定資産税など

○未確立な技術

- ・ 実証段階・研究開発段階のもの
- ・ 市場での取引実績がない製品

○手数料、税金など

- ・ 販売事業者や施工業者などへの振込手数料
- ・ 契約書に貼付する収入印紙
- ・ 登記費用

◇本補助金は未登記の建物は、原則として応募できません。

- ・ 租税公課：固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税など、補助対象設備に課される税金
- ・ 補助事業に関係のない団体の会費

○事故・災害処理費用

- ・ 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費
- ・ 工事中の事故による損害賠償費用
- ・ 自然災害による設備の修理費用

○保険料

- ・ 火災保険、地震保険、第三者賠償責任保険などの保険料

○広告宣伝費

- ・ 補助事業の成果を広めるための費用

○按分される間接工事費

- ・ 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）のうち、補助対象外経費となる直接工事費（材料費、労務費、直接経費）と対応する経費

◇間接工事費は原則として直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分してください。

◇例えば、直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率が 9：1 で間接工事費が 1,000 万円の場合、間接工事費のうち 900 万円を補助対象経費とし、100 万円を

補助対象外経費としてください。

○按分される測量及び試験費

- ・ 測量及び試験費のうち、補助対象外経費となる直接工事費（材料費、労務費、直接経費）と対応する経費

◇例：交付決定日以降に追加で地盤調査が必要になった場合の費用

◇間接工事費と同じく、直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分してください。

○その他、機構が補助対象外と判断した経費

【参考情報】

『公共建築数量積算基準』（令和 5 年 3 月 29 日改定、国土交通省）

《第 3 編 土工・地業 第 1 章 土工 第 2 節 土工の計測・計算 2 土の処理の計測・計算 (2) 根切り

3) 余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の 1/2 を加えた幅をいう。

作業上のゆとり幅は、0.5m を標準とする。》

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm

問3-3. 太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は補助対象経費として計上する必要がありますか。

〈回答〉

太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は、補助対象経費として計上してください。

【使用前自己確認とは】

使用前自己確認とは、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、設備の設置者が設備の設置工事完了後に行う、感電や火災などの事故を未然に防ぎ、設備の安全性を確保するための確認作業です。

【補助対象となる費用】

○技術的な確認作業の費用

- ・ 例：使用前自己確認の検査費用など

【補助対象外となる費用】

- 経済産業省の産業保安監督部への使用前自己確認結果の届出に関する事務手続きの費用

【経費の切り分けができない場合】

使用前自己確認を外部に委託した際に、補助対象となる費用と補助対象外となる費用を明確に区別できない場合は、委託費用の全額を補助対象経費として計上してください。

【太陽光発電設備の場合：使用前自己確認の項目】

太陽光発電設備の使用前自己確認では、主に以下の項目を確認します。

- 電気関係：保護装置の動作確認、配線や電気設備の検査、開閉器や表示装置の確認
- 構造関係：支持物の強度確認、架台の強度や設置場所の安全性に関する検査

問3-4. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの機器費用のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とすることは認められますか。

〈回答〉

太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの機器費用のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とすることは認められません。

補助事業の実施に必要な以下の費用はすべて補助対象経費として計上してください。

- 機器や材料費の購入費用
- 設置工事や電線接続工事などの費用

【不採択となる事例】

- 太陽光発電設備のみの補助対象経費（税抜、定置用蓄電池などの費用を除く）の費用効率性（CO₂を 1t 削減するのに必要な費用）が 40,000 円/t-CO₂を上回る場合に、工事費の一部または全部を補助対象外とする申請は、補助対象経費を不当に操作していると見なされるため、不採択となります。
- 本補助事業は発電可能な太陽光発電設備の導入を促進することを目的としており、機器の購入だけでなく、設置工事を含めた全体的な費用を支援する制度となっています。

問3-5. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、中古、新古、使用済みの製品、実証段階のものを補助対象として申請できますか。

〈回答〉

【補助対象外となる製品】

本補助金では、以下の製品は補助対象外となります。

- 中古品
- 新古品
- 使用済みの製品
- 実証段階・研究開発段階のもの

【補助対象となる製品の要件】

本補助金で補助対象となるのは、以下の要件をすべて満たす製品です。

- 新品であること。
- 一般的に販売されている製品であること。
- 市場で取引実績があること。

問3-6. 自営線の設置費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。

〈回答〉

本補助事業の実施において自営線の設置が必要な場合は、その費用は補助対象経費として計上してください。

【自営線とは】

自営線とは、一般送配電事業者以外の電気事業者が発電設備から需要地まで電力を供給するために、自ら敷設する専用の電線のことです。

【補助対象となる自営線関連費用】

- 自営線の資材費
 - ・ 例：電線、支持物、^{がいし}碍子など

○ 自営線の設置工事費

- ・ 例：配線工事、支持物設置工事など

○ 付帯設備の設置費用

- ・ 例：開閉器、変圧器、保護装置など

【注意事項】

設置予定の自営線が本補助事業に必要不可欠であることを示すため、以下の資料を交付申請書に添付してください。

○ 自営線の設置場所を示す図面

○ 自営線の必要性を示す説明資料

- ・ 一般送配電事業者の送電網を利用できない理由や自営線を使用することの妥当性などを説明してください。

問3-7. 設計費を補助対象経費として計上する必要がありますか。

〈回答〉

太陽光発電設備の設置工事では、事前に基本設計および詳細設計を行うことが一般的です。

【補助対象となる設計費】

以下の設計費については、補助対象経費として計上してください。

○ 交付決定日以降に発生した基本設計費

○ 交付決定日以降に発生した詳細設計費

ただし、原則として基本設計が完了した状態で本補助金を申請してください。

基本設計が完了していない場合、システム構成や費用が確定しておらず、交付申請書の内容が変更される可能性が高くなります。そのため、交付申請書に記載されたとおりの内容で補助事業が実施される可能性が低いと判断し、不採択となる場合があります。

【補助対象外となる設計費】

○ 交付決定日より前に発生したすべての設計費（応募前の設計費を含む）

- ・ 補助対象外となる設計費は、交付申請書の経費内訳表への記載は不要です。

問3-8. 本補助事業における利益排除の考え方を教えてください。自社製品を補助対象経費として計上することはできますか。

〈回答〉

補助金は主に国民の税金を原資とする公的資金であり、補助金交付の目的は特定の事業者の利益を増やすことではなく、事業の実施を支援することです。

補助金交付の目的上、補助対象経費に補助事業者自身の利益が含まれることは適切ではなく、補助対象経費から利益排除を行う必要があります。これは補助事業者自身の利益に対して補助金が加算されることを防ぐための措置です。

虚偽の申請は補助金の不正受給となりますので、絶対に行わないでください。

【利益排除の対象】

利益排除の対象となるのは、以下のうち、「補助事業者（代表申請者または共同申請者）自身」のみです。

- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）自身
- 100%同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社

【物品の場合の必要書類】

補助事業者（代表申請者または共同申請者）が自社製品を補助対象経費として計上する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 交付申請書に、原価証明書（製造原価報告書、原価計算表など）を添付すること。
- 補助対象経費には、製品の原価のみを計上すること。
- 自社の利益については、経費に含めないか、補助対象外経費として計上すること。

製造原価の算出が困難な場合は、根拠資料を提出することを条件に、他の合理的な説明による原価の認定を検討します。

【役務・工事の場合の必要書類】

補助事業者が自社で役務・工事を行う場合（発電事業者が本補助事業の代表申請者または共同申請者であり、太陽光発電設備の工事を請け負う場合を含みます）は、交付申請書に以下の書類を添付してください。

- 社内規程に基づく労務単価表
- 人工数の積算書
- 上記 2 点に基づく、金額の集計表

【人工数の積算における注意点】

人工数の積算書は、以下の要件を満たす必要があります。

- 工程表に基づく業務量と整合していること。
- 業務の具体的な内容と作業時間が明確であること。
- 本補助事業に直接従事した時間のみを計上すること。

【自社施工分の経費計上における注意点】

複数の申請を行う場合は、以下の点に注意してください。

- 自社施工分の経費の合計が社員に支払う給与・賞与や社会保険料などを上回らないようにすること。
- 上回る場合は、利益を計上していると判断され、経費として認められません。

3.2. 補助金交付額

問3-9. 本補助金の交付額はどのような上限額や下限額が規定されていますか。

〈回答〉

公募要領「別表第 1」第 4 欄「交付額の算定方法」に定められているとおり、1 申請あたりの補助金交付額（補助金所要額）の上限は以下のとおりです。

- 太陽光発電設備：2,000 万円
- 定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計：1,000 万円
- 全体の上限額：3,000 万円

【計算例 1：太陽光発電設備と定置用蓄電池を申請する場合の補助金交付額】

- 太陽光発電設備の補助金基準額が 3,000 万円の場合は 2,000 万円（上限額適用）
- 定置用蓄電池の補助金基準額が 2,000 万円の場合は 1,000 万円（上限額適用）
- 補助金交付額は 3,000 万円（2,000 万円 + 1,000 万円）

【計算例 2：太陽光発電設備と複数の設備を申請する場合の補助金交付額】

- 太陽光発電設備の補助金基準額が 3,000 万円の場合は 2,000 万円（上限額適用）
- 定置用蓄電池の補助金基準額が 1,000 万円、車載型蓄電池の補助金基準額が 100 万円、充放電設備の補助金基準額が 100 万円の場合、合計額 1,200 万円に対して上限額を適用し、1,000 万円
- 補助金交付額は 3,000 万円（2,000 万円 + 1,000 万円）

【設備要件】

戸建て住宅を除き、以下の要件を満たす必要があります。

- 太陽光発電設備：太陽電池出力が 10kW 以上であること。
- 定置用蓄電池：蓄電池容量が 15kWh 以上であること。

【その他】

- 各補助対象設備の補助金基準額の算定方法は、以降の Q&A を参照してください。

- 補助金額としては、下限額の設定はありません。ただし、太陽電池出力と定置用蓄電池には下限値の要件が設定されていることに注意してください。

問3-10. ◎公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく太陽光発電設備の補助金基準額はどのよう
に算定しますか。

〈回答〉

太陽光発電設備の補助金基準額は太陽電池出力に基づき算定します。太陽電池出力は以下の A と B のうち低い方の値を kW 単位とし、小数点以下を切り捨てた値（整数）とします。

- A：太陽電池モジュール（太陽光パネル）の JIS またはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力の合計値
- B：パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値）の合計値

【注意事項】

- 補助金基準額の算定には、太陽電池モジュールとパワーコンディショナー、両方の情報が必要です。
- 一般的にハイブリッドパワーコンディショナーと呼ばれる、太陽光発電と蓄電池の両方に対応したパワーコンディショナーもあり、その定格出力は太陽電池出力の算定に含まれます。
- 蓄電池専用のパワーコンディショナーは蓄電池から放電される直流電力を交流電力に変換するものであり、その定格出力は太陽電池出力の算定には含まれません。太陽電池モジュールが発電する直流電力を交流電力に変換するパワーコンディショナーとは異なります。
- 設定によりパワーコンディショナーの出力を抑制する代表的なケースは以下のとおりです。
 - ・ 系統連系上の制約がある場合
 - ・ 太陽電池モジュールの設置場所が不足しているものの、過積載率を 100%以上としなければならない場合

【計算例：オンサイト PPA モデルまたはリースモデルの場合】

- A：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値：280kW（400W/枚×700 枚）

○B：パワーコンディショナーの定格出力の合計値：250kW（50kW/台×5 台）

○補助金基準額の算定：280kW と 250kW の低い方 = 250kW → 250kW × 5 万円/kW =
1,250 万円

【計算例：自己所有モデルの場合】

○A：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値：120kW（300W/枚×400 枚）

○B：パワーコンディショナーの定格出力の合計値：100kW（50kW/台×2 台）

○補助金基準額の算定：120kW と 100kW の低い方 = 100kW → 100kW × 4 万円/kW =
400 万円

【補足事項】

○具体的な金額は交付申請書の様式（Excel ファイル）に記入して算出してください。他の補助対象設備についても同様です。

問3-11. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の補助金基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算され
ますか。

〈回答〉

本補助金（令和 6 年度補正予算）では、太陽光発電設備または定置用蓄電池の補助金基準額
について、設置工事費相当額としての 10 万円の加算は行いません。

問3-12. ◎公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく定置用蓄電池の補助金基準額はどのよう
に算定しますか。

〈回答〉

定置用蓄電池の補助金基準額の算定には、以下の 2 つの情報が必要です。

○定置用蓄電池の蓄電池容量 [kWh]（蓄電池セルまたは蓄電池モジュールの合計容量）

○定置用蓄電池の補助対象経費（税抜・工事費込み）[円]

【蓄電池容量の算出方法】

定置用蓄電池の補助金基準額の算定に用いる蓄電池容量は、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位までの値）とします。

○蓄電池容量 [kWh] = 蓄電池モジュールあたりの定格容量 [Ah] × 蓄電池モジュールの公称電圧 [V] × 使用する蓄電池モジュールの個数 × (1/1000)

【計算例：業務・産業用の場合】

条件：

- 蓄電池容量：定置用蓄電池 200kWh が 1 台
- 補助対象経費：2,100 万円（税抜・工事費込み）
- 令和 6 年度補正予算における業務・産業用の基準額：4 万円/kWh

算定手順：

- 容量ベース：200kWh × 4 万円/kWh = 800 万円
- 経費ベース：2,100 万円 × 1/3 = 700 万円
- 補助金基準額：800 万円と 700 万円の低い方 = 700 万円

【計算例：家庭用の場合】

条件：

- 蓄電池容量：定置用蓄電池 10kWh が 2 台
- 補助対象経費：300 万円（税抜・工事費込み）
- 令和 6 年度補正予算における家庭用の目標価格：4.5 万円/kWh

算定手順：

- 容量ベース：(10kWh × 2 台) × 4.5 万円/kWh = 90 万円
- 経費ベース：300 万円 × 1/3 = 100 万円
- 補助金基準額：90 万円と 100 万円の低い方 = 90 万円

【補足事項】

- 令和 6 年度補正予算では、定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも補助金が交付されます。そのため、補助金基準額の算定において、令和 6 年度当初予算までのように、見積価格が目標価格を下回ることの確認が必要なくなりました。

問3-13. 公称電圧について、分かりやすく教えてもらえますか。

〈回答〉

電池の公称電圧とは、単電池または電池システムの特性を表すために用いられる代表的な電圧の値です。バッテリーが通常の動作範囲内で放電する際の平均的な電圧と考えると分かりやすいでしょう。

【公称電圧のポイント】

- 一般的には、製品カタログや仕様書に記載されている電圧値が公称電圧です。
- 新品の電池は一般的に公称電圧よりもやや高い電圧を示す傾向があります。
- 公称電圧はあくまで目安となる値であり、実際の電圧は以下の要因によって変動します。
 - ・ 充電状態
 - ・ 使用環境の温度
 - ・ 負荷条件
 - ・ 電池の経年劣化
- リチウムイオン電池のセル電圧は充電状態に応じて変化します。一般的な範囲は以下のとおりです。
 - ・ 最大電圧（フル充電時）：約 4.2V
 - ・ 公称電圧（平均動作電圧）：約 3.7V
 - ・ 最低電圧（放電終止電圧）：約 2.5V～3.0V

◇最低電圧を下回ると、電池が損傷する可能性があります。

問3-14. 公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく車載型蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。

〈回答〉

車載型蓄電池（EV・PHV）の補助金基準額は以下のとおり算定します。

【補助金基準額の算定方法】

- 補助金基準額 = 車載型蓄電池の蓄電池容量 [kWh] × 1/2 × 4 万円/kWh
- ただし、上限額は経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という）の「銘柄ごとの補助金交付額」とします。
 - ・ 補助対象となる車種は最新の CEV 補助金の補助対象車両に限ります。

【計算例】

条件：

- 蓄電池容量 40kWh の EV が 1 台
- CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」は 78 万円

算定手順：

(1) 容量ベースでの算定

- 計算式：40kWh × 1/2 × 4 万円/kWh = 80 万円

(2) CEV 補助金上限額との比較

- 容量ベースの算定額：80 万円
- CEV 補助金上限額：78 万円
- 補助金基準額は上記のうち低い方の金額である 78 万円となります。

【注意事項】

CEV 補助金も国の補助金であるため、同一の EV・PHV に対して CEV 補助金と本補助金の両方を同時に申請することはできません（併用不可）。

問3-15. 公募要領「別表第 1」第 3 欄「基準額」に基づく充放電設備の補助金基準額はどのように算

定めますか。

〈回答〉

充放電設備（V2H）の補助金基準額は、以下の A と B の合算額となります。

【補助金基準額の算定方法】

A) 機器費の補助金基準額

- 公共施設・災害拠点：見積書に記載された税抜の機器費（材料費を含む）の 1/2 の額
- 公共施設・災害拠点以外：見積書に記載された税抜の機器費（材料費を含む）の 1/3 の額
- いずれも、上限額は最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」とします。

B) 設置工事費の補助金基準額（1 基あたりの上限額）

- 公共施設・災害拠点：95 万円
- 公共施設・災害拠点以外：15 万円

【補足事項】

- 対象機器は最新の CEV 補助金の「V2H 充放電設備」の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に記載されたものに限ります。

【計算例】

条件：

- V2H 充放電設備が 1 台
- 設置場所：工場（公共施設・災害拠点以外）
- CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」：30 万円（上限額）
- 見積書記載金額：
 - ・ 機器費（材料費含む）：60 万円（税抜）
 - ・ 設置工事費：10 万円（税抜）

算定手順：

(1) 機器費の補助金基準額の算定（A）

○計算式：60 万円 × 1/3 = 20 万円

○銘柄ごとの補助金交付額（30 万円）と比較し、機器費の補助金基準額は小さい方の 20 万円となります。

(2) 設置工事費の補助金基準額の算定 (B)

○公共施設・災害拠点以外の上限額（15 万円）と実費（10 万円）を比較し、設置工事費の補助金基準額は小さい方の 10 万円となります。

(3) 合計の補助金基準額の算定

○20 万円 + 10 万円 = 30 万円

【注意事項】

CEV 補助金も国の補助金であるため、同一の V2H 充放電設備に対して CEV 補助金と本補助金の両方を同時に申請することはできません（併用不可）。

4. 補助対象設備

4.1. 太陽光発電設備

問4-1. 本補助事業で可能な太陽光発電設備の設置形態は何ですか。

〈回答〉

本補助事業における太陽光発電設備は、以下の設置形態が可能です。

- 屋根設置：工場、住宅などの屋根に設置する一般的な形態。一定の広さと強度を有する屋根が必要
- 地上設置（野立て）：架台を用いて地面に設置する形態。一定の広さの土地が必要。屋根のスペースや強度が限られているときの有力な選択肢
- カーポート設置：駐車場の屋根として機能しながら太陽光発電も行える形態。原則として、建築確認申請が必要。工事期間中に駐車場が使用できなくなるため、各種調整が必要
- 路面設置：道路や駐車場などの舗装された地面に直接太陽電池モジュールを設置する形態
- 壁面設置（建物一体型を含む）：建物の壁面に設置する形態
- 水上設置：ため池や湖などの水面にフロートを浮かべて設置する形態

【補足事項】

例えばカーポート設置の場合は、環境省補助金「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」のうち、ソーラーカーポートに特化した「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」で申請することも可能です。

ただし、同一設備に対して、本補助金と併用することはできません。

問4-2. 補助金を活用する場合の一般的な太陽光発電設備の導入プロセスを教えてください。

〈回答〉

太陽光発電設備の導入プロセスは複雑で多岐にわたるため、段階的に計画を進めることが重要です。

【1. 事前検討段階】

太陽光発電設備の導入を検討する最初のステップとして、事前検討を行います。この段階では、導入目的や設置環境の確認など、計画の基礎となる情報を収集します。

- 導入目的の明確化
- 日照条件などの設置環境の調査
- 設置条件の事前調査
- 関連法令の確認
- 活用可能な補助金の調査

この段階で施工業者（EPC 事業者：設計・調達・建設を請け負う事業者）を選定し、その提案を基に計画を具体化していくことが一般的です。

【2. 基本設計段階】

事前検討した内容に基づき、太陽光発電システムの基本的な設計を行う段階です。

- 太陽光発電設備のシステム設計の具体的な検討
 - ・ 反射光による周辺環境への影響の考慮
 - ◇例：反射光の予測計算、反射防止膜付きモジュールの採用など
 - ・ 太陽電池モジュールの設置による意匠性の検討
 - ◇例：周囲の景観との調和、色彩の検討など
 - ・ 設置場所の特性の考慮
 - ◇屋根設置、地上設置（野立て）、カーポート設置、路面設置、壁面設置、水上設置など
 - ・ 太陽電池モジュールの重量に対する建物構造の検討
 - ・ 風圧荷重、積雪荷重、地震荷重などの外力に対する安全性の検討
 - ・ 太陽電池モジュールの直並列数の検討
 - ◇直列接続：パワーコンディショナーの入力電圧範囲に収まるようにする必要があります。
 - ◇並列接続：パワーコンディショナーの入力電流容量を考慮する必要があります。

- ・ 日影の影響の検討

◇冬至の日是一年を通して太陽の高度が最も低くなるため、この日を基準に計算すると、影の影響を最小限に抑えることができます。

- ・ 配線や配管ルートの計画

- ・ キュービクル（高圧受電設備）の新規設置または改修の検討

- ・ パワーコンディショナー、蓄電池、トランスなどの設置場所の選定

◇重量、メンテナンス、熱、騒音などを考慮する必要があります。

- ・ 既存の建築設備との干渉の有無の確認

- 太陽光発電設備の発電シミュレーション

- 機器の設置予定場所の強度計算、検討

- 基本的な図面の作成（単線結線図、レイアウト図）

- 大まかな工程表の作成

- 概算見積書の作成

- 一般送配電事業者との系統連系の事前相談

- ・ 系統への接続の可否や条件を確認

◇OVGR（地絡過電圧継電器）および EVT（接地形計器用変圧器）の設置を求められることがあるため、事前に十分に確認する必要があります。特に特別高圧受電施設の場合は注意が必要です。

【3. 詳細設計段階】

基本設計に基づき、より詳細な設計を行う段階です。

- 太陽光発電設備の詳細設計

- 太陽光発電設備に必要な機器および部材の確定

- 基礎（架台）の選定および設計

- 実施設計図の作成（単線結線図、レイアウト図）

- 詳細な工程表の作成

- 詳細な見積書の作成

○太陽光発電設備、蓄電池の制御および運転方法の詳細設計

○保守管理および安全性の確認方法の詳細な検討

- ・ 例：定期点検の項目と頻度、故障時の対応手順、安全教育の実施計画など

詳細設計が完了し、機構からの交付決定通知書を受領した後、発注者と受注者の間で太陽光発電設備の発注に関する契約を行い、施工に向けて必要な機器や部材の発注が行えるようになります。

【補足事項】

○OVGR：地絡事故が発生した際に現れる零相電圧を検出して、遮断器を動作させ、事故区間を速やかに切り離し、事故の拡大や機器の損傷を防ぎます。

○EVT：ZPD（零相電圧検出装置）では要件を満たせない場合の代替選択肢として位置付けられます。ZPD に比べて高精度な零相電圧検出が可能です。設置コストが高いです。

○ZPD：地絡事故が発生した際に現れる零相電圧を、保護リレー装置が扱いやすい電圧レベルに変換します。

【参考情報】

「太陽光発電の導入支援サイト」（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

※導入事例集やセミナーの情報などが掲載されています。

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室）

《本ガイドラインにおいては、有害物質の含有等の観点を考慮する必要がある太陽電池モジュールの取扱いを中心的に記述している。》

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

※太陽光発電設備に含まれる有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検および維持管理を行い、太陽光発電設備の処分等にあたっては、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めてください。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽光発電設備の廃棄にかかる諸制度にのっとり、適正な処理を行ってください。

「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」（令和 3 年 5 月、環境省）

<https://www.env.go.jp/content/900517758.pdf>

※太陽電池モジュールのリユース品としての客観的な状態、流通できるための条件や対処すべき事項について解説されています。

「再生可能エネルギー発電設備の適正な廃棄・リサイクルに向けた課題の整理」(2023 年 11 月 24 日、資源エネルギー庁・環境省)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/pdf/006_01_00.pdf

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和 2 年 3 月、環境省)

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>

※発電事業者などにおける自主的な環境配慮の取り組みについての指針がまとめられています。例えば反射光について自主的に検討する際に、本ガイドラインで示されている影響の検討方法や対策を参考にすることができます。

「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html

「太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準について」(東京消防庁)

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kouhyou/kijun/shidoukijun.html>

『太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報 第 2 版』(2019 年 4 月、国立研究開発法人 産業技術総合研究所)

[https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2\(AIST2019\).pdf](https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2(AIST2019).pdf)

※太陽光発電システムの安全確保のための機器の選定方法や点検項目などについて解説されています。

「太陽光発電システムの反射光トラブル防止について」(2010 年、一般社団法人太陽光発電協会)

https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/revention_reflection.pdf

※太陽電池モジュール(太陽光パネル)の反射光の方向などについて解説されています。

「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関する Q&A」(令和 5 年 3 月、一般社団法人環境共生住宅推進協議会、編集協力：国土交通省 住宅局)

https://www.kkj.or.jp/contents/build_hojyogigyo/report/R04_PVset_qa.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン 第 2 版」(2019 年 12 月 27 日改訂、一般社団法人日本電機工業会および一般社団法人太陽光発電協会)

<https://pita.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/f8d37a11f07c47aa7728200bc0e30b7e.pdf>

※太陽光発電設備の点検報告書、保守・定期点検の進め方、点検作業などについて解説されています。

電気保安協会全国連絡会

<https://denkihoan.org/>

問4-3. 太陽電池モジュールを屋根に設置する場合、耐震性の確認のポイントは何か。

〈回答〉

太陽電池モジュールを屋根に設置すると、建物の固定荷重が増加するため、地震発生時に建物への影響が大きくなる可能性があります。

【建物の耐震性に関する主な注意点】

建物の耐震性を確認する際の主な注意点は、以下のとおりです。

- 建物の屋根や屋上は太陽電池モジュールの重量に耐えられる十分な耐荷重が必要です。
- 1981 年 6 月 1 日以降に建築確認申請を受けた建物は、新耐震基準に適合していると考えられます。しかし、新耐震基準に適合していても、太陽光発電設備の設置による影響が小さいとは限りません。太陽光発電設備の設置を想定した耐荷重になっていない場合や経年劣化などにより、新耐震基準の建物でも耐震性が不足している場合があります。
- 1981 年 6 月 1 日以前の旧耐震基準で建てられた建物に太陽電池モジュールを設置する場合は、特に注意が必要です。これらの建物は太陽電池モジュールの設置によって倒壊や損壊のリスクが高まるおそれがあります。耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行うことを検討してください。
- 個々の建物の状況によっては、旧耐震基準の建物でも十分な耐力を持つ場合や、新耐震基準の建物でも注意が必要な場合があります。
- 陸屋根などに架台を設置する場合は、架台の重量を含めて構造計算（強度計算）を行う必要があります。建物が古い場合や積雪地域の場合は特に注意が必要です。
- 交付申請書で建物の構造計算書をあらかじめ提出する必要はありません。ただし、機構の求めがあった場合は提出してください。

問4-4. 積雪地域での申請にあたって注意する点がありますか。

〈回答〉

積雪地域（北海道、東北地方、北陸地方など）で太陽光発電設備を建物の屋根に設置する場合は、以下の点に注意してください。

【構造上の安全確認】

当該地域の垂直積雪量を踏まえた積雪による荷重と太陽光発電設備の重量を合わせた総重量に対して、建物が耐えられるか確認してください。

【留意事項】

- 積雪荷重とは、積雪によって建築物や構造物に加わる重さのことです。
 - ・ 積雪荷重は建築物や太陽光発電設備の設計・施工における重要な要素です。
- 屋根設置の場合でも、積雪時に太陽電池モジュールが雪に埋もれないよう、架台の設置が必要となる場合があります。
- 架台を設置する場合は、以下の手順で検討を進めてください。
 - ・ 本補助金の応募前に、架台設置の必要性の有無を検討してください。
 - ・ 架台を含めた太陽光発電設備の総重量に対して、建物の構造が十分な耐荷重性を有することを確認してください。

問4-5. 太陽光発電設備の固定方法の注意点を教えてください。

〈回答〉

太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、変圧器（トランス）、キュービクル、架台は、基礎などに適切に固定する必要があります。

【固定方法の基準】

固定方法は『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）などに示された基準に適合することが原則です。

強度計算書において、固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重などを算定する必要があります。

【注意事項】

- 想定される規模の地震、台風または積雪により破損し、使用不能となるような固定方法は認められません。
- パワーコンディショナーや変圧器などの機器は、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定して設置してください。
- アンカーボルトでの固定が困難な場合（屋根に穴を開けられないなど）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じてください。

【参考情報】

『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）

※太陽電池アレイを構築する支持物の許容応力度設計のための荷重（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重）の算出方法などについて規定されている。

「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」（2019 年、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構ほか）

※地上設置型の太陽光発電システムの基礎と架台の設計について解説されている。

<https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf>

<https://www.nedo.go.jp/content/100895023.pdf>

問4-6. ペロブスカイト太陽電池を補助対象として申請できますか。

〈回答〉

現段階ではペロブスカイト太陽電池（perovskite solar cell: PSC）は実証（研究開発）段階だと考えられるため、本補助金では補助対象として申請できません。

【ペロブスカイト太陽電池とは】

- 次世代の太陽電池として期待される、軽量・柔軟・高効率な太陽電池です。
- 従来のシリコン太陽電池では設置が難しかった屋根や壁面にも設置できる可能性があります。
- ペロブスカイト太陽電池の設置や運用においては、耐久性、温度特性、リサイクル方法などに留意が必要です。
- 現在のところ、日本の国土面積あたりの太陽光発電導入量は主要国で 1 位ですが、設置可能場所の不足が課題となっており、この課題解決への貢献が期待されています。

【参考情報】

「グリーンイノベーション基金事業 「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」（令和 5 年 12 月 27 日、経済産業省 資源エネルギー庁）

《>ペロブスカイト太陽電池は、研究開発段階から、製品化、市場開拓、生産体制の確立を見据えて官民を挙げて取組を進めることが重要であることを踏まえ、これらの課題を克服するための具体的な方策として、産学官による開発体制の構築や住宅メーカー・ゼネコンなどのユーザー企業等との連携体制の構築に加え、実験室サイズでの変換効率向上のための最適材料の開発などの数多くのトライアンドエラーを伴う研究開発については、試験設備の自動化など効率的な開発環境を整備し、新材料・新構造等の基盤技術の開発を効率的に進めていく。また、これら基盤技術は実用化・実証の着実な実施に不可欠であり、材料組成等の要素技術・分析・評価など連携することにより推進する。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

➤より早期な実用化を着実に進めるため、研究開発成果に係るステージゲートを設けた上で、大型化・耐久性向上などのモジュール化に係る要素技術の確立に向けた開発を行う。

➤その上で、ユーザー企業等と連携することを前提に、社会実装可能な製品のプロトタイプの開発・量産化に取り組むとともに、実証実験を行うなどの複合的な取組を平行的・段階的に推進していく。

➤なお、要素技術の確立と並行して、早期から実証による取組を行い、その成果を発電コストの改善に活かす取組を推進するとともに、社会実装可能な製品のプロトタイプの開発・量産化と並行して、更なる要素技術の改善を図ることにより、可能な限りシームレスな社会実装を進める。

➤加えて、ユーザー企業等との協議により、ペロブスカイト太陽電池以外の電池種や新たな特性（例えば、曲面追従性）などの必要性についても検討する。》

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/pdf/gif_02_randd_r.pdf

問4-7. ●太陽光発電設備の法定耐用年数の考え方を教えてください。

〈回答〉

【太陽光発電設備の法定耐用年数】

太陽光発電設備の法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき、17 年となります。

○別表第二 機械及び装置の耐用年数表

○31 電気業用設備

○その他の設備 主として金属製のもの

本補助金の申請においては、一律で上記の法定耐用年数が適用されます。

法定耐用年数の期間（処分制限期間）においては、補助対象設備を補助事業の目的に沿って、適切に使用する必要があります。

【税務処理上の法定耐用年数】

一方で、税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いることは認められます。

以下の条件をすべて満たす場合は、その業種の法定耐用年数を用いることが可能です。

○自己所有モデルまたはリースモデルであること。

○自社の工場構内で使用する自家発電設備の 1 つであること。

○発電した電気をもっぱら自社製品の製造に使用すること。

【補足事項】

- オンサイト PPA モデルの場合は、PPA 事業者などが太陽光発電設備を所有し需要家（共同事業者）に売電を行うため、税務処理上も法定耐用年数は例外なく 17 年となります。
- 税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いる場合は、社内の経理担当や税理士などの専門家、所轄の税務署に自社の業種がどの業種に該当するか、その業種の法定耐用年数は何年かなどを確認してください。
- 完了実績報告書を作成する際、架台やキュービクルなどの設備は太陽光発電設備一式として、法定耐用年数 17 年とすることが可能です。
- ・ あるいは、例えばキュービクルであれば法定耐用年数 15 年など、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で確認できる年数であれば、機器ごとの法定耐用年数の適用も認めています。

【参考情報】

「質疑応答事例 > 風力・太陽光発電システムの耐用年数について」（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/05/12.htm>

問4-8. ●本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。

〈回答〉

本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量は、平常時に対象施設で発電電力を自家消費し、非常時（停電時）にも必要な電力を供給できる規模とする必要があります。

具体的には、以下の 2 点を満たす必要があります。

- 平常時に対象施設で発電電力を自家消費すること。
- 非常時（停電時）に対象施設において必要な最低限の電力を本補助事業で導入する太陽光発電設備または蓄電池（定置用または車載型）により、供給できること。

【導入量の考え方】

本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量は以下の点に注意して決定してください。

- 原則として、対象施設の直近 1 年間の消費電力量の実績値に基づき、自家消費し切れる規模の太陽光発電設備としてください。
- 余剰売電を主たる目的として、自家消費し切れない規模の太陽光発電設備を導入する計画は認められません。

- 対象施設の将来的な消費電力の増加を見込んだ、現時点の消費電力を大幅に上回る規模の太陽光発電設備の申請は認められません。見込みどおりに消費電力が増加しなかった場合は、本補助事業で導入した太陽光発電設備が過大な設備となりかねません。

【余剰電力の対策】

以下の時間帯、時期は太陽光発電設備の発電電力に余剰電力が発生しやすいため、蓄電池を活用するなどの対策を講じ、自家消費率の向上に努めてください。

- 昼の 12 時前後
 - ・ 太陽光発電設備の発電量が多い時間帯
- 土日祝日、GW、お盆休み、年末年始などの休業日
 - ・ 対象施設の消費電力が少ないことが多い時期

【蓄電池の活用など】

太陽光発電設備の発電電力の自家消費率を高めるため、以下の点を考慮してください。

- 余剰電力は蓄電池に充電し、夜間や週明けなどに放電して活用すること。
- 太陽光発電設備の発電電力に対して余剰電力が多い時間帯・時期が相当程度見込まれる場合には、それに見合った蓄電池容量の蓄電池を導入する、もしくは太陽光発電設備の導入量をあらかじめ抑制するなどの対策を講じること。

問4-9. 平日と休日の消費電力量の差が大きい施設の場合、太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。
--

〈回答〉

【太陽光発電設備の導入量の基本的な考え方】

平日と休日の消費電力量の差が大きい施設（例：土日が休みの工場、オフィスビルなど）では、以下の点に注意が必要です。

- 平日の消費電力量を基準とした導入量の場合は、大規模な太陽光発電設備となり、休日に大量の余剰電力が発生します。
- 休日の消費電力量を基準とした導入量の場合は、小規模な太陽光発電設備となり、CO₂削減量が限定的なものになります。
- ・ （注）上記の余剰電力には、対象施設の消費電力が少ない時間帯に逆潮流が発生しない

ようにするために、太陽光発電設備を出力制御することにより発電されない電力を含みます。

【本補助事業で推奨される太陽光発電設備の導入量】

- 少なくとも平日は年間を通して余剰電力がほとんど発生せず、自家消費できる導入量とすること。
 - ・ 目安として、平日における年間発電量の 5%未満の余剰
- 太陽光発電設備と併せて導入する蓄電池の蓄電池容量は、余剰電力に見合った規模のものを検討すること。
 - ・ 例：休日の余剰電力量の 50%以上を蓄電できる容量など

【蓄電池の活用】

- 蓄電池の蓄電池容量が大きいほど、太陽光発電設備の発電電力の自家消費率が向上しやすくなります。
- 対象施設の消費電力の傾向を踏まえて、適切な蓄電池容量の蓄電池を選定してください。

問4-10. 倉庫に太陽光発電設備を設置する場合、どのような点を考慮する必要がありますか。

〈回答〉

倉庫の種類によって消費電力の傾向が大きく異なるため、以下の特徴を考慮する必要があります。

【常温倉庫の特徴】

一般的に空調設備の消費電力が大きな割合を占めます。そのため、空調設備の使用頻度が少ない春季（3月から5月頃）および秋季（9月から11月頃）には施設全体の消費電力が大幅に減少し、太陽光発電設備の発電電力に余剰が発生しやすくなります。

【冷凍冷蔵倉庫の特徴】

冷凍冷蔵倉庫は保管する物品を一定の低温に保つ必要があるため、年間を通して冷却設備が稼働し、比較的安定した消費電力があります。そのため、自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入に適していると考えられます。

問4-11. 太陽光発電設備の過積載率を 100%以上とすることのメリットを教えてください。

〈回答〉

太陽光発電設備の過積載率を 100%以上とすることで、発電効率と経済的メリットの向上を見込むことができます。

太陽光パネルの公称最大出力は、JIS 規格（放射照度 1,000W/m²・モジュール温度 25℃）の理想的な条件で測定された値です。実際の稼働条件では、パネル表面温度の上昇、日射量の不足、汚れなどの影響により出力が低下します。過積載とすることにより、このギャップを埋め、パワーコンディショナーの出力を高めることができます。

パワーコンディショナーの容量を超えて発電することはできませんが、日射量が少ない朝夕や曇天時でも、過積載によってパワーコンディショナーの出力が向上し、年間を通じた発電量の増加が見込めます。

【過積載率の定義】

過積載率 [%] = 太陽電池モジュールの JIS またはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力 [kW] ÷ パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値） [kW] × 100

問4-12. ●「非常時（停電時）に対象施設に必要な最低限の電力を供給できること」という要件を満たすためには、どのような設備を導入する必要がありますか。

〈回答〉

「非常時（停電時）に対象施設に必要な最低限の電力を供給できること」という要件を満たすためには、停電時に必要な最低限の電力をあらかじめ想定し、その電力をまかなえる設備を導入することが必要です。

【停電時に必要な最低限の電力】

停電時に最低限使用したい機器をリストアップし、各機器の消費電力と使用時間の確認を行い、これらをもとに必要な電力を計算してください。

【導入設備の種類】

停電時に必要な最低限の電力を供給できることを前提として、以下のいずれかの設備の導入が必要です。

○蓄電池のみ

○自立運転機能付きのパワーコンディショナーを含む太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせ

【導入設備の考え方】

○停電時に必要な最低限の電力が、自立運転機能付きパワーコンディショナーの出力（自立運転時の出力）または蓄電池の出力の範囲内であることを製品の仕様書で確認してください。

○特に夜間の電力使用を想定する場合は、夜間に必要となる電力量をまかなえる蓄電池容量の蓄電池を導入する必要があります。

【留意事項】

○交付申請書において、以下の点を明確に記載してください。

- ・ 停電時に必要な最低限の電力
- ・ 導入する設備の自立運転時の出力（パワーコンディショナー、蓄電池）
- ・ 夜間の電力使用がある場合は、蓄電池のみでまかなえることを示す計算や説明

◇例えば、停電時に最低限使用したい機器の消費電力と使用時間から必要な電力量を計算し、それが SoC 下限時の蓄電池容量の範囲内であることを示してください。

◇太陽光発電設備が夜間は発電しないことを考慮し、夜間に必要な電力は蓄電池のみでまかなえることを示す必要があります。

○蓄電池で停電時に必要な最低限の電力を供給できるシステムにする場合は、パワーコンディショナーはすべて自立運転機能のないタイプでも構いません。

○自立運転機能付きのパワーコンディショナーについては、自立運転への切り替え方法（手動または自動）や切り替え時の注意点を、停電時に対象施設で実際に機器を操作する者が理解しておく必要があります。

○パワーコンディショナーの自立運転時の出力は単相、三相を問いません。

○防水対策などについては、公募要領を参照してください。

【参考情報】

『太陽光発電の賢い使い方ー停電・災害時の自立コンセントの活用ー』（環境省）

http://www.env.go.jp/earth/info/pv_pamph/full.pdf

※非常用（自立運転）コンセントの使い方について解説されています。

「停電時の住宅用太陽光発電パネルの自立運転機能について」（資源エネルギー庁）

《＜自立運転機能の使用方法＞

- ①自立運転用コンセントの位置を確認する。
- ②取扱説明書で「自立運転モード」への切り替え方法を確認する。
- ③主電源ブレーカーをオフにする。
- ④太陽光発電ブレーカーをオフにする。
- ⑤「自立運転モード」に切り替える。
- ⑥自立運転用コンセントに必要な機器を接続して使用する。
- ⑦停電が復旧した際は、必ず元に戻す。（自立運転モード解除⇒太陽光発電用ブレーカーをオン⇒主電源ブレーカーをオンの順で復帰）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20200706.pdf

問4-13. 特定負荷や非常用コンセントは太陽光発電設備を設置する建物と同じ建物になければなりませんか。

〈回答〉

特定負荷や非常用コンセントは以下の条件をすべて満たす場合は、太陽光発電設備を設置する建物と異なる建物に設置することができます。

- 同一敷地内（オンサイト）の建物であること。
- 停電時に必要な最低限の電力を供給できること。
- 対象施設のレジリエンス強化につながる事が交付申請書で示されていること。
- ・例えば、既設の非常用発電設備と組み合わせ、複数の建物に非常用電源を確保することで、災害時の事業継続性を高めることができます。

問4-14. RPR（逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器の設置は必須ですか。

〈回答〉

本補助事業で導入する太陽光発電設備は、戸建て住宅を除き、発電電力を系統に逆潮流しないことが要件となります。そのため、原則として以下の対応が必要です。

- RPR（逆電力継電器）などの逆潮流防止装置を設置すること。

○一般送配電事業者への系統連系契約の申し込みを「逆潮流なし(売電なし)」で行うこと。

【RPR 設置免除の条件】

以下の条件に該当する場合は、本補助事業において RPR を設置しない申請も可能です。

○対象施設に RPR が設置済みの場合

○特別高圧受電施設などで、電力会社との契約電力に対して本補助事業で導入する太陽光発電設備の出力が極めて小さく、一般送配電事業者から RPR を設置しないことが認められた場合

- ・ みなし低圧連系と呼ばれる、契約電力の 5%程度以下の太陽電池出力の場合を想定しています。
- ・ 例えば契約電力が 5,000kW の場合は、太陽電池出力が 250kW 以下であれば、RPR の設置が免除される可能性があります。
- ・ 詳細については、所轄の一般送配電事業者に確認してください。

○敷地内に自家用発電設備（火力発電所やバイオマス発電所など）があり、他の工場などに発電電力を自己託送している場合

- ・ 自己託送とは、自社で発電した電気を一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある自社の工場などに送電することです。

【RPR 設置免除のための必要書類】

RPR を設置しない場合は、以下の資料を交付申請書に添付してください。

○太陽光発電設備の発電電力が実質的に逆潮流しないことを示す技術的な説明資料

- ・ 様式は問いません。

○敷地内の自家用発電設備で発電電力を自己託送している場合は、以下の定量的データを説明資料に含めてください。

- ・ 対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量
- ・ 外部から購入している年間電力量
- ・ 施設内の自家用発電設備の年間発電電力量
- ・ 本補助事業で導入する太陽光発電設備の稼働前後の自己託送電力量の変化（見込み）

問4-15. 本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力を FIT（固定価格買い取り）制度や FIP（フィードインプレミアム）制度により売電することは認められますか。

〈回答〉

本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力（余剰電力を含む）を以下の制度により、売電を行うことは認められません。

- FIT（固定価格買い取り / Feed-in Tariff）制度
- FIP（フィードインプレミアム / Feed-in Premium）制度

【補足事項】

- FIT 制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間、固定価格で買い取る制度です。
- FIP 制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を市場価格に一定のプレミアム（補助額）を上乗せして買い取る制度です。
- これらの制度は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）に基づくものです。

【参考情報】

「令和 7 年度以降の調達価格等に関する意見」（令和 7 年 2 月 3 日（月）、調達価格等算定委員会）

https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20250203_1.pdf

問4-16. 太陽光発電設備の発電電力の余剰電力を売電することは認められますか。

〈回答〉

太陽光発電設備の発電電力の使い方は、以下の 3 つのパターンに大別できます。

- 全量売電（逆潮流あり）
- 自家消費＋余剰売電（逆潮流あり）
- 全量自家消費（逆潮流なし）

【本補助金における制限】

本補助金は対象施設での自家消費を目的とした太陽光発電設備を対象としています。

そのため、全量売電、余剰売電のいずれについても、以下の売電は認められません。

- FIT（固定価格買い取り）制度による売電
- FIP（フィードインプレミアム）制度による売電
- 電気事業者との個別契約（相対契約）による売電

【戸建て住宅の特例】

戸建て住宅に限り、以下の条件をすべて満たす場合は余剰電力の売電を認めます。

- FIT 制度および FIP 制度の適用を受けないこと。
- 電気事業者との個別契約（相対契約）であること。

問4-17. 太陽光発電設備の発電電力を自己託送することは認められますか。

〈回答〉

本補助金は対象施設での自家消費を目的とした太陽光発電設備を対象としています。

そのため、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して自己託送することは認められません。

なお、太陽光発電設備の発電電力の余剰電力についても、自己託送は認められません。

【補足説明】

- 上記の自己託送とは、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給のことを指します。
- 具体的には、対象施設内にある太陽光発電設備で発電した電気を一般送配電事業者の送電線ネットワークを経由して、別の場所にある工場や事業所などに送電することを意味します。

【参考情報】

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

《（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四（略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 電気事業の用に供する発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電又は放電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170>

問4-18. ●太陽光発電設備や蓄電池の系統連系について、一連の流れを教えてください。

〈回答〉

太陽光発電設備や蓄電池を系統に接続するにあたっては、一般送配電事業者との系統連系契約が必須です。これは太陽光発電設備や蓄電池を電力系統に安全に接続するための手続きとなります。

系統連系には、発電した電気を電力系統に流す「逆潮流あり」と、自家消費のみに利用する「逆潮流なし」の 2 種類があります。

【系統連系開始までの一般的な流れ：逆潮流なし、高圧または特別高圧の場合】

○事前相談の申し込み（任意）

- ・ 接続検討および系統連系契約の申し込み前に、系統連系の制約などについて簡易的な検討を依頼できます。
- ・ 任意ですが、事前に相談しておくことが推奨される場合があります。
- ・ 相談の申し込みから回答まで通常 1 か月程度かかります。

○接続検討の申し込み

- ・ 太陽光発電設備や蓄電池を電力系統に接続することの影響を一般送配電事業者が技術的に検討します。
- ・ 申し込みには一般送配電事業者が定める検討料が必要です。申込書の記載内容と料金の支払いが確認され次第、検討が開始されます。
- ・ この検討は系統連系を確約するものではありません。系統連系契約の申し込み後、一般送配電事業者が承諾することで確定します。
- ・ 高圧で連系する場合は、最大受電電力の変更がなく電力系統への影響が変わらないなど、一定の条件を満たせば省略できる場合があります。

- ・ 特別高圧で連系する場合は、発電した電気が系統に流入するかどうかにかかわらず、接続検討の申し込みが必要です。

○接続検討の実施

- ・ 一般送配電事業者が太陽光発電設備や蓄電池の容量や設置場所などを考慮して、電力系統への接続可否を技術的に検討します。

○接続検討の回答

- ・ 一般送配電事業者から主に以下の内容が回答されます。

◇ 希望する最大受電電力に対する連系可否

◇ 系統連系に必要な対策

◇ 運用上の制約

- ・ この回答は系統連系を確約するものではありません。

○系統連系契約の申し込み（必須）

- ・ 太陽光発電設備や蓄電池の系統連系契約を一般送配電事業者に申し込みます。
- ・ 接続検討を省略した場合は、この申し込み時に接続検討と同様の技術検討が行われます。
- ・ 申し込みには一般送配電事業者が定める保証料が必要です。申込書の記載内容と料金の支払いが確認され次第、契約申し込み時点での電力系統の状況に基づいた検討などが開始されます。

◇ 逆潮流を防ぐ対策が適切にされていれば、保証金が免除される場合があります。

- ・ 一般送配電事業者の回答により、以下の対応が必要となることがあります。

◇ RPR（逆電力継電器：逆潮流を検出する保護装置）、OVGR（地絡過電圧継電器：地絡事故を検出する保護装置）などの保護装置の設置

◇ 太陽光発電設備の出力抑制または設備容量の縮小

◇ その他、系統連系に必要な措置

- ・ 申し込みから回答まで通常 2～3 か月程度かかります。

○系統連系の承諾

- ・ 系統連系契約の申し込みに対する回答として、一般送配電事業者から系統連系契約書が送付されます。これが系統連系の承諾通知となります。
- ・ 系統連系契約書の名称の例：

- ◇「配電線連系協定書」（北海道電力ネットワーク株式会社）
- ◇「系統連系承諾書」「系統連系確認書」（東北電力ネットワーク株式会社）
- ◇高圧：「系統連系契約のご案内」「電力貯蔵用電池設備の系統連系契約のご案内」、特別高圧：「系統連系契約書」（東京電力パワーグリッド株式会社）
- ◇「ご契約内容のお知らせ」（中部電力パワーグリッド株式会社）
- ◇「連系に関する契約書」（北陸電力送配電株式会社）
- ◇「『系統連系申込み』に対する回答について」「発電設備系統連系サービス契約のお知らせ」（関西電力送配電株式会社）
- ◇「発電設備系統連系承諾書」「系統連系およびアンシラリーサービス契約承諾書」（中国電力ネットワーク株式会社）
- ◇「系統連系に係る契約のご案内」「発電設備の電力系統連系に係る覚書」（四国電力送配電株式会社）
- ◇「発電設備系統連系サービス契約書」（九州電力送配電株式会社）

○系統連系の開始

- ・一般送配電事業者から系統連系契約書が送付され、系統連系が承諾されると、太陽光発電設備や蓄電池を系統に接続できます。
- ・系統連系の開始後、太陽光発電設備の発電が可能になります。

太陽光発電設備や蓄電池の導入にあたっては、これらの流れを踏まえて見積書を取得し、交付申請書を作成してください。変更点をできるだけ少なくするため、応募前にできる限り確認することが重要です。

【用語の説明】

- 系統連系：太陽光発電システムなどの発電設備を電力会社の電力系統に接続すること。
 - ・これにより、系統に接続した状態で発電電力を施設内で使用したり、逆潮流ありの場合は余剰電力を売電したりできます。
- 系統連系契約：発電設備を所有する事業者と一般送配電事業者との間で締結される、発電設備を電力系統に接続・維持するための契約
- 一般送配電事業者：送配電網や変電所などの電力インフラを維持・管理し、電力の送電および配電を行う事業者
 - ・電気の安定供給、周波数維持、電圧維持の責任を負っており、日本全国を 10 の供給区

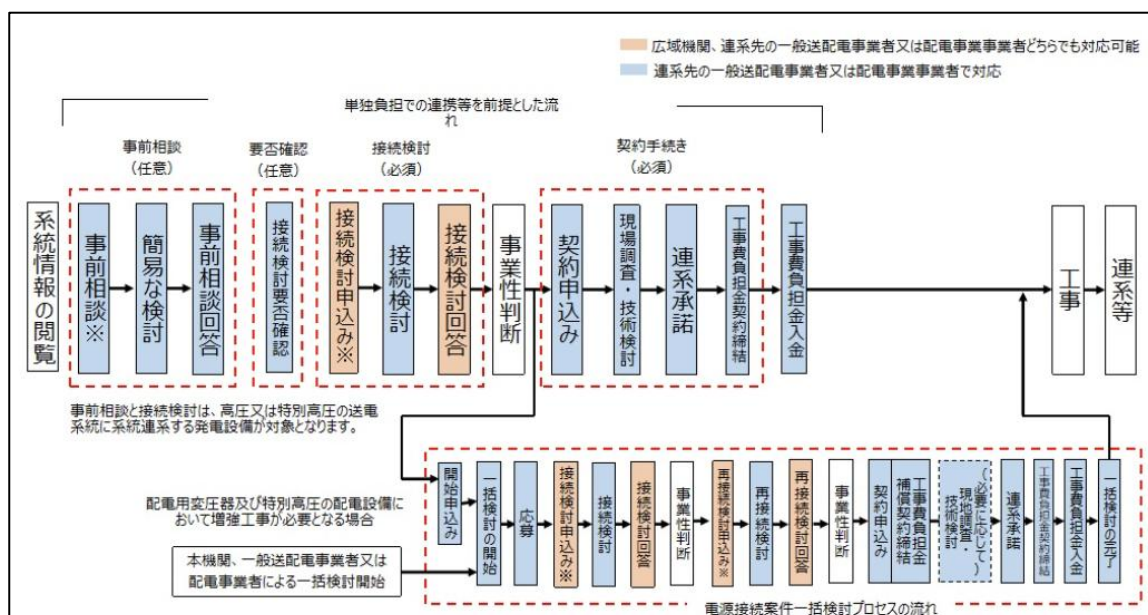
域に分け、各区域に 1 社ずつ存在します。

- 連系と接続：太陽光発電設備を一般送配電事業者の送配電網（電力系統）につなぐこと。
 - ・「連系」は技術的・運用面、「接続」は物理的なつながりや手続きに関する文脈で使われる傾向があります。
- 逆潮流：電力系統の安定運用に影響を与える可能性があり、電圧や周波数の変動、最悪の場合は停電を引き起こす可能性があります。各電力会社は逆潮流の発生量を抑制する対策を講じています。
- RPR（逆電力継電器）：逆潮流が発生した場合に作動し、太陽光発電システムの発電を停止させる安全装置です。自家消費を目的とした太陽光発電システムにとって、発電が止まってしまうことは大きなデメリットとなります。
- 逆潮流なし：太陽光発電設備の発電電力はすべて自家消費され、電力系統への供給は行いません。売電収入は得られませんが、電力会社からの購入電力量を減らし電気料金を節約できます。
- 逆潮流あり：余剰電力を電力系統に供給できます。売電収入につながりますが、本補助金では余剰売電は禁止されています。
- 工事費負担金：一般送配電事業者が送配電設備の新規設置や改修を行う際に、その費用の一部を利用者が負担する仕組み（受益者負担の原則）

【参考情報】

「発電設備等系統アクセスの流れ」（電力広域的運営推進機関）

https://www.occto.or.jp/access/kentou/access_process.html



〈一般送配電事業者のリスト〉

●北海道電力ネットワーク株式会社

「系統ルール」

<https://www.hepco.co.jp/network/conservice/stipulation/rule.html>

●東北電力ネットワーク株式会社

「系統利用ルールのご案内」

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/rule/>

「電力系統への連系」

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/>

●東京電力パワーグリッド株式会社

「送配電系統利用に関するルール」

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/rule-tr-dis/>

「電力小売託送サービス」

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/>

「特別高圧・高圧需要側申込みについて」(2024 年 9 月 18 日/9 月 19 日)

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/202409H_moushikomi.pdf

「自家消費を目的とした発電設備等（系統への電力流入が発生しないもの）の接続検討業務に関する取扱いの変更について」
(平成 29 年 6 月 30 日)

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/s_2906.pdf

●中部電力パワーグリッド株式会社

「電力系統利用ルールおよび当社系統情報等の公表」

https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/hatsuden_kouri/takuso_kyokyu/rule/

「発電設備の設置（自家消費）に係るお申込みについて」

<https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/mosikomi/>

●北陸電力送配電株式会社

「送配電業務ルールダウンロード」

https://www.rikuden.co.jp/nw_rule/download.html

●関西電力送配電株式会社

「送配電等業務の公平性の確保」

<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/disclosure/fairness/index.html>

●中国電力ネットワーク株式会社

「電力ネットワーク業務に関するルール」

<https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/rule/>

●四国電力送配電株式会社

「一般送配電事業における行為規制・系統ルール」

<https://www.yonden.co.jp/nw/rule/index.html>

●九州電力送配電株式会社

「送配電ルール」

https://www.kyuden.co.jp/td_service_wheeling_rule-document_regulations.html

●沖縄電力株式会社

「電力系統利用に関する当社ルール」

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/rule/>

問4-19. 太陽光発電設備の試運転について、留意すべき点を教えてください。

〈回答〉

太陽光発電設備を安全かつ適切に運用するため、試運転に関して以下の点に留意してください。

【試運転の主な目的】

- 機器の初期不良の発見
- 各保護装置の動作確認
- 発電量や電圧などの性能確認
- 周辺環境への影響確認（騒音、振動など）

【試運転中の安全管理の徹底】

試運転中は機器の不具合や予期せぬ事態が発生する可能性があります。

感電や火災などの事故を防止するため、安全管理を徹底してください。発電設備の周囲には関係者以外を立ち入らせない、保護具を着用するなどの対策を講じ、事故防止に最大限の注意を払ってください。

【使用前自己確認について】

10kW 以上の太陽光発電設備については、使用を開始する前に「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、使用前自己確認を行う必要があります。使用前自己確認とは、太陽光発電設備の設置者が自ら電気工作物の技術基準への適合性を確認することです。

太陽光発電設備の使用前自己確認は、一般的には試運転時に行われます。

【系統連系前の試運転における一般送配電事業者のルール】

一般送配電事業者は電力系統の安定運用を確保するため、系統連系契約前の試運転に関して、事前連絡や発電出力の制限などのルールを定めています。

これらのルールは一般送配電事業者ごとに異なります。試運転を開始する前に、必ず接続を予定している一般送配電事業者に連絡し、確認してください。事前の確認を怠ると、系統に悪影響を及ぼす可能性や、予期せぬトラブルにつながるおそれがあります。

問4-20. ●改正電気事業法により 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備や 50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備も使用前自己確認などが必要になったと聞きました。具体的にはどのような内容ですか。
--

〈回答〉

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条では、事業用電気工作物の設置者に対し、使用開始前に事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安規程を定め、経済産業大臣に届け出なければならない旨が規定されています。

2023 年 3 月 20 日に施行された改正電気事業法により、10kW 以上の太陽光発電設備に対する保安規制が強化されました。特にこれまで規制の対象外、もしくは一部の規制のみ対象となっていた太陽光発電設備について、新たな義務が追加されています。

【10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備】

これまで一部の保安規制（事前規制）の対象外でしたが、今回の改正によって、「小規模事業用電気工作物」として位置づけられ、新たに以下の義務が課されることになりました。

○技術基準への適合維持

- ・ 定期的な点検など
- 基礎情報の届出
- ・ 所有者の情報、設置の設置場所、出力、保安体制など
- 使用前自己確認結果の届出
- ・ 太陽光発電設備の使用を開始する前に行う必要があります。

【50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備】

今回の改正により、「事業用電気工作物」として新たに以下の義務が追加されました。

- 使用前自己確認結果の届出
- ・ 太陽光発電設備の使用を開始する前に行う必要があります。

【注意事項】

- 本補助事業の実施にあたっては、「電気事業法」および関連法令に基づき、各種届出を適切に行う必要があります。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合は、罰則が科される可能性があります。

【参考情報】

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

《第二款 自主的な保安

（保安規程）

第四十二条 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。）を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。》

《（設置者による事業用電気工作物の自己確認）

第五十一条の二 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。ただし、第四十七条第一項の認可（設置の工事に係るものに限

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

る。)又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出(設置の工事に係るものに限る。)に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物が」とあるのは「変更をした事業用電気工作物が」と、「設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、当該確認の結果(当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を含む。)を主務大臣に届け出なければならない。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170/>

「小規模発電設備等保安力向上総合支援事業 > 新制度の概要」(経済産業省)

《●令和 5 年(2023 年)3 月 20 日に施行されました。

●これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備(太陽電池発電設備(10kW 以上 50kW 未満)…)について、新たな類型に位置づけられました。(小規模事業用電気工作物。下記図の黄枠部分)

●小出力発電設備には既存の事業用電気工作物相当の規制を適用(技術基準適合維持義務等)しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出が必要となります。(下記図の赤枠部分)》

太陽電池発電設備の保安規制の対応							
事業用電気工作物 ↑ 小規模事業用 電気工作物 【新設】 ↓ 一般用電気 工作物	出力等条件	保安規制					
		事前規制 安全な設備の設置を 担保する措置		事後規制 不適切事案等への 対応措置			
	2,000kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画 の届出 自主検査 使用前	事故報告 報告徴収	立入検査
	2,000kW未満 500kW以上				使用 前 自己確認		
	500kW未満 50kW以上				【範囲拡大】		
	50kW未満 10kW以上			届出【新設】 基礎情報			
10kW未満 小規模発電設備				事故報告は、 10KW未満に ついては除く	居住の用に 供されている ものも含める		

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

①《■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW 以上 50kW 未満…）も、技術基準適合維持義務の対象となります。》

②《■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW 以上 50kW 未満…）は、基礎情報の届出が義務となります。》

③《使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物（太陽電池：500～2000kW 未満…）及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10～500kW 未満…）は、使用前自己確認が義務となります。》

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

「小規模事業用電気工作物の新制度 - Q&A」（経済産業省）

《Q8 新しく追加された使用前自己確認の項目には、どのような項目がありますか？

A8 新しく追加された確認項目は、主に支持物や構造物に関するものです。

太陽電池発電設備の場合は、「設計荷重の確認」「支持物構造の確認」「部材強度の確認」「使用材料の確認」「接合部構造の確認」「基礎及びアンカー強度の確認」「土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認」等が追加されています。

Q9 使用前自己確認を行うための資格は必要ですか？ 講習会を受講し、修了証を取得しなければ、使用前自己確認の業務はできないのですか？

A9 使用前自己確認とその結果の届出書の作成に免許や資格は法令上、必須とはしておりません。しかし、感電等災害防止の観点から電気工事士等、電気の知識を有する者が確認を実施することが推奨されます。

また、同様に講習会を受講し、修了証を取得することは必須ではありません。ただし、講習会では新しく追加される構造的リスクに関する使用前自己確認のポイントを詳細に解説しますので、使用前自己確認の結果の届出書を作成される方は、講習会の受講が推奨されます。なお、講習会修了者については、特設ページ(<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)で氏名・所属を公表しているため、適宜ご参考とされたく存じます。

Q10 太陽電池発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？

A10 まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出いただきます。なお、④については、指定地域に立地される場合に提出いただくものです。（括弧内参照）

①発電所の概要を明示した地形図

②主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

③発電方式に関する説明書

④支持物の構造図及び強度計算書（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）》

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/pamphlet.pdf>

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

（第 2 章 適切な事業実施のために必要な措置_第 2 節 設計・施工_3. 施工）

《⑤出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備対象の運転開始前の検査(使用前自主検査)については、電気事業法の規定に従い、適切

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

に実施し、その結果を記録、保管すること。検査終了後、使用前安全管理審査を受審すること。また、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備対象の運転開始前の確認（使用前自己確認）については、電気事業法の規定に従い、適切に実施し、確認終了後、その結果を国に届け出ること。加えて、所有者情報や設備に係る情報及び保安管理を実務的に担う者等の基礎的な情報（基礎情報）についても国に届け出ること。なお、電気事業法で検査義務がないものについても、自主的に電気事業法に基づく技術基準に適合しているか確認を行うこと。》

《⑤について、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務は、太陽光発電事業者に課せられているため、自らの責任において技術基準に適合しているかを確認する必要がある。そのため、運転開始前に発電設備の技術基準への適合状況や関係法令及び条例の遵守状況を確認することが重要である。出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法においては、運転開始前に使用前自主検査の実施及び使用前安全管理審査の受審をし、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。また、2023 年 3 月より、使用前自己確認の対象が拡大され、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備に対して、事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出ることが義務付けられており、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。屋根設置区分の対象となる屋根設置太陽光発電設備について、出力 2,000kW 以上の場合は工事計画届出書の写しが、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の場合は使用前自己確認届出書の写しが、不備なく提出されることが必要である（当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく提出が確認できない場合には、特定契約を締結することができない。また、誓約に基づく提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。）。出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置する場合は、運転開始前における太陽光発電設備の確認手続の義務はないが、運用開始後の事故などを未然に防ぐためには、出力の大小にかかわらず、発電設備の設計・施工が適切に行われたか、運用開始前に確認を行うことが必要である。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

「自家用電気工作物に係る手続のご案内」（令和 4 年 10 月、経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/jikayouannai.pdf

問4-21. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）第

9 条第 4 項の認定を受けた者について具体的に教えてもらえますか。

〈回答〉

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定を受けた者とは、FIT（固定価格買い取り制度）または FIP（フィードインプレミアム）制度の認定を受けた事業者を指します。

【制度の概要】

- FIT 制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度のことです。
- FIP 制度とは、再生可能エネルギー発電事業者が卸電力市場などで取引を行い、その取引価格に一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度のことです。

【本補助事業との関係】

○本補助事業では、FIT または FIP 認定を受けている（または受ける予定の）設備は、補助対象外となります。

○本補助金は自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入を支援するものです。

【参考情報】

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）

《〈再生可能エネルギー発電事業計画の認定〉

第九条 1～3（略）

4 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法人であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号又は同条第四項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

六 再生可能エネルギー発電設備が第二項第七号の経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、同号の経済産業省令で定める措置が実施されたこと。

七 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。

八 前項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC0000000108>

問4-22. 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドラ

イン」の遵守事項について、教えてください。

〈回答〉

本補助事業の実施においては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項に準拠する必要があります。

ただし、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（FIT または FIP）を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、FIT・FIP 制度のみに関係する事項は除きます。

具体的な遵守事項は以下のとおりです。

- 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - ・ 太陽電池モジュールの反射光による周辺施設への影響について事前に十分に確認し、周辺施設の所有者などとトラブルにならないよう注意してください。
- 関係法令および条例の規定に従い、土地開発などの設計、施工を行うこと。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うように努めること。
- 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会または事前周知措置（以下「説明会等」という）を実施すること。説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への応募、採択および交付決定との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。
 - ・ 説明会等の実施に関する資料は、採択後の交付申請書および完了実績報告書で提出を求める予定です。
- 「一の場合」において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
 - ・ 詳細については、本 Q&A 集の同一受電の施設の申請やオンサイトの定義に関する項目を参照してください。
- 20kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う安全フェンスを設置するとともに、外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。
 - ・ ただし、安全フェンスの設置が困難な場合（屋根置きや屋上置きなど）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、安全フェンスの設置を省略できます。塀つきの庭に設置する場合や、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合などを想定しています。
 - ・ 営農型の太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）、窓や壁など一体となった太陽光発電設備で、安全フェンスの設置により事業運営な

どに支障が生じると判断される場合も、安全フェンスの設置を省略できます。

- ・ 標識には、「補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号」「保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号」「運転開始年月日」「本補助金により設置した旨」を記載してください。
- ・ 安全フェンスの設置にかかる経費を本補助事業の工事費に含める場合は、見積書にその経費を計上し、経費内訳表では補助対象外経費としてください。
- 「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理および保存すること。
- 設備の設置後、適切な保守点検および維持管理を実施すること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者または特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 補助対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む)の規定を遵守すること。
- 10kW 以上の太陽光発電設備の場合は、補助対象設備の解体・撤去などにかかる廃棄などの費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に必要な経費を算定し、積立などの方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立などを行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 10kW 以上の太陽光発電設備の場合は、災害などによる撤去および処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険などに加入するように努めること。

【注意点】

上記のうち、説明会等の実施と安全フェンスの設置の項目に特に注意してください。

交付申請書および完了実績報告書の審査で、これらの点が遵守されているかを確認します。

【参考情報】

「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(2024 年 2 月、資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf

「FIT 制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（2021 年 4 月 1 日、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf

—
「廃棄等費用積立ガイドライン」（2024 年 4 月改定、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

問4-23. 地域住民などへの説明会等の実施が必要なのは、どのようなケースですか。

〈回答〉

【屋根設置型の太陽光発電設備】

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」では屋根設置型の太陽光発電設備について、地域住民などへの説明会等の実施は努力義務である旨が規定されています。

景観への影響、反射光の影響、騒音の影響など、周辺環境への影響が想定される場合は、地域住民などへの十分な説明を行うことが望ましいです。

【地上設置型（野立て）の太陽光発電設備】

以下のいずれかに該当する場合を除き、原則として説明会等の実施が必須となります。

- 需要地の周囲に住宅がない場合
- 需要地が所在する地方公共団体の判断または規定により、説明会等の実施が不要とされる場合

【説明会等を実施する場合】

- 説明会等を実施する場合は、地方公共団体の求めに応じて実施してください。
 - ・ 例：地方公共団体が 30m 以内の住居に対する説明会の開催を求めている場合は、その範囲で実施
- 採択後の交付申請書および完了実績報告書において、地方公共団体に照会・申請した内容、および地方公共団体の回答・規定が確認できる書類の提出を求める予定です。

【説明会等の実施に関する資料】

説明会等の実施に関する資料は、以下の事項をすべて満たすものを採択後の交付申請書および完了実績報告書において提出を求める予定です。

○説明会の実施日時、場所、参加者数、説明内容が明確に記載されていること。

○地域住民などへの周知方法が具体的に記載されていること。

【参考情報】

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024 年 2 月、資源エネルギー庁）

（第 1 章 総則_1. 本ガイドラインの位置付け及び説明会等の趣旨）

《こうした地域での懸念の解消に向けて、令和 6 年 4 月に改正された再エネ特措法では、認定に当たって説明会等の実施を求めることとしている。その趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにある。》

（第 1 章 総則_2. 本ガイドラインにおける主な用語の説明）

《⑩「低圧電源」出力が 50kW 未満の電源をいう。

⑪「高圧電源」出力が 50kW 以上 2,000kW 未満の電源をいう。

⑫「特別高圧電源」出力が 2,000kW 以上の電源をいう。》

（第 2 章 説明会等を実施すべき再エネ発電事業_第 1 節 説明会等を実施すべき再エネ発電事業_1. 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲）

《①次のいずれかに該当する事業に係る電源を除き、認定に当たっては、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインにおいて定める説明会等を実施すること。

(i) 出力が 10kW 未満の太陽光発電事業（住宅用太陽光発電事業） (ii) 屋根設置太陽光発電事業 (iii) 再エネ海域利用法の適用事業

②屋根設置太陽光発電事業を実施する場合には、事業の影響と予防措置等について、説明会等の実施に努めること。

【解説】

① (ii) 及び②について、屋根設置太陽光発電事業とは、施行規則第 3 条第 4 号の 3 の「屋根設置太陽光発電設備」（建築物の屋根に設ける太陽光発電設備）により実施される再エネ発電事業をいう。》

（第 2 章 説明会等を実施すべき再エネ発電事業_第 1 節 説明会等を実施すべき再エネ発電事業_2. 実施すべき措置（説明会の開催又は事前周知措置の実施））

《①説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（前記 1.）に該当する高圧電源又は特別高圧電源については、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインにおいて定める説明会を開催すること。

（略）

③説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（前記 1.）に該当する低圧電源であって、事業者の認定申請に係る再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100m 以内に、当該事業者と同一の事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が 50kW 以上となるときは、再エネ特措法、施行規則及び本ガイドラインにおいて定める説明会を開催すること。》

(第 3 章 説明会の要件_第 1 節 「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲)

《①再エネ発電事業を実施する場所(以下「実施場所」という。)の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者に対して説明すること。

(i) 低圧電源の場合：100m

(ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合(次の場合を除く。): 300m

(iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る。)の場合：1km

[施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イ～ハ]

②再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者(以下「土地/建物所有者」という。)に対して説明すること。[施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号]

③「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行うこと。市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加え、当該者に対しても説明すること。[施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号]

④ ③の相談に対して、市町村から、再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、③と同様に、当該他の市町村に事前相談を行うこと。当該他の市町村から「周辺地域の住民」に加えるべき者についての意見があった場合には、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加え、当該者に対しても説明すること。[施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号]

※ 上記①～④により定められた者を、以下この章において「周辺地域の住民」という。》

《①について、範囲内に居住する者が存在しないと考えられる場合には、③の事前相談に当たって居住する者が存在しない旨を自治体に確認すること。

③及び④について、本ガイドラインに添付の様式(付録 1.)により、市町村に対して事前相談を行うこと。その際には、予定する説明会の配布資料、実施場所や定量基準に基づく「周辺地域の住民」の範囲が分かる地図等を添付すること。》

《第 6 節 説明会を開催したことを証する資料

①認定申請に当たっては、「周辺地域の住民」の範囲に係る次の資料を提出すること。

・ 実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等

・ 市町村に対して事前相談を行った際の書面(付録 1.)

・ 市町村の意見に係る書面(付録 2.)

[施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3]

②認定申請に当たっては、開催案内に係る次の資料を提出すること。

・ 配布書面又は回覧板/関係自治体の公報又は広報誌に掲載した書面

・ 開催案内を実施した「周辺地域の住民」の範囲が分かる書面

[施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3]

③認定申請に当たっては、説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料を提出すること。[施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3]

④認定申請に当たっては、説明会の出席者名簿を提出すること。[施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3]

⑤認定申請に当たっては、説明会開始時から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容について、議事録を提出すること。〔施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3〕

⑥認定申請に当たっては、質問募集フォームにおける質問等及び「周辺地域の住民」に示した回答を提出すること。〔施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3〕

⑦認定申請に当たっては、事業者による説明会での説明や質疑時間でのやりとりの概要を報告する説明会概要報告書について、付録 4. の様式により提出すること。〔施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3〕》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf

4.2. 定置用蓄電池

問4-24. 本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。

〈回答〉

公募要領に記載された補助金の要件を満たすものであれば、本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に特段の制限はありません。

【申請可能な主な蓄電池】

- リチウムイオン電池 (lithium-ion battery: LIB)
- 鉛蓄電池 (lead-acid battery: LAB)
- レドックスフロー電池 (redox flow battery: RFB)
- ナトリウム硫黄電池 (sodium-sulfur battery: SSB) …NAS 電池 (NaS battery)

【補助対象外となるもの】

- 実証段階の製品（製品として市場に流通していないもの）
- キャパシタ（蓄電器）などの蓄電池以外の製品
 - ・ 例：電気二重層コンデンサー、リチウムイオンキャパシタなど

問4-25. リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。

〈回答〉

公募要領に記載された補助金の要件を満たすリユースの定置用蓄電池は補助対象となります。

【交付申請書で提出が必要な書類】

- 製品の安全性や性能が確認できる書類
 - ・ 例：リユース品としての性能評価書、劣化状況を示すデータ、保証書など

【補助金基準額の算定方法】

- リユースの定置用蓄電池についても、補助金基準額は新品の定置用蓄電池と同じ方法で

算定します。

○補助金基準額の算定には、以下の 2 つの情報がが必要です。

- ・ 定置用蓄電池の蓄電池容量 [kWh]（蓄電池セルまたは蓄電池モジュールの合計容量）
- ・ 定置用蓄電池の補助対象経費（税抜・工事費込み）[円]

【注意点】

○リユースの定置用蓄電池を導入する場合の注意点として、新品と比較して寿命が短い可能性があること、保証内容が限定的な場合があることなどが挙げられます。

問4-26. 蓄電池の [Ah] と [kWh] という単位について解説してもらえますか。

〈回答〉

【単位について】

○[Ah] は「アンペアアワー」と読み、1 時間あたり流すことのできる電流の量（電流量）を表す単位です。

- ・ 1Ah は 1 アンペアの電流を 1 時間流すことができる電流量を意味します。
- ・ 例えば 10Ah の電池は、1A の電流を 10 時間供給可能、2A の電流を 5 時間供給可能です。

○[kWh] は「キロワットアワー」と読み、電池に蓄えられている電気のエネルギー量（電力量）を表す単位です。

- ・ 1kWh は 1kW の電力を 1 時間使用したときの電力量を意味します。
- ・ 電池の容量や電気使用量を計測する際に広く用いられています。

○[Ah] を [kWh] に換算するためには、電池の電圧 [V] を考慮する必要があります。計算式は以下のとおりです。

- ・ $\text{kWh} = (\text{Ah} \times \text{電圧 [V]}) \div 1,000$
- ・ 計算例：定格容量 4,800Ah、公称電圧 3.7V のリチウムイオン電池の場合、 $4,800\text{Ah} \times 3.7\text{V} \div 1,000 = 17.76\text{kWh}$

○リチウムイオン電池の場合、定格容量 4,800Ah は以下の容量に相当します。製品ごとの公称電圧の違いにより、幅があります。

- ・ 蓄電池容量：15～18kWh

- ・ 初期実効容量：13～16kWh

【補足事項】

- 本補助金で申請する蓄電池について、メーカーの仕様書などに記載されている蓄電池容量 [kWh] を確認してください。
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の蓄電システム登録済製品は、令和 6 年度から登録の基準が変わりました。
 - ・ 令和 5 年度までの登録済製品は、定格容量 4,800Ah・セル未満の家庭用の製品となっていました。
 - ・ 令和 6 年度以降の登録済製品は、蓄電池容量 20kWh 以下の家庭用の製品となっています。

【参考情報】

「蓄電システム登録済製品一覧」（一般社団法人環境共創イニシアチブ）

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

問4-27. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、業務・産業用の定置用蓄電池と見なされますか。

〈回答〉

【区分の判断基準】

定置用蓄電池の区分（業務・産業用または家庭用）は、以下の基準で判断します。

- 対象製品の仕様書に記載された型番（パッケージ型番）ごとの製品単位の蓄電システムの蓄電池容量 [kWh]
 - ・ 需要家が法人か個人か、蓄電池の用途が法人用か個人用かは関係ありません。
 - ・ パッケージ型番が変わらなければ、設置する定置用蓄電池の製品単位の台数によって、業務・産業用または家庭用の区分が変わることはありません。

【蓄電池容量による区分】

蓄電池容量による区分は、以下のとおりです。

- 20kWh 超 ： 業務・産業用

○20kWh 以下：家庭用

【区分の具体例】

区分の具体例として、パッケージ型番の蓄電池容量が 10kWh の定置用蓄電池を 3 台導入する場合について説明します。

- パッケージ型番での蓄電池容量が家庭用に該当するため、家庭用の定置用蓄電池を 3 台導入する申請となります。
- 合計の蓄電池容量は 30kWh ですが、個々の製品のパッケージ型番は家庭用であるため、業務・産業用には該当しません。

【補足事項】

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の「蓄電システム登録済製品一覧」に登録された製品は家庭用と見なします。
- 「20kWh 超：業務・産業用」「20kWh 以下：家庭用」という区分は、火災予防条例などの規制における基準（例：東京消防庁では 20kWh 超で届出が必要）と整合しています。
- 家庭用の蓄電池であっても、同じ部屋に複数台を設置する場合などは、火災予防条例に基づく届出が必要なことがあります。

問4-28. ●業務・産業用の定置用蓄電池には家庭用の定置用蓄電池のような補助金の要件はありますか。

〈回答〉

業務・産業用の定置用蓄電池は、以下の要件を満たす必要があります。

- 日本国内で出荷実績があり、市場で流通している製品であること。
 - ・ 例：過去 1 年間に 1 台以上の出荷実績など
 - ・ 出荷実績について疑義がある場合は、蓄電池メーカーなどに対象製品の販売実績、販売開始時期などを問い合わせて確認してください。
- 所轄の消防署への設置の届出が受理される製品であること。
 - ・ 所轄の消防署に事前に確認し、設置の届出に関する手続きを適切に行ってください。
- 消防機関の検査がある場合、検査に合格する製品であること。

- ・「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号)や地方公共団体の火災予防条例などにより、蓄電池の設置に際して、消防機関の検査を受ける必要があることがあります。

【参考情報】

- 消防署への届出基準は、蓄電池の容量や設置場所などによって、地方公共団体（主に市町村単位）で定められている火災予防条例により異なります。
- 需要地が所在する地方公共団体、または管轄の消防署のウェブサイトで火災予防条例を確認するか、管轄の消防署に直接問い合わせの上、必要な手続きを確認してください。
- 例えば東京消防庁管内では、リチウムイオン蓄電池で蓄電池容量が20kWhを超える場合、火災予防条例で定める届出が必要です。

【参考情報】

「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」の公表（令和 5 年 3 月 28 日、消防庁）

《○消防法令に基づく設置の届出が必要となる蓄電池の蓄電池容量 kWh の値（届出基準値）について

・鉛蓄電池・ニッケル水素蓄電池については、潜在的な危険性が小さく、リチウムイオン蓄電池より厳しい届出基準値を課す合理性はないため、リチウムイオン蓄電池と同等とすべきである。

・リチウムイオン蓄電池については、現行の届出基準値（17.76 kWh）と JIS の蓄電池容量の区分を参考に、届出基準値は 20 kWh 超とすべきである。》

《・20kWh 超の蓄電池設備において、標準規格により、安全基準と外部延焼防止措置に適合している場合、消防法令が求める外部延焼防止措置と同等の安全措置が講じられたものとして規制を合理化すべきである。》

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230328_yobou_1.pdf

「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」（令和 5 年 3 月、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-116/03/houkokusho.pdf

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（消防予第 306 号 令和 5 年 5 月 31 日、消防庁次長）

《第六 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第二 1 から 4 まで及び第三 1 と同様の改正を行うこととしたこと（第 11 条の 2、第 13 条及び別表第 3 関係）。

また、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと（第 11 条関係）。

そのほか、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が 20 キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと（第 44 条関係）。》

《2 施行期日等について

(1) 施行期日について

令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしたこと（附則第 1 項関係）。》

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/379ba3af0ccc5f1d3c67c80929326869b597048c.pdf>

「条例・規則等改正の新着情報一覧」（東京消防庁）

火災予防条例、火災予防条例施行規則、告示改正

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/yobo/inf/index.html>

（参考資料）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/content/000026241.pdf>

火災予防条例等の一部改正について（蓄電池設備に係る基準の見直し）

改正背景

現行の蓄電池設備の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定となっている。今般、総務省消防庁において、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策に関する検討が行われ、昨今の蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例（例）」が改正された。この改正に伴い、火災予防条例等を一部改正する。

改正の概要

- 火災予防条例第13条**
(1) 規制単位を「アンペアアワー・セル」から「アンペアアワーセル」に定格電圧を乗じることによって得られる、蓄電池容量「**キロワット時**」に改める。
(2) 10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたもの（※7号告示第2）は規制対象外とする。
(3) 屋外に設ける蓄電池設備について、消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたもの（※7号告示第3）は、建築物からの離隔距離を不要とする。
※蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）
- 火災予防条例第57条**
蓄電池設備の届出対象を、**20キロワット時を超えるもの**とする。
- 火災予防条例施行規則第4条の3**
火災予防条例第13条の蓄電池設備の規制単位の改正に伴い蓄電池設備の「定格容量及び電槽数」（アンペアアワー・セル）の算定内容から「蓄電池容量」（キロワット時）の算定内容に改める。
- 東京消防庁火災予防規程事務処理要綱**
蓄電池設備の概要表（別記様式第94号）について、出力の記入欄の単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」へ変更する。

Ah・セル	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	対象外	不要
4,800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要

↓

蓄電池容量	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
10kW 時以下	対象外	不要
10kW 時超 20kW 時以下	※7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kW 時超	火災予防条例への適合 ※7号告示第3に適合するものは離隔距離不要	必要

4,800Ah・セルを基準とした主な蓄電池設備の蓄電池容量(kW 時)

電池種別	Ah・セル	電圧(V)	蓄電池容量(kW 時)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

「火災予防条例」（昭和三十七年東京都条例第六十五号、令和 5 年東京都条例第 87 号）

《(蓄電池設備)

第十三条 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 電槽は、遮光措置を講じ、温度変化が急激でないところに転倒しないよう設けること。
 - 二 リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備には、過充電の防止その他の蓄電池からの発火を防ぐ措置を講じること。
 - 三 蓄電池設備の周囲においては、みだりに火気を使用しないこと。
- 3 前二項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項の規定を準用する。
- 4 第一項及び第二項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項第五号から第十号まで及び第十一条の二第一項第四号の規定を準用する。
- 6 キュービクル式の蓄電池設備で、消防総監が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前三項の規定によらないことができる。》
- https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002311.html

問4-29. 家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合、火災の発生のおそれのある設備として地方公共団体が制定する火災予防条例による規制の対象となりますか。

〈回答〉

例えば東京消防庁の場合は、蓄電池容量が 20kWh を超える定置用蓄電池は火災予防条例により、火災の発生のおそれのある設備として規制の対象となります。

【家庭用の定置用蓄電池の考え方】

家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して設置する場合は、以下の条件を満たすときは原則として箱ごとの判断となります。

- 蓄電池および関連機器が 1 つの箱に収納されていること。
- 火災予防上、一定の安全性を有すること。

【注意事項】

- 具体的な規制の内容については、需要地が所在する地域の消防署に確認が必要です。
- 消防署によって、蓄電池容量の合計値の算出方法や安全性の確認方法などで判断基準が異なる場合があります。

【参考情報】

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成 14 年総務省令第 24 号)

《第二章 対象火気設備等に関する基準

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

一～十四 (略)

十五 変電設備 (全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。)

十六 (略)

十七 蓄電池設備 (蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。)

十八～十九 (略)

二十 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気自動車等 (電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。) にコネクタ (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。) を用いて充電する設備 (全出力二十キロワット以下のものを除く。) をいい、分離型のもの (変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト (コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。) により構成されるものをいう。以下同じ。) にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。))

<https://laws.e-gov.go.jp/law/414M60000008024>

「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて (通知)」(消防予第 155 号 令和 4 年 3 月 31 日)

《蓄電池設備については、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 (平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。) を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、複数台の蓄電池設備を接続して設置する事例が見られるようになりましたが、その蓄電池容量 (キロワット時) の算定に当たっての蓄電池設備の取扱いが市町村によって異なることから、蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。》

《蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が 1 の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和 5 年消防庁告示第 7 号) 第 3 に定めるものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第 3 条第 17 号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。》

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_155.pdf

「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」(令和 5 年 5 月 31 日 消防庁告示第 7 号)

《第三 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第十六条第四号ハの消防庁長官が定めるものは、第二に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

- 一 JISC4411-1
- 二 JISC4412
- 三 JISC4441》

https://www.soumu.go.jp/main_content/000883853.pdf

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubo01_02000707.html

問4-30. 持ち運び可能な可搬式の蓄電池は補助対象になりますか。

〈回答〉

本補助金は定置用蓄電池を補助対象としており、持ち運び可能な可搬式の蓄電池は原則として補助対象外となります。

【補助対象となる条件】

可搬式の蓄電池を補助対象として申請する場合は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- アンカーボルトなどで対象施設に固定して使用すること。
- 定置用蓄電池として使用することを交付申請書で明確に示すこと。
- 固定方法の詳細を交付申請書に添付する書類で示すこと。
- ・ 例：固定方法を示す図面、使用するアンカーボルトの仕様書など

問4-31. 定置用蓄電池、キュービクル、トランスなどの固定方法は耐震クラス S を満たさなければなりませんか。

〈回答〉

本補助事業で導入する定置用蓄電池、キュービクル、トランスなどの固定方法は、耐震クラス S を満たす必要はありません。

【固定方法の基準】

定置用蓄電池、キュービクル、トランスなどの固定方法は、原則として以下の基準を満たす必要があります。

- 固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人日本建築センター）

などに示された基準に適合すること。

- ・ 例：設備機器の耐震支持、アンカーボルトの許容耐力と選定など

○耐震クラス B 以上であること。

【注意事項】

- 想定される規模の地震、台風または積雪により破損し、使用不能となるような固定方法は認められません。
- 定置用蓄電池、キュービクル、トランスなどは、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定して設置してください。
- アンカーボルトでの固定が困難な場合（屋根に穴を開けられないなど）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じてください。自重による設置にはしないでください。

【補足事項】

- 耐震クラス A は耐震クラス B の 1.5 倍、耐震クラス S は耐震クラス B の 2 倍の安全率を持たせているということです。
- 耐震クラス B は一般的な建築物や設備機器に適用される基本的な耐震性能レベルです。
- 耐震クラスと気象庁震度階級（震度 0・1・2・3・4・5 弱・5 強・6 弱・6 強・7 までの 10 段階）は直接には対応していません。

問4-32. ●本補助事業で申請する定置用蓄電池の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。導入する

太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。

〈回答〉

定置用蓄電池の導入量は、導入する太陽光発電設備の規模と完全に連動させる必要はありません。ただし、以下の要件をともに満たす容量である必要があります。

- 平常時：太陽光発電設備の発電電力で充電できること。
 - ・ 平常時に太陽光発電設備で発電した電力を蓄電し、充放電を繰り返す必要があります（例：1 日 1 サイクル）。前日の夜間などに放電した分の電力量を、翌日の日中に太陽光発電設備の発電電力で充電できる蓄電池容量としてください。
 - ・ 定置用蓄電池に充電可能な太陽光発電設備の年間推定発電量を 365 日で除した値（1 日あたりの平均発電量）が、定置用蓄電池の充電に必要な電力量（前日の夜間の放電量な

ど) 以上となるように計画してください。

○非常時（停電時）：対象施設において停電時に必要な最低限の電力を供給できること。

- ・ 交付申請書の様式（Excel ファイル）に停電時に最低限使用する機器の種類、数量、消費電力、使用時間、設定する SoC 下限を入力することで、必要な蓄電池容量を算定できます。その際、実際に想定される停電時の状況に基づき、最低限必要な機器とその稼働時間を慎重に検討してください。

【太陽光発電設備との関係】

- すべての太陽光発電設備の発電量を定置用蓄電池に充電できるようにする必要はありません。
- 定置用蓄電池への充電が可能な太陽光発電設備の発電量で、前述の定置用蓄電池の導入量の考え方で示した充電量を確保できる計画であれば問題ありません。
- 定置用蓄電池に充電できない太陽光発電設備の発電量を蓄電池の導入量の算定に含めることはできません。

【推奨事項】

以下のような施設については、容量の大きな定置用蓄電池の導入を積極的に検討してください。

- 夜間の消費電力が大きい施設
 - ・ 例：24 時間稼働の工場、データセンターなど
- 太陽光発電の発電量に対して消費電力量が少なく（余剰電力量が多く）、特定の時間帯や時期に電力消費が集中する施設
 - ・ 例：常温倉庫、オフィスビルなど
- BCP 対策を強化したい施設
 - ・ 例：病院、福祉施設、防災拠点、工場など

問4-33. ●蓄電池の残量設定はどのように行えばいいですか。

〈回答〉

蓄電池の残量設定は、平常時に充放電を繰り返し、非常時（停電時）に対象施設に必要な最低限の電力を供給できるものである必要があります。

交付申請書の様式（Excel ファイル）に実際に設定する SoC の下限値を記入し、本補助金の要件を満たす設定であることを示してください。

【補足説明】

○蓄電池の残量を表す SoC（state of charge / 充電状態）：

- ・ 0%：完全放電
- ・ 100%：満充電

○SoC 下限まで放電した場合、満充電時と SoC 下限値との差を充電すると、満充電の状態に戻ります。例えば SoC 下限を 20%に設定した場合、80%分の容量を充電すると満充電の状態に戻ります。

○SoC 下限を 0%に設定すると、放電し切ったときに停電が発生した場合、蓄電池から対象施設に電力を供給できないため、0%に設定することは認められません。

○SoC 下限を 100%に設定すると、常に満充電の状態となり、平常時に充放電を繰り返さないことになるため、100%に設定することは認められません。

○蓄電池の劣化を抑え、長寿命化を図るためには、過放電や過充電をできる限り避ける、高温環境での使用を避けるといった運用をすることが重要です。

問4-34. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、蓄電池を導入しなければなりませんか。

〈回答〉

本補助事業では蓄電池の新規導入が要件となっているため、以下の場合でも新規に蓄電池を導入する必要があります。

- 対象施設の消費電力が高い水準で安定している
- 太陽光発電設備の発電電力をほぼ完全に自家消費できる
- 太陽光発電に余剰電力がほとんど発生しない

【蓄電池の活用方法】

このような場合の蓄電池は、主に以下の用途での活用を想定しています。

- 平常時のピークカット

○非常時（停電時）のレジリエンス強化

問4-35. ●商用系統の電力や既設の太陽光発電設備など、本補助事業で導入する太陽光発電設備以外の電力で定置用蓄電池を充電することは認められますか。

〈回答〉

【充電の可否】

本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を蓄電できるシステムであることを条件に、以下の電力源からの充電を認めます。

- 商用系統の電力
- 既設の太陽光発電設備などの発電電力

【定置用蓄電池の使用上の留意点】

本補助事業で導入する定置用蓄電池は、以下の点に留意して使用してください。

- 日々の充放電量が一定以上となるよう、充放電の設定やシステムを工夫すること。
 - ・ 例：蓄電池容量の 50%以上を毎日充放電する
- 曇天やメンテナンスなどで太陽光発電設備の発電電力が不足する場合は、商用系統からの充電も行い、蓄電池を最大限活用すること。

【申請可能な蓄電池容量の制限】

本補助事業で導入する定置用蓄電池の蓄電池容量は、既設の太陽光発電設備および本補助事業で新規に導入する太陽光発電設備のうち、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力で充電できる量を上限とします。

交付申請書において、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力で充電できる量を確認できる資料を提出してください。提出された資料で、太陽光発電設備の発電電力量で充電できる蓄電池容量であることが確認できない場合は、不採択となります。

年間を通して商用系統または太陽光発電以外の自家用発電設備の充電に大部分を依存する蓄電池容量の蓄電池は、過大な設備と判断され、認められません。

- 例：蓄電池容量（kWh）÷太陽電池出力（kW）の比率が 1 を超え、かつ、蓄電池の年間充電量のうち、商用系統からの充電量が 50%を超える場合

問4-36. 応募書類の審査において、蓄電池容量はどのように評価されますか。

〈回答〉

応募書類の審査では、新規に導入する太陽光発電設備の規模と蓄電池容量の比率に基づき、加
点項目での評価を行います。

【評価方法】

- 評価指標：蓄電池容量（kWh）÷太陽電池出力（kW）
- 評価基準：算出された比率が大きいほど、高い評価となります。

以下に具体例を示します。

【評価例：太陽電池出力 300kW の太陽光発電設備の場合】

ケース 1：蓄電池容量 30kWh（比率：0.1）

ケース 2：蓄電池容量 150kWh（比率：0.5）

ケース 3：蓄電池容量 300kWh（比率：1.0）

→ 比率の大きいケース 3、ケース 2、ケース 1 の順に高い評価となります。

【評価例：太陽電池出力 60kW の太陽光発電設備の場合】

ケース 1：家庭用蓄電池（10kWh×3 台、合計 30kWh）（比率：0.5）

ケース 2：業務・産業用蓄電池（30kWh×1 台）（比率：0.5）

→ 両ケースとも比率が 0.5 で同じであるため、評価は同等となります。

4.3. 車載型蓄電池、充放電設備

問4-37. ハイブリッド車（HV）を車載型蓄電池として申請できますか。

〈回答〉

【補助対象となる車両：PHV】

プラグインハイブリッド車（plug-in hybrid vehicle: PHV）は、車載型蓄電池として本補助金の申請が可能です。

PHV は外部電源からバッテリーを充電できるハイブリッド車です。PHV はガソリンエンジンと電気モーターの両方を搭載しており、エンジンのみ、モーターのみ、または両方を併用して走行することができます。

【補助対象とならない車両：HV】

ハイブリッド車（hybrid vehicle: HV）は、本補助金の車載型蓄電池の要件を満たさないため、本補助金の申請はできません。

問4-38. 放電機能のない充電設備を充放電設備として申請できますか。

〈回答〉

放電機能のない充電設備は、本補助金の対象外となります。

【充放電設備の要件】

本補助金で充放電設備として申請するためには、以下の機能を備えている必要があります。

- 電気自動車（EV）などへの充電機能
- EV などから施設への放電機能

問4-39. 充放電設備の導入のみで、本補助金を申請できますか。

〈回答〉

充放電設備のみでは本補助金を申請できません。

太陽光発電設備や車載型蓄電池と併せて導入する必要があります。

【補足事項】

以下の条件をすべて満たす場合は、充放電設備を補助対象外として導入する申請が可能です。

- 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(CEV 補助金) の V2H 充放電設備の「補助対象 V2H 充放電設備」に導入予定の機器が含まれないこと。
- 公募要領に記載された補助事業の実施期限までに設置が完了すること。

問4-40. 電気自動車 (EV) をリースで導入する場合、どのような点に注意する必要がありますか。

〈回答〉

電気自動車 (electric vehicle: EV) をリースで導入する場合は、以下の点に注意してください。

【申請者の要件】

- 補助事業者 (代表申請者または共同申請者) に EV の所有者となるリース事業者が含まれる必要があります。
- ・ EV の所有者を補助事業者に含めない申請は認められません。

【必要な提出書類】

- 交付申請書に添付する EV のリース契約の内容を示す書類 (様式は問いません) において、EV の補助金額の 5 分の 4 以上が需要家に還元されることを明示してください。

【審査内容】

- リース契約の内容について、需要家への還元額などを含めて本補助金の要件を満たすか、審査を行います。

5. 事業モデル別の要件と手続き

5.1. オンサイト PPA モデル

問5-1. 本補助事業におけるオンサイト PPA モデルの定義は何ですか。

〈回答〉

PPA (power purchase agreement) とは、発電事業者と電力需要家の間で締結される電力購入契約のことで、発電事業者が発電した電力を需要家に供給・販売する仕組みです。PPA には、発電設備を需要家の敷地内に設置するオンサイト PPA と、敷地外に設置するオフサイト PPA があります。

本補助事業におけるオンサイト PPA モデルとは、PPA 事業者（発電事業者）が需要家の敷地内（屋根や遊休地など）に太陽光発電設備を自らの費用負担で設置・所有（第三者の所有）し、維持管理を行った上で（需要家が行う場合を含む）、発電した電力をその需要家へ供給・販売する事業モデルを指します。

需要家は初期投資やメンテナンスの負担を負うことなく、太陽光発電による電力を使用できます。

【オンサイト PPA モデルのメリット・デメリット】

オンサイト PPA モデルのメリットとしては、需要家の初期費用負担やメンテナンス負担を軽減できる点が挙げられます。

デメリットとしては、契約期間が長期にわたることや中途解約に関する制約が考えられます。

問5-2. オンサイト PPA モデルの区分で PPA 事業者（発電事業者）として申請するための条件はありますか。

〈回答〉

本補助事業にオンサイト PPA モデルで PPA 事業者（発電事業者）として申請する場合は、以下の点に注意が必要です。

○ 発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。

- ・ 本補助金の申請における PPA 事業者（発電事業者）は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号で規定される発電事業者および資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者に限定

されません。

- ・ 同一の需要地（一の需要場所）内で一つの需要家に発電事業者が所有する太陽光発電設備による発電電力を供給して完全自家消費し、余剰売電を行わない場合は、「電気事業法」第 27 条の 33 第 1 項第 1 号で規定された特定供給の許可が不要となる例外規定に該当すると考えられます。

【参考情報】

「発電事業者一覧」（経済産業省 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/

「発電事業に係る届出義務について Q&A」（経済産業省 資源エネルギー庁）

《Q1. 発電事業者の届出義務があるのはどのような事業者ですか。

A1. 発電事業とは、次の 1.～3.の要件を満たす発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物（以下「特定発電等用電気工作物」という。）における小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が 1 万キロワットを超えるものをいい、発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務があります。

1. 出力が 1000kW 以上であること
2. 出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力※の値の割合が 50%を超えること（出力が 10 万 kW を超える場合は 10% を超えるもの）
3. 発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が 50%を超えると見込まれること（出力が 10 万 kW を超える場合は 10%を超えるもの）》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/pdf/hatsudenfaq.pdf

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

《第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。
- 四 （略）
- 五 接続供給 次に掲げるものをいう。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

ロ 電気事業の用に供する発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電又は放電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六～七（略）

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ～ロ（略）

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十～十一の三（略）

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業を営む他の者にその小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

十五の二～十八（略）》

《第五節 発電事業

（事業の届出）

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2～4（略）》

《第六節 特定供給

第二十七条の三十三 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電等用電気工作物により電気を供給するとき。

二 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

三 供給する場所

四 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4～6（略）》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170/>

問5-3. ●需要家と PPA 事業者が資本関係がある場合、オンサイト PPA モデルで申請できますか。

〈回答〉

【申請できない場合】

以下の場合、太陽光発電設備の第三者所有（third-party ownership: TPO）と見なせないため、オンサイト PPA モデルでの申請はできません。

○需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）が親会社・子会社・孫会社などの資本関係がある場合

○連結財務諸表に含まれる法人（支配・従属関係のある親会社、連結子会社、企業集団の業績に影響を与える関連会社や非連結子会社）の間で契約を締結する場合

○需要家と発電事業者の代表者が同一人物である場合

○需要地の建物・土地の所有者が発電事業者である場合

【申請できる場合】

以下の場合、太陽光発電設備の第三者所有と見なせるため、オンサイト PPA モデルで申請できます。

- 一部資本関係があるものの、直接的な支配・従属関係がなく、連結財務諸表に含まれない法人の間で契約を締結する場合

【その他の PPA モデルでの申請】

以下の場合、その他の PPA モデルの区分で申請することができます。

- 子会社が発電事業者となり、親会社を需要家（共同事業者）として PPA 契約を締結する場合
- 親会社が発電事業者となり、子会社を需要家として PPA 契約を締結する場合

【参考情報】

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）

《（定義）

第八条

1～2（略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一～三（略）

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6～7（略）

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

9～69（略）》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/338M50000040059>

問5-4. ショッピングモールに太陽光発電設備を設置し、施設の所有者と PPA 契約を締結したい場

合、どのように申請すればいいですか。

〈回答〉

多数のテナントが入居するショッピングモールで、以下の条件をすべて満たす場合は、施設の所有者のみを需要家として申請できます。

- 多数のテナントが入居していること。
- 施設の所有者が電力会社と電力契約を締結していること。
- 施設の所有者が電気料金を一括で支払い、テナントには賃借料と合わせて電気代を請求していること。

【申請可能な区分】

各モデルの要件および上記の条件を満たす場合は、以下のいずれかの区分で申請できます。

- 施設の所有者を需要家（共同事業者）とする申請
 - ・ オンサイト PPA モデル（発電事業者などが代表申請者となります）
 - ・ リースモデル（リース事業者が代表申請者となります）
- 施設の所有者を補助事業者（代表申請者）とする申請
 - ・ 自己所有モデル

上記の場合は、入居している個々のテナントを需要家（共同事業者）として申請する必要はありません。

問5-5. PPA 事業者（発電事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と

PPA 契約を締結する内容で、オンサイト PPA モデルとして申請できますか。

〈回答〉

【申請区分について】

PPA 事業者（発電事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合は、以下の理由によりオンサイト PPA モデルの区分では申請できません。

- オーナーはテナントに対して法律と契約で定められた範囲内での管理権限を有し、第三者とは見なせないため。
- オンサイト PPA モデルは、第三者の屋根や敷地に太陽光発電設備を設置する必要がある

ため。

【申請可能な区分】

公募要領に記載された補助金の要件を満たすことを前提に、上記のケースでは以下の区分での申請を検討してください。

- その他の PPA モデル（有償での電力供給）

問5-6. オンサイト PPA モデルでリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請しなければなりません。

〈回答〉

オンサイト PPA モデルにおいて、リース事業者が実施体制に含まれる場合の申請要件は以下のとおりです。

- リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請すること。

【注意事項】

- 補助対象設備の所有者を含めた申請である必要があります。
- リース事業者を補助事業者とせず、PPA 事業者（発電事業者）のみを補助事業者とする申請は認められません。補助対象設備の所有権がない事業者のみの申請は不可とします。
- 交付申請書の提出資料で、本補助事業においてリース事業者が担う役割（資金調達、設備調達、所有権に基づく管理責任など）を明確にする必要があります。

問5-7. オンサイト PPA モデルの申請において、需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に応募することは認められますか。

〈回答〉

以下の条件を満たす場合は、需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）との間で PPA 契約を締結した状態での応募を認めます。

- 補助対象設備の発注、契約、支払いがすべて交付決定日以降であること。

【省略可能な書類】

PPA 契約書に需要地（対象施設）への設備設置に関する取り決めが含まれており、交付申請時に契約締結済みの契約書の写しを提出する場合は、「設備設置に関する承諾書」および「契約内容の確認書」の提出を省略できます。

【契約書の注意事項】

補助金の活用を前提とした PPA 契約の場合は、以下の点に注意してください。

- 補助金が不採択となったり、交付決定が受けられなかったりする場合を想定し、契約書には停止条件を付すこと。
- ・ 例：補助金が不採択となったり、交付決定が受けられなかったりする場合は契約を無効とするなど
- ・ 補助金が不採択となったり、交付決定が受けられなかったりする場合に契約を解除する必要があるなど、事前契約に伴うリスクがあります。

問5-8. オンサイト PPA モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められま

すか

〈回答〉

補助金の要件および審査基準が異なるため、オンサイト PPA モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められません。

【応募前の準備】

事業の円滑な実施のため、本補助金に応募する前に以下の点をご確認ください。

- 需要家（共同事業者）との契約内容の十分な協議
- ・ 契約形態の確定
- ・ サービス料金などの契約条件の確認
- ・ 契約当事者間での責任分担の明確化

問5-9. 需要家との PPA 契約またはリース契約の期間に制約はありますか。

〈回答〉

【原則】

本補助事業における需要家との PPA 契約またはリース契約は、補助対象設備を法定耐用年数（処分制限期間）の期間、使用することを前提としたものでなければなりません。

【例外的な取り扱い】

以下のすべての条件を満たす場合は、需要家との PPA 契約またはリース契約の期間を法定耐用年数未満とすることが可能です。

- 契約期間満了時に、需要家（共同事業者）に太陽光発電設備などの所有権が移転すること。
- 残りの法定耐用年数の間、需要家の責任で確実に太陽光発電設備などを使用し続けること。

上記 2 点について、需要家と PPA 事業者（発電事業者）またはリース事業者との契約書、覚書などに明記してください。

【補助金の返還義務】

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の期間は交付規程に基づく補助金の返還義務などを連帯して負います。

- 契約書、覚書などを作成する際は、この点を十分に注意してください。

【補足事項】

交付申請書および完了実績報告書に記載された当初の計画通りに補助対象設備が譲渡される場合は、財産処分の対象とはなりません。

- 交付申請書および完了実績報告書で予定されていない第三者に補助対象設備の所有権が移転する場合は、財産処分の対象となり、原則として補助金の返還が発生します。

問5-10. オンサイト PPA モデルにおいてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約において補助金額に相当する金額をリース料から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約の契約期間に制約はありますか。
--

〈回答〉

【PPA 契約およびリース契約における補助金の取り扱い】

- オンサイト PPA モデルで資金調達先としてリース事業者が実施体制に含まれる場合は、PPA 事業者（発電事業者）とリース事業者の間でリース契約を締結する必要があります。

- 需要家（共同事業者）と発電事業者との PPA 契約では、補助金額の 5 分の 4 以上を毎月の請求額からの値引きなどにより需要家（共同事業者）に還元することが必要です。
- 一方、発電事業者とリース事業者とのリース契約では、補助金額に相当する金額をリース料から控除する必要はありません。
 - ・リース料はリース事業者が提供するサービスの対価であり、補助金はいくらでも需要家への還元を目的としているためです。

【リース契約に関する制約】

- 発電事業者とリース事業者とのリース契約期間について、補助金上の特段の制約はありません。
- ただし、補助対象設備を法定耐用年数の期間、確実に使用し、リース期間中に設備が適切に維持管理され、リース期間満了時に設備が撤去・廃棄される場合の取り決めが明確であるなど、公募要領および本 Q&A 集で規定された内容を満たす契約内容とする必要があります。

問5-11. オペレーティングリースは認められますか。

〈回答〉

本補助事業における需要家（共同事業者）、PPA 事業者およびリース事業者との契約形態の可否は以下のとおりです。

令和 6 年度補正予算からは、従来のファイナンスリースに加えて、オペレーティングリースも認められます。

本項目の内容は、リースモデルの申請区分にも適用されます。

【認められる契約形態】

- ファイナンスリース
 - ・契約期間中途での解約が原則不可（ノンキャンセラブル）
 - ・借り手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受できるもの
 - ◇使用による収益やコスト削減などの経済的メリットは借り手に帰属します。
 - ◇物件の保守・維持管理などの経済的負担とリスクも借り手が負います。
 - ・リース料総額がリース物件の取得価額とほぼ同額となるもの（フルペイアウト）

◇ リース料総額にはリース物件の取得価額、金利相当額、諸手数料が含まれるため、リース料総額は物件の取得価額を上回ります。

◇ 借り手はリース期間中にリース物件に関連するほぼすべてのコスト（取得価額、金利、固定資産税、保険料など）を負担することになります。

○オペレーティングリース

- ・ 一定期間後の下取り予定価格を残価として設定するなど、ファイナンスリースに該当しないもの

◇ 資産の使用権のみを一定期間借り手に移転する契約形態で、賃貸借に近い性質を持ちます。

◇ 月々のリース料には、リース物件の取得価額からリース契約満了時の想定される市場価値（残価）を差し引いた分割払い金額、金利相当額、諸経費（保険料、管理費用など）が含まれます。

◇ ファイナンスリースと比較して解約は比較的柔軟（キャンセルブル）ですが、一定の条件や違約金を設定されることが一般的です。

◇ 一般的に短期間の利用を目的とした資産に適用されますが、長期の契約も可能です。契約期間は資産の種類や目的によって異なります。

◇ オペレーティングリースの定義や取り扱いは、会計基準や個別の契約によって異なる場合があります。特に国際会計基準(IFRS)が適用される場合は注意が必要です。

【認められない契約形態】

○与信管理を目的とした協定

- ・ パートナー会社、リース事業者、PPA 事業者などが需要家の与信管理のために締結するもの

○レンタル契約

- ・ 所有者（貸主）が特定の物品を一定期間、借主に貸し出し、借主がその使用の対価としてレンタル料を支払う契約形態

【補足事項】

○会計上のファイナンスリースの取り扱いについて

- ・ 実質的な購入取引として取り扱われます。
- ・ 借り手の貸借対照表に資産および負債として計上されます（オンバランス処理）。

- ・ 経済的な実態は割賦購入（分割払い）に類似した取引となります。

問5-12. ●オンサイト PPA モデルの申請において、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元するための契約条件はどのように設定すればいいですか。

〈回答〉

オンサイト PPA モデルの申請においては、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家（共同事業者）に還元する契約条件を設定する必要があります。

交付申請書および完了実績報告書において、具体的な需要家への補助金の還元総額および還元方法を明示してください。

【補助金の還元方法】

〈推奨〉 毎月の需要家への請求額から一定の金額を値引き

- 交付申請書および完了実績報告書を提出する段階で、還元のペースや還元総額を明確に示すことができます。

〈非推奨〉 サービス単価の引き下げ

- 需要家が使用する電力量によって還元額が変動するため、交付申請書および完了実績報告書を提出する段階では、還元のペースや還元総額が見込みでしか分からないというデメリットがあります。
- 補助金がない場合のサービス単価の定量的な根拠が明示されないことが多いという問題点もあります。
- そのため、できる限り、サービス単価の引き下げによる還元方法は取らないようにしてください。

【補助金の還元額の計算例：〈推奨〉 毎月の需要家への請求額から一定の金額を値引き】

- 補助金額：17,850,000 円（太陽電池出力 357kW×50,000 円/kW）
- 契約期間：17 年
- 毎月の値引き額：17,850,000 円 ÷（17 年×12 か月/年） = 87,500 円/月

- ・ 値引き額に端数が生じる場合は、初回付近の請求で調整することが原則です。

【補助金の還元額の計算例：〈非推奨〉サービス単価の引き下げ】

以下の条件で補助金額の 5 分の 4 が需要家に還元される場合は、補助金の要件を満たす契約の一例となります。

○補助金額：8,500,000 円

○補助金がない場合のサービス単価：20 円/kWh（税抜）

- ・ このサービス単価は PPA 事業者の標準的なサービス単価や過去の実績などに基づいて設定されることがあります。

◇ 根拠資料の例：需要家への提案資料、過去に締結した同様の契約における料金設定の根拠となる資料など

◇ 需要家への提案資料を根拠資料とする場合は、提案した時点と補助金に応募する時点でサービス単価の算定の前提が同一であることを確認してください。

◇ 補助金がある場合のサービス単価に基づく利益率と同一であることが前提です。

◇ サービス単価の算定の前提が変わった場合は、補助金がない場合のサービス単価を再計算することが原則です。補助金がある場合のサービス単価のみを修正すると、利益率が同一でなくなり、補助金の還元額が不正確な値になると考えられます。

◇ 通常、太陽光発電設備の工事費などによりサービス単価は一件ずつ異なるため、標準的な料金表を根拠とすることは適切でない場合が多いと考えられます。

○補助金がある場合のサービス単価：16 円/kWh（税抜）

- ・ この例では、補助金還元分として、サービス単価を 4 円/kWh（税抜）値引きしています。
- ・ このサービス単価は補助金による還元額を考慮して設定します。

◇ 根拠資料の例：需要家と締結する PPA 契約書に記載されたサービス単価、補助金の還元額の計算シート、補助金額を考慮した料金設定の妥当性を示す資料など

○自家消費電力量（見込み）：100,000kWh/年

- ・ この電力量は、需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データと新規に導入する太陽光発電設備の発電シミュレーションを比較し、算出します。

○契約期間：20 年

- ・ 契約期間は、サービス単価に対する需要家の意向や投資回収期間を考慮して設定します。

○還元額：(20 円 - 16 円) /kWh × 100,000kWh/年 × 17 年 = 6,800,000 円

○判定:補助金額 8,500,000 円の 5 分の 4 は 6,800,000 円(8,500,000 円 × 4/5 = 6,800,000 円)であり、計算された還元額 6,800,000 円と同額であるため、太陽光発電設備の法定耐用年数の 17 年間で、補助金額の 5 分の 4 を需要家に還元できることになり、要件を満たします。

- ・ 補助金の還元が完了した後の 18 年目以降のサービス単価は、補助金がない場合のサービス単価：20 円/kWh（税抜）とする契約内容でも差し支えありません。

【還元方法の注意点】

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金など、補助金がない場合でも太陽光発電設備を導入することで削減される金額は、補助金の還元額に含めることはできません。
- 需要家が見られるメリットとして、ランニングコスト削減額（電気料金の削減額など）と補助金の還元額は区別する必要があります。補助金の還元額はあくまでも補助金額の一部を需要家に還元するものであり、ランニングコスト削減額とは観点が異なります。
- 太陽光発電設備の法定耐用年数の 17 年間で、補助金額の 5 分の 4 を需要家に還元できないサービス単価の設定は要件違反のため、認められません。
- 補助金の還元は、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでの期間で平準化して行うことが原則です。契約満了時の一括還元など、還元を後ろ倒しにすることは認められません。

問5-13. ◎需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書に盛り込まなければならないポイントを具体的に教えてください。
--

〈回答〉

需要家との PPA 契約書およびリース契約書には、以下のポイントを盛り込む必要があります。
本項目の内容は、契約書作成のチェックリストとしても活用してください。

〈必須項目★〉

★の項目が契約書類に記載されていない場合は、補助金の要件などを満たさないため、補助金の交付対象外となります。

【1. 交付規程関連】

- 交付規程遵守の明記★：契約書冒頭や特記事項などに、適用される補助金の交付規程名

（年度、事業名などを正確に記載）を明記し、その内容を遵守する旨を記載します。

- これは補助事業の根幹となるルールを契約当事者が認識し、遵守することを確約するものです。

- 記載例：

本契約の締結に際し、需要家および発電事業者は「令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備など価格低減促進事業 交付規程」（以下「交付規程」という）を遵守する。

- 交付規程の優先：契約書の内容が交付規程と矛盾または齟齬がある場合、交付規程が優先される旨を明記します。

- これにより、補助金制度の根幹が守られ、解釈の相違によるトラブルを防ぎます。

- 記載例：

本契約書の条項と交付規程の内容が矛盾または齟齬する場合、交付規程の規定が優先して適用されるものとする。

【2. 契約期間】

- 法定耐用年数以上の原則：契約期間は太陽光発電設備の法定耐用年数である 17 年以上とすることが原則です。

- これは本補助金が設備の長期的な利用を前提としているためです。

- 17 年未満の場合の特例と義務：例外的に契約期間を 17 年未満とする場合（契約満了時の譲渡など）、設備の譲渡後に需要家（共同事業者）の責任において、太陽光発電設備を本補助事業の目的に沿って少なくとも 17 年間は継続して使用する義務を明記する必要があります。【契約期間が 17 年以上の場合は、記載不要】

- 記載例：

契約期間が満了し、発電事業者が需要家に本設備を譲渡した場合、需要家は本設備を本補助事業の目的に沿って、譲渡を受けた日から本設備の法定耐用年数である 17 年間の経過するまで、自らの責任において継続して使用するものとする。

【3. 設備の廃棄・リサイクル】

- 適切な廃棄・リサイクルの義務★：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）などの関連法令を遵守し、太陽光発電設備の発電終了時に適切な廃棄またはリサイクルを実施する旨を明記します。

- 譲渡後の廃棄責任★：PPA 契約期間満了時に需要家に太陽光発電設備などを譲渡する場

合、譲渡を受けた者の責任において、関連法令を遵守し、太陽光発電設備の発電終了時に適切な廃棄またはリサイクルを実施する旨を明記します。【譲渡しない場合は、記載不要】

- ・ 記載例：

法定耐用年数が経過した後に設備を廃棄する際は、設備の所有者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）およびこれに関する政省令や需要地が所在する地方公共団体の条例を順守し、自己の責任と負担でこれを廃棄する。

【4. 補助金の還元】

○還元の要件と割合★：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家と PPA 事業者（発電事業者）またはリース事業者との契約において、補助金額の 5 分の 4 以上を毎月の請求額からの値引きやリース料金の低減などにより需要家（共同事業者）に還元することを明記します。

○還元総額の明示★：法定耐用年数の期間で需要家への還元が必要な金額の総額を契約書などに具体的に明記します。還元総額は補助金額の 5 分の 4 以上である必要があります。

○具体的な還元方法：需要家への還元の具体的な方法（毎月の需要家への請求額から一定の金額の値引き、サービス単価の引き下げなど）を明記します。

- ・ 単に「サービス料金の低減」と記載するのではなく、「毎月のサービス料金から、補助金還元額として〇〇円（税抜）を差し引く。当該割引額は、補助金総額〇〇円の 5 分の 4 にあたる〇〇円を、契約期間である〇〇年間（〇〇か月）で均等に割り戻した金額である」など、具体的な還元方法を記載してください。

- ・ 契約期間が法定耐用年数未満の場合：契約期間中に補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元することが原則です。需要家に具体的に補助金を還元する方法を明記してください。

○未達時の差額支払い義務★：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに需要家への補助金の還元額が補助金額の 5 分の 4 に達しなかった場合、その時点で速やかに差額を需要家に支払う義務を明記します。

- ・ 記載例：

契約開始日から 17 年が経過した時点において、需要家への還元総額が補助金額の 5 分の 4 に満たない場合、発電事業者はその差額を、契約開始日から 17 年が経過した日から〇〇日以内に需要家へ支払うものとする。

【5. 個別契約・FIT 制度・FIP 制度による売電の禁止】

○売電禁止の明記★：余剰電力を含め、電気事業者との個別契約（相対契約）による売電（戸建て住宅を除く）や「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成

23 年法律第 108 号。FIT 制度・FIP 制度）による売電を行わない旨を明記します。

【6. 環境価値】

- 需要家への環境価値の帰属の明記★：本補助事業による温室効果ガス（CO₂）排出削減効果（環境価値）のうち、需要家に供給した電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させる旨を明記します。
- 環境価値の移転禁止：需要家に帰属する環境価値を発電事業者に移転させる内容の契約を締結することは認められません。

【7. カーボン・クレジットとしての登録禁止】

- カーボン・クレジットとしての登録禁止の明記★：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、本補助事業により取得した環境価値について J-クレジット制度などで、カーボン・クレジットとして登録を行わない旨を明記します。
- ・ 契約書で「カーボン・クレジット」という文言を必ず使用してください。令和 6 年度補正予算の交付規程の改正点となります。
- ・ J-クレジット制度に基づくクレジットの認証・発行を受けることは認められません。

【8. 担保設定の禁止】

- 担保設定禁止の明記★：補助対象となる太陽光発電設備などに担保権（抵当権、根抵当権、質権、譲渡担保権など）を設定してはならない旨を明記します。
- ・ 補助対象設備を担保にして、補助事業者（代表申請者および共同申請者）に含まれない金融機関などから資金調達を行うことは認められません。

【9. 補助金の返還】

- 補助事業者の義務★：補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の期間において補助金の返還が必要となった場合は、代表申請者は他の補助事業者（共同申請者）と連帯して、補助金の返還義務を負う旨を明記します（交付規程第 3 条第 3 項第 2 号）。
- 返還額の算定方法：補助金の返還額は太陽光発電設備の残耐用年数期間に基づき、返還事由が発生した日の属する月までを補助対象設備の使用期間とし、残存期間の月数に応じて、日割り計算ではなく、月割り計算により算定する旨を明記します。
- ・ 算定例：

例えば処分制限財産である太陽光発電設備の補助金交付額が 1,700 万円で、法定耐用年数 17 年間（204 か月）の太陽光発電設備を 10 年後に処分する場合、補助対象設備の使用期間は 10 年間（120 か月）であり、残耐用年数は 7 年間（84 か月）なので、17 分の 7（ $84 \div 204$ ）の 700 万円が返還額となります。

- ・ 月割り計算の考え方：例えば 4 月 1 日まで設備を使用した場合も、4 月 30 日まで使用した場合も、どちらも 4 月の 1 か月間使用したと見なされ、残存期間から控除されます。
- ・ 記載例：
補助金の返還額は、補助金の返還事由が発生した日の属する月の翌月から、太陽光発電設備の法定耐用年数（17 年）の満了する日までを対象期間として、月割りで計算するものとする。

問5-14. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点を具体的に教えてもらえますか。
--

〈回答〉

需要家との PPA 契約書およびリース契約書に関するその他の注意点は、以下とおりです。いずれも、円滑な事業遂行と将来的なトラブル防止のために重要な内容です。

ただし、これらの項目が契約書に盛り込まれていなくても、補助金の審査上は特段指摘を行わない方針です。

【交付規程関連】

- 交付規程の確認義務：各契約当事者が当該年度の交付規程の内容を十分に理解し、遵守する責任を負う旨を明記することが望ましいです。
- 交付規程違反時の措置：交付規程に違反した場合、補助金の返還義務が発生する可能性があることを明記することで、契約当事者の責任感が高まります。

【契約期間】

- 契約期間の開始日と終了日：契約期間の開始日と終了日を明確に記載することで、契約の有効期間に関する認識の齟齬を防ぎます。
- 契約期間の延長オプション：契約満了時の契約延長に関する取り決め（更新料、更新期間など）についても、可能な範囲で記載しておくことが望ましいです。
- 契約期間中の解約条件：契約期間中の解約に関する条件（違約金、解約予告期間など）に

についても明確に規定しておくことで、予期せぬ事態への対応がしやすくなります。中途解約の場合の精算方法（残存簿価の買い取り、違約金の支払いなど）を明確化しておくことが重要です。

【契約満了時の取り決め】

- 選択肢の明示：契約満了時における設備の取り扱いについて、譲渡（無償または有償）、契約延長、設備の撤去など、考えられる選択肢を具体的に記載します。
- 意思表示の方法と期限：満了時の取り扱いに関する意思表示の方法（書留郵便、配達証明付き内容証明郵便など）と期限を明確に定めることで、手続きの遅延やトラブルを防ぎます。
 - ・ 記載例：
契約期間満了の○か月前までに、需要家は発電事業者に対し、書面（内容証明郵便）にて、契約延長、設備譲渡または撤去のいずれかの希望を通知するものとする。
- 無償譲渡の場合の条件：譲渡時点において設備の主要機器が正常に稼働していること、その他、無償譲渡に必要な条件があれば、それらを具体的に記載することが望ましいです。
- 有償譲渡の場合の価格算定：有償譲渡とする場合の価格算定方法（固定金額、時価評価など）を明確に記載します。価格算定の具体的な方法（例：「契約満了時点の簿価相当額とする」「第三者機関による評価額とする」 など）を記載することが望ましいです。
- 契約延長の場合の条件：契約延長とする場合の契約条件（料金、期間など）について、具体的な取り決めを記載します。
- 撤去費用負担：設備の撤去費用をどちらの当事者が負担するのか明確に定める必要があります。

【設備の廃棄・リサイクル】

- ガイドライン準拠の明記と参照：補助対象となる太陽光発電設備などの解体・撤去にかかる廃棄などの費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）に準拠して算定する旨を明記することが望ましいです。
- 廃棄費用の積立額と方法：ガイドラインに基づき、撤去・処分費用の見積額などを考慮して合理的に算定した設備の廃棄費用を積み立てる場合、kW あたりの積立額（例：kW あたり 1 万円など）を明記し、具体的な積立方法（外部積立、内部積立など）、積立時期、積立金の管理方法を定めておくことが望ましいです。
- 解体・撤去費用の不足時の対応：積立金で解体・撤去費用をまかなえない場合の追加の費用負担について、どちらの当事者が負担するのか明確に定めておくことが望ましいです。

- 解体・撤去費用が余る場合の対応：積立金額が実際の解体・撤去費用を上回った場合の取り扱い（例：発電事業者に帰属する、需要家と折半するなど）を定めておくことが望ましいです。

【補助金の還元】

- 還元額の算定根拠：還元額の算定根拠（毎月の値引き額、割引単価、割引期間、発電予測量など）を明確に記載することで、透明性を高めます。
- 早期解約時の取り扱い：契約期間中に解約した場合の補助金還元に関する取り扱いについても、明確に規定しておくことが望ましいです。

【個別契約・FIT 制度・FIP 制度による売電の禁止】

- 禁止の理由の説明：補助金の交付を受けて設置した太陽光発電設備で発電した電力の売電は、補助金の交付目的（自家消費の促進）に反するため、認められていません。なぜ売電が禁止されているのか、補助金の目的（自家消費の促進）を明確に説明することで、契約当事者の理解を深めます。
- 例外規定の不存在：例外は認められない旨を明記することが重要です。
- 違反時の措置：売電禁止規定に違反した場合の措置（補助金の返還、契約解除など）について具体的に記載することが望ましいです。

【環境価値】

- 環境価値の具体的内容：環境価値として具体的にどのようなものが該当するのか（CO₂削減量）を明示することで、認識のずれを防ぎます。

【カーボン・クレジットとしての登録禁止】

- 具体的な禁止期間の明示：J-クレジット制度などで、カーボン・クレジットとして登録が禁止される期間（補助対象設備の法定耐用年数）を具体的に記載することが望ましいです。
- 違反時の措置：登録禁止規定に違反した場合の措置（補助金の返還、契約解除など）について具体的に記載することが望ましいです。

【担保設定の禁止】

- 違反時の措置：担保設定禁止規定に違反した場合の措置（補助金の返還、契約解除など）

について具体的に記載することが望ましいです。

【補助金の返還】

- 返還手続き：補助金の返還が発生した場合の具体的な手続きについても、契約当事者間で認識の齟齬が生じないよう、可能な範囲で記載します。執行団体が定める納付通知書に基づき、指定された期限内に補助金を返還しなければなりません。
- 当事者間の求償：需要家の責めに帰すべき事由により補助金の返還が必要となった場合、発電事業者が需要家に対して求償できる旨を明記することが一般的です。また、発電事業者の責めに帰すべき事由で補助金の返還が発生した場合の需要家への補償についても検討が必要です。
- 第三者への譲渡の制限と例外：補助対象設備の法定耐用年数内における第三者への譲渡の原則禁止を明記し、例外的に認められる場合（事業譲渡など）の条件や手続き（財産処分の手続き、補助金の返還など）を具体的に定めることが望ましいです。譲渡の実施前に財産処分の手続きを行い、環境大臣の承認を得る必要があります。

【契約締結前の説明】

- 事前説明：契約締結前に、需要家に対して、契約内容に関する十分な説明を行い、理解を得た上で、契約を締結しなければなりません。
- 説明内容：設備の性能、維持管理体制、契約期間中の費用、契約終了後の設備の取り扱いなどを書面で詳細に説明することが大切です。太陽光発電設備の発電予測量の根拠、事業者における同種または類似の事業実績（導入件数、導入規模など）、解約条項の詳細、リスク分担の考え方など、事業の実施に関する事項を需要家が理解する必要があります。

【設備の所有権とリスク負担】

- PPA 契約における設備の所有権とリスク負担：PPA 契約においては、発電設備の所有権は原則として発電事業者に帰属し、需要家は発電事業者から電力を購入する立場となります。そのため、設備の故障や天災などによる損害のリスクは、原則として発電事業者が負担することになります。
- リース契約における設備の所有権とリスク負担：リース契約においては、リース期間中、設備の所有権はリース事業者に留保されますが、使用者は需要家となり、設備の管理責任を負うことになります。そのため、リース契約における設備の故障や損害のリスク負担については、契約内容によって詳細な規定が設けられ、その範囲や責任の所在が明確に定められる必要があります。例えば、通常の使用による損耗はリース事業者の負担となるが、需要家の故意または過失による損害は需要家が負担するといった区分が考えられます。

- リスク負担に関する条項：契約締結にあたっては、これらのリスク負担に関する条項を詳細に確認し、予期せぬ事態が発生した場合の責任の所在を明確に理解しておくことが重要です。保険の加入義務と内容についても、リスク負担の考え方を反映して定められることが一般的です。リスク分担表を作成し、契約書に添付することも有効です。

【保険】

- 保険加入：設備の損害保険や賠償責任保険への加入は、予期せぬ事故や災害による損害から事業者を守る上で重要です。
- PPA 契約における保険加入：PPA 契約においては、設備の所有者である発電事業者が通常、設備の損害保険に加入します。保険の種類としては、火災保険、落雷保険、風水害保険などが考えられます。また、設備の設置・運用に起因する第三者への損害賠償責任をカバーする賠償責任保険への加入も重要です。
- リース契約における保険加入：リース契約においては、設備の所有権はリース事業者にあります。使用家は需要家となるため、どちらがどのような保険に加入するのか、保険の種類、保険金額、保険料の負担について、契約書で明確に定める必要があります。例えば、動産総合保険や施設賠償責任保険などが考えられます。保険料の負担は当事者間の協議により決定されますが、一般的にはリスクを負う側が加入することが多いと考えられます。
- 保険金受取人の指定：保険契約を締結する際、保険契約者は保険金受取人を指定する必要があります。

【設備の保守】

- 保守：設備の保守は設備の導入効果を最大限に引き出すために不可欠な要素です。
- PPA 契約における運用・保守：PPA 契約においては通常、発電事業者が設備の運用・保守に関する責任を負い、専門的な知識や技術に基づいて定期的なメンテナンスや故障時の修理を行います。これにより、需要家は設備の運用に関する専門的な負担を軽減することができます。
- リース契約における運用・保守：リース契約においては、設備の運用・保守に関する責任は契約内容によって異なり、需要家が自ら行う場合と、リース事業者が行う場合があります。いずれの場合においても、運用・保守の具体的な内容（定期点検の頻度、内容、緊急時の対応、部品交換のルールなど）、責任範囲、費用負担について、契約書において明確に規定することが重要です。
- 設備の性能維持：設備の性能維持に関する目標値や目標値を下回った場合の措置についても言及することで、より実効性の高い運用・保守体制を構築することが期待できます。

- 保守点検の記録：保守点検業者は保守点検を実施した際に記録を作成し、契約者に提出する義務があります。
- 稼働状況の記録や報告に関する義務：設備の稼働状況の記録や報告に関する義務についても定めることで、透明性の確保と問題発生時の原因究明に役立てることができます。

【報告義務】

- 報告義務：契約期間中において、一定の事項について当事者間で相互に報告する義務を定めることは、円滑な契約履行と透明性の確保に資するものです。
- 報告義務の内容：報告義務の内容は契約の種類や設備の特性、事業規模などによって異なります。例えば、設備の稼働状況（発電量、稼働時間など）、保守点検の実施状況、法令遵守状況、事故・故障の発生状況、その他契約の履行に影響を与える可能性のある事項などが考えられます。
- PPA 契約における内容：PPA 契約においては、発電事業者から需要家への電力供給量や供給状況に関する報告などが想定されます。
- リース契約における内容：リース契約においては、需要家からリース事業者への設備の利用状況や異常に関する報告などが想定されます。
- 報告の頻度など：報告の頻度、方法、形式についても、契約当事者間で協議し、明確に定めることが重要です。少なくとも年に 1 回以上など、最低限の頻度を定めることが望ましいです。
- 違反時の措置：報告義務を怠った場合の措置について、契約書に明記しておくことで、義務の履行を確保することができます。報告義務違反は、契約解除事由となる場合があります。

【電気主任技術者】

- 選任義務の明記：「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき電気主任技術者の選任が必要となる場合、その選任義務について明記します。
- 選任方法と費用負担：電気主任技術者の選任方法（自社選任、外部委託など）と、その費用負担について明確に記載します。
- 業務内容の詳細：選任する場合、保安管理業務の内容（定期点検、保安管理業務、緊急時対応など）を具体的に明記します。
- 責任範囲：電気主任技術者、需要家、発電事業者、リース事業の責任範囲を明確に定めることが重要です。

【建物の耐震性】

- 基準適合の表明：太陽光発電設備を設置する建物が「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）などで必要な耐震基準を満たす建物である旨を需要家が表明する条項を設けます。
- 維持管理義務：需要家が設置期間中、建物の耐震性を確保・維持する義務を明記します。
- 耐震性不足時の責任：建物の耐震性不足に起因する損害が発生した場合の責任について明確に定める必要があります。
- 将来的な耐震性低下のリスク：長期的な契約となるため、建物の経年劣化などによる耐震性低下のリスクとその責任について言及することも重要です。

【秘密保持義務】

- 秘密保持義務の設定：契約内容や事業に関して知り得た秘密情報を相互に開示する場合の秘密保持義務、有効期間、例外事項などを規定します。
- 秘密情報の定義：技術情報、顧客情報、経営情報などを秘密情報として定義します。
- 違反時の措置：秘密保持義務違反時の措置も規定することが望ましいです。

【発電データ】

- 発電データの利用：発電データの利用条件（例：データの利用目的と方法、第三者への提供の可否と条件、派生データの取り扱いなど）についても検討が必要です。

【個人情報保護】

- 個人情報保護の徹底：個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づいた適切な取得、利用、管理、廃棄などについて明記します。利用目的の特定、安全管理措置、第三者提供の制限、開示・訂正・削除などの請求への対応、委託先の監督などを規定します。

【反社会的勢力との関係排除】

- 反社会的勢力との関係排除：契約当事者が現在および将来にわたり、反社会的勢力との関係を持たないことを表明し保証する条項を設けます。役員、従業員、関係会社などが反社会的勢力と関係を持たないこと保証も必要です。
- 違反時の措置：相手方が反社会的勢力と判明した場合の契約解除条項を設けることが望ましいです。

【不可抗力条項】

- 不可抗力条項の規定：地震、台風、火災、戦争、感染症の流行など、不可抗力によって契約の履行が困難になった場合の取り扱い（履行遅滞の免責、契約解除など）について定めます。不可抗力の範囲、影響の程度、契約継続の可否判断基準も明確化することが望ましいです。

【契約解除条項】

- 契約解除条件の明記：契約当事者による契約違反があった場合の解除条件、解除の手続き、解除に伴う損害賠償の範囲などを具体的に規定します。契約違反の類型、解除の条件、解除の手続き、損害賠償の範囲を明記します。

【契約内容の変更手続き】

- 契約変更手続きの明確化：契約期間中に契約内容を変更する必要がある場合の手続きを明確に定めることが重要です。書面による合意を原則とし、変更案の提示、協議期間、変更の効力発生時期などを規定します。

【紛争解決】

- 紛争解決手段の合意：契約に関する紛争が生じた場合の解決方法（協議、調停、仲裁、訴訟など）について定めます。まずは協議による解決を試み、解決しない場合は調停、仲裁、訴訟を検討します。

【準拠法と裁判管轄】

- 準拠法と裁判管轄の決定：契約に適用される法律と紛争が発生した場合の裁判管轄（第一審の裁判所）を定めます。日本国内の契約では通常、日本法が準拠法となります。

【全般的な留意事項】

- PPA 契約書、リース契約書は補助事業を実施する上で重要な書類となります。本 Q&A を踏まえて、契約内容を十分に検討し、慎重に契約締結を進めてください。
- 契約書の作成にあたっては、事業者の個別状況や契約条件に合わせて、弁護士などの専門家に相談することを推奨します。
- 補助金の要件は公募ごとに変更される可能性があります。応募する際の最新の交付規程、

公募要領、Q&A 集を必ず確認してください。

【参考情報】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/346M50000100035>

5.2. 自己所有モデル

問5-15. 自己所有モデルの区分で申請するのは、どのような場合ですか。

〈回答〉

自己所有モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- 原則として、対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家が当該設備の所有者となること。
- 需要家自身が補助事業者（原則として代表申請者）かつ代表事業者として申請を行うこと。

問5-16. 対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費しない建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備の所有者となる場合、自己所有モデルの区分で申請できますか。

〈回答〉

対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費しない建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備の所有者となる場合でも、以下の条件をすべて満たせば、自己所有モデルの区分で申請できます。

- 太陽光発電設備の所有者が補助事業者（代表申請者）かつ代表事業者となること。
- 発電電力を実際に消費する需要家が補助事業者（共同申請者）かつ代表事業者となること。
- 応募時に提出する「実施体制表」を交付規程第 3 条第 3 項第 2 号に基づき、作成すること。
- 太陽光発電設備の所有者は、需要家に発電電力を無償で使用させること。
 - ・ この点を確認できる説明資料（様式は問いません）を応募時に提出してください。

【注意事項】

- 上記は自己所有モデルの例外的な申請形態です。
- 発電電力を有償で使用する場合は、電力販売と見なされるため、自己所有モデルの区分での申請はできません。
- 発電電力を有償で使用する場合は、その他の PPA モデルの区分での申請を検討してください。

問5-17. 自己所有モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。

〈回答〉

補助金の要件および審査基準が異なるため、自己所有モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められません。

補助対象設備の支払いに必要な資金調達の方法については、応募前に十分に検討してください。

【太陽光発電設備をリースで導入する場合】

太陽光発電設備をリースで導入する場合は、以下の点に注意してください。

- リース事業者を代表申請者とする事。
- リースモデルの区分で応募し、採択を受けること。

5.3. リースモデル

問5-18. リースモデルの区分でリース事業者として申請するための条件はありますか。

〈回答〉

リースモデルでリース事業者として申請するための条件は、以下のとおりです。

【通常のリース契約を締結する場合】

通常のリース契約を締結する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

- リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。
- 需要家（共同事業者）と設備の使用に関するリース契約を締結すること。

【定額制の電力購入契約を締結する場合】

定額制の電力購入契約（需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が確定しているもの）を締結する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

- 発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
- 需要家と定額制の電力購入契約を締結すること。

問5-19. リースモデルの区分で申請する場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者はどのようにして申請する必要がありますか。

〈回答〉

【申請の構成】

リースモデルの区分で申請する場合は、以下の構成で申請してください。

- リース事業者を「補助事業者（代表申請者）」および「代表事業者」とすること。
- 需要家（設備の使用者）を「共同事業者」とすること。

【申請の要件】

- リースによる設備導入であること。

- 太陽光発電設備の所有権はリース事業者にあること。
- 需要家は対象施設で発電電力を実際に消費すること。

【交付規程に基づく義務】

- 補助事業者（代表申請者および共同申請者）には、交付規程に基づく義務が発生します。
- 共同事業者である需要家は補助事業者ではないため、交付規程に規定された義務は直接的には発生しません。ただし、設備の適切な使用や維持管理への協力など、設備の利用者として果たすべき責任がある点に注意してください。

問5-20. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請できますか。

〈回答〉

【ファイナンスリースとは】

ファイナンスリースとは、契約期間中途での解約が原則不可（ノンキャンセラブル）で、借り手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受でき、かつリース料総額がリース物件の取得価額とほぼ同額となるもの（フルペイアウト）のことです。

【所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリース】

ファイナンスリースについては、以下のいずれの形態でも申請できます。

- 所有権移転ファイナンスリース：ファイナンスリースの条件を満たした上で、
 - ・リース契約満了時に、借り手にリース物件の所有権が移転するもの
 - ・リース契約満了時に、割安な価格で購入できるもの（割安購入選択権付きリース）
 - ・リース物件が借り手専用の特別仕様であるもの
- 所有権移転外ファイナンスリース：ファイナンスリースの条件を満たした上で、
 - ・リース契約満了時に、再リースにより継続使用するもの
 - ・リース契約満了時に、リース事業者へリース物件を返却するもの
 - ・リース契約満了時に、割安でない価格（通常の市場価格）で購入するもの

【応募時の提出書類】

応募時に以下の書類を提出してください。

- 本補助金の要件を満たす契約内容であることを確認できる契約書または覚書
 - ・ 補助対象設備を法定耐用年数の期間、継続的に使用することを確認できる必要があります。

問5-21. リースモデルの申請において、需要家への補助金の還元を契約満了時の残価で調整することは認められますか。

〈回答〉

リースモデルの申請において、需要家への補助金の還元を契約満了時の残価で調整することは認められません。需要家への補助金の還元が契約期間の最後に偏ってしまうためです。

【適切な還元方法】

需要家への補助金の還元は、以下のとおり契約期間内で平準化して行うことが原則となります。

- リース料総額から補助金分を差し引く。
- 月々のリース料を算定する。

【留意事項】

契約期間を通じて、需要家への還元額を明確に確認する必要があります。

問5-22. 転リースによる申請は可能ですか。

〈回答〉

転リースによる申請は可能です。ただし、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 交付規程、公募要領、Q&A 集に反する契約条項が含まれておらず、補助事業の実施に支障がないこと。
- 適正な金額で契約が締結されること。

【認められない契約内容】

- リース事業者間で過大な利益が計上される契約
- 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上をリース料金の低減などにより需要家に還元することが確認できない契約

【応募時の提出書類】

応募時に以下の書類を提出してください。

- 各リース事業者の本補助事業の実施における役割を明記した資料（実施体制表への記載でも可）
- リース事業者間の契約書、覚書など

6. 環境関係

6.1. CO₂削減に関する事項

問6-1. ●本補助事業による CO₂（二酸化炭素）削減量の目標値はどのように算出すればいいですか。

〈回答〉

【CO₂削減量の目標値の算出方法】

本補助事業による CO₂削減量の目標値は、以下の計算式で算出してください。

- CO₂削減量 [t-CO₂/年] = 自家消費電力量（見込み） [kWh/年] × 排出係数 [t-CO₂/kWh]
- 自家消費電力量（見込み）：設置する太陽光発電システムで発電される電力量のうち、事業所内で消費され、電力会社からの購入電力量の削減が見込まれる電力量
- 排出係数：電力会社から購入する電力 1kWh あたり、排出される CO₂の量を示す係数
 - ・ 交付申請書の様式（Excel ファイル）に本補助事業で適用する排出係数の代替値を記載しているので、そちらを使用してください。
- 具体的な計算は、交付申請書の様式に適宜数値を入力して行ってください。CO₂削減量が自動的に算定される関数があらかじめ入力されています。

【目標値の算出における重要な注意点】

- 太陽光発電システムで発電した電力のうち、自家消費されない余剰電力量は、本補助事業における CO₂削減量の目標値に含めることはできません。CO₂削減量の目標値は自家消費される見込みの電力量に基づいて算出してください。

【正確な自家消費電力量を見込むために】

正確な自家消費電力量を見込むためには、以下のデータを比較・分析することが重要です。

- 過去の電力消費データ：本補助事業で太陽光発電システムを設置する需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データを取得し、詳細な電力消費の傾向を把握してください。
- 太陽光発電システムの発電シミュレーション：設置予定の太陽光発電システムの年間推定発電量について、経年劣化率（例：年間 0.5%）を考慮したシミュレーション結果に基づき算出してください。

○上記のデータを比較することで、高い精度で自家消費電力量（見込み）を算出できます。

○自家消費電力量（見込み）の算定例：

- ・データの準備と変換

☆需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データを 1 時間単位に変換したデータ（A）を作成します。

- ・比較と算定

☆A と発電シミュレーションの年間推定発電量（B）のデータを 1 時間ごとに比較します。

☆各時間において、A の値が B の値より大きい場合は B の値を、A の値が B の値以下の場合は A の値を、その時間の自家消費電力量とします。

☆1 年分の自家消費電力量を合計します。

- ・太陽光発電システムが負荷追従機能を有する場合は、負荷追従によるタイムラグは無視できる程度の誤差と考えられます。

【余剰電力が発生しやすい時期と注意点】

以下の期間は一般的に事業所の電力消費が減少し、太陽光発電システムの発電電力が消費電力を上回って余剰電力が発生しやすくなるため、自家消費電力量（見込み）を算出する際は特に注意が必要です。

○休日：土曜日、日曜日、祝日

○長期休暇：ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始

○工場などの場合、生産活動が停止する期間：定期メンテナンス期間など

太陽光発電システムの発電電力が事業所内の消費電力を上回ると、以下のような事象が発生する可能性があります。これらの事象は太陽光発電システムの効率的な運用を妨げる要因となるため、目標値を算出する際に注意してください。

○逆流制御：余剰電力を電力系統へ逆流させることを防ぐため、RPR（逆電力継電器）が作動し、発電が抑制される場合があります。

○パワーコンディショナーの抑制または停止：RPR が逆流を検知すると、データ収集装置などを經由してパワーコンディショナーに信号が送られ、発電が抑制または停止することがあります。

○発電ロス：パワーコンディショナーの停止により、本来発電できるはずの電力が失われ、

発電ロスが発生します。

【補足事項】

- 1 年間の電力消費量を 30 分ごとに記録した場合のデータ数は、2 回/時間×24 時間/日×365 日 = 17,520 個となります。
- 交付申請書の審査において、自家消費電力量（見込み）の算出根拠となるデータや計算過程を確認します。
- 自家消費を目的とした太陽光発電システムの導入は、電力会社からの購入電力量を削減し、電気料金の削減につながります。ただし、事業所全体のエネルギー消費量を減らすものではなく、省エネルギー効果はありません。

【参考情報】

「算定方法・排出係数一覧」（環境省）

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（令和 6 年 4 月改訂、環境省 地球環境局）

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

問6-2. ●太陽光発電設備の発電量の計測に関する要件を教えてください。

〈回答〉

太陽光発電設備の発電量を正確に計測・記録することは、補助事業の成果を適切に評価し、CO₂削減目標の達成状況を確認するために不可欠です。

【太陽光発電設備の発電量の計測の要件】

- 本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電量を正確に計測・記録できること。
 - ・ 原則として、新規に電力量計を導入する必要があります。
- 需要家に有償で電力を供給するオンサイト PPA モデルの場合は、電力量計に「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印または基準適合証印が付されており、かつ有効期間内のものであること。
- 計測したデータを電子的に記録・保存できること。

【不適切な事例】

○計測機器を導入せず、過去の電気使用量との比較により CO₂削減量を推定する方法

- ・施設の電気使用量は毎年一定とは限りません。
- ・天候や季節による発電量の変化を反映できず、実際の発電量を把握できないため、データの信頼性が低いです。

○パワーコンディショナーの表示画面を目視で確認し、手書きで記録する方法

- ・データが電子的に記録・保存されず、データの信頼性が確保できません。
- ・記録ミス、記録忘れのリスクが高いです。
- ・長期的なデータ分析が困難です。

○オンサイト PPA モデルにおいて、検定等に合格していない計測機器で計測した電力量に基づき、需要家に有償で電力を供給すること。

- ・「計量法」違反となるため、十分にご注意ください。

【補足事項】

○太陽光発電設備の効率的な運用と維持管理には、正確なデータの記録・保存が不可欠です。発電量や設備状態を継続的にモニタリングすることで、性能評価や早期の問題発見が可能となります。

○計測データの記録・保存方法はクラウドサーバーへの自動送信や SD カードへの記録が一般的です。

○クラウドサーバーによる保存

- ・メリット
 - ◇リアルタイムデータによるモニタリングが可能
 - ◇遠隔地からのアクセスが可能
 - ◇自動バックアップ機能
 - ◇データ分析・可視化機能があることが多い
 - ◇異常の自動検知が可能
- ・留意点
 - ◇通信費用が発生する
 - ◇インターネット環境が必要

○SD カードによるローカル保存

・ メリット

◇ インターネット環境が不要

◇ 導入コストが比較的低い

◇ データの持ち運びが容易

・ 留意点

◇ 定期的なバックアップが必要

◇ データの破損や紛失のリスクがある

○通信機能の有無は本補助金の要件ではありませんが、遠隔監視機能があると運用が容易になります。

○計測データは事業完了後の翌年度から 3 年間の事業報告書の作成に必要です。

○記録頻度については、本補助事業上は 30 分または 1 時間間隔であれば問題ありません。

○計測データの保存は定期的なバックアップを推奨します。

【参考情報】

「電気の計量制度について」（経済産業省 資源エネルギー庁）

《Q 電気の計量制度において、計量法に定める特定計量器として計量法の適用を受けるものの範囲について教えてください。

A 計量法第 2 条第 4 項において、「取引若しくは証明（以下「取引等」という。）における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるもの」を「特定計量器」として規定しており、同法施行令第 2 条において電気の計量に関する特定計量器として以下の 3 種類が規定されております。

最大需要電力計：

需要家の 1 か月の間の最大需要電力（キロワット（kW））を計量する計器で、検針月を含む過去 1 年間の最大需要電力を「契約電力」として「基本料金」の算定に使用されます。

電力量計：

需要家等が使用した電力量（キロワットアワー（kWh））を計量する計器で、1 か月の使用電力量によって「電力量料金」の算定等に使用されます。

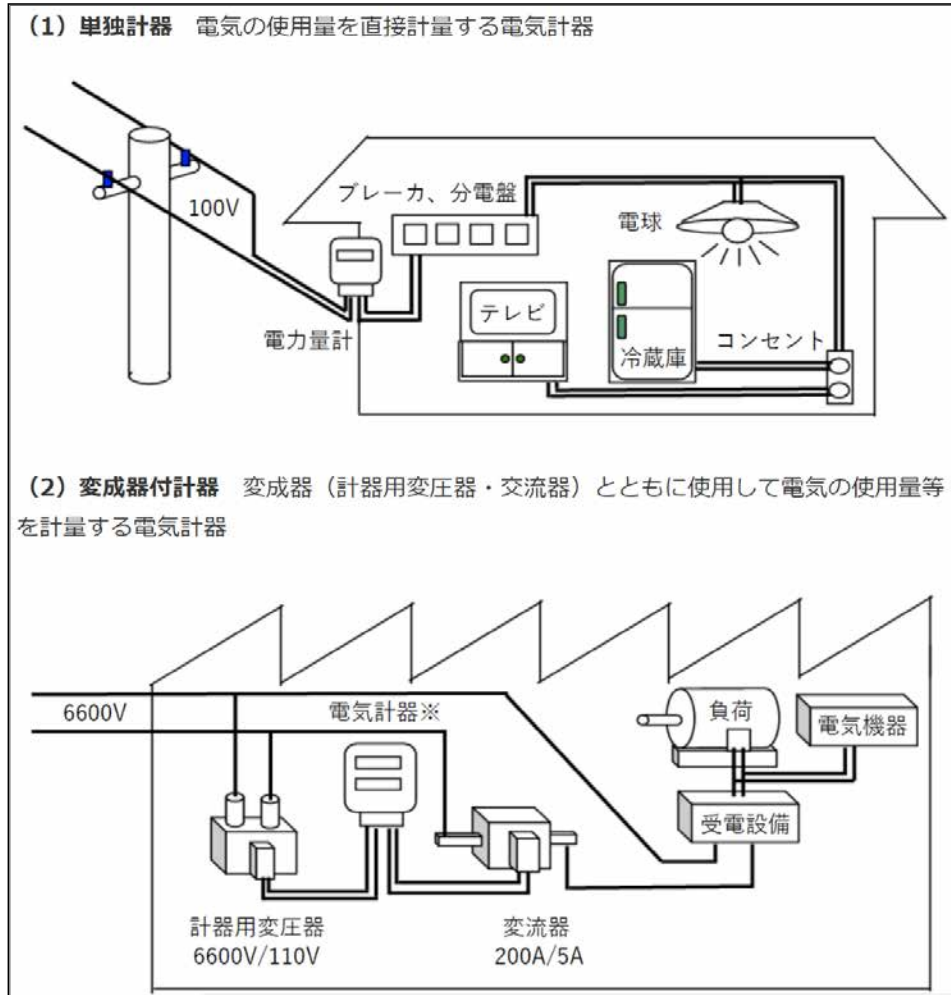
無効電力量計：

需要家の負荷の無効電力量（キロバルアワー（kvarh））を計量する計器で、1 か月の無効電力量と電力量によって「力率」を計算し、基本料金の割引、割増し率を算定するために使用されます。

このため、これらの特定計量器を用いて取引等を行う場合には、計量法第 16 条の規定に基づき、日本電気計器検定所が行う検定に合格している「検定証印」又は指定製造事業者が行う自主検査に合格している証である「基準適合証印」のいずれか（いずれも有効期間を経過していないもの）が貼付されている特定計量器を使用する必要があります。

なお、この法律において「取引」とは、法第 2 条第 2 項の規定により、「有償であるが無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」をいい、「証明」とは、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」をいいます。

また、通常、一般家庭においては次の (1) のように単独計器と呼ばれる電力メーターが、工場などの大規模な施設においては (2) のように変成器付計器と呼ばれる電力メーターが設置されております。



※電気計器＝電力量計＋最大需要電力計＋無効電力量計

（「電力量」・「最大需要電力」・「無効電力量」等すべてを計量できる「電力需給用複合計器」を含む）》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/faq/001.html

6.2. 環境価値

問6-3. 本補助事業で創出される温室効果ガス（CO₂）排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。

〈回答〉

本補助金と J-クレジット制度はいずれも温室効果ガスの排出削減を促進するための制度であり、同一の排出削減量に対して両方の支援を受けることは、本補助金の趣旨や J-クレジット制度の原則に反します。

そのため、本補助事業では交付規程第 8 条第 15 号において、補助事業で導入した設備によって得られた環境価値を J-クレジット制度などで、カーボン・クレジットとして登録することを禁止しています。これは補助金による支援と J-クレジット制度による収益の二重取りを防ぐための措置です。

【登録禁止期間】

- 補助事業者は補助事業により取得した設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数期間（太陽光発電設備の場合、法定耐用年数である 17 年間）を経過するまでの間、当該設備から創出される環境価値を J-クレジット制度に登録することはできません。

【補足事項】

- オンサイト PPA モデルやリースモデルにおいて、需要家に帰属する環境価値についても J-クレジット制度への登録は認められません。
- 登録禁止期間中に J-クレジット制度に登録した場合や環境価値を譲渡・販売した場合は、補助金の返還を求められる可能性があります。

問6-4. 本補助事業で創出される環境価値をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

〈回答〉

本補助事業で創出される環境価値（CO₂削減量）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することは、J-クレジット制度と同様に認められていません。補助金による支援とグリーン電力証書による収益が重複することを防ぐための措置です。

【補足事項】

- グリーン電力証書制度は、再生可能エネルギーによる発電がもたらす環境価値を実際の電力供給と切り離して証書化し、その証書を取引可能にする制度です。
- この制度により、直接再生可能エネルギーを利用できない企業や個人でも、環境価値を購入することで環境への貢献を行うことができます。

6.3. 脱炭素経営

問6-5. RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、SBT、TCFD、エコ・ファースト制度、デコ活とは、それぞれどのような取り組みですか。

〈回答〉

脱炭素経営に関する各イニシアチブ（取り組み）の概要は以下のとおりです。

【RE100】

- Renewable Energy 100%（再生可能エネルギー100%）の略称
- 企業が自社の事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目指す国際的なイニシアチブ

【再エネ 100 宣言 RE Action】

- 使用電力の 100%再生可能エネルギーへの転換を目指す日本国内の枠組み
- 企業、自治体、教育機関、医療機関など、規模や業種を問わず幅広い団体が参加可能なイニシアチブ
- ・ 再エネ 100 宣言 RE Action は中小企業や自治体なども参加できますが、RE100 は年間消費電力量が 100GWh 以上（日本企業は 50GWh 以上）などの参加要件があります。

【SBT】

- Science Based Targets（科学的根拠に基づく目標）の略称
- 企業が設定する温室効果ガス削減目標が、パリ協定が求める水準（産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分下方に抑え、1.5℃に抑える努力をする）と整合していることを国際的なイニシアチブである SBTi が認定する仕組み

【TCFD】

- Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略称
- G20 の要請を受けて金融安定理事会（FSB）が設置したタスクフォースによる提言に基づく、企業などにおける気候変動関連の財務情報開示の枠組み

- 気候変動が事業に与える影響（リスクと機会）を分析し、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の 4 つの項目について開示を推奨

【エコ・ファースト制度】

- 企業が環境大臣に対し、自らの環境保全に関する取り組みを約束する制度
- その取り組みが先進的、独自の、かつ業界をリードする事業活動である場合に環境大臣が認定

【デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）】

- 2050 年カーボンニュートラルおよび 2030 年度削減目標の実現を目指し、政府が主導する国民運動
- 国民・消費者の脱炭素型の行動変容とライフスタイル変革を促進する取り組み
- 企業だけでなく、あらゆる立場の人々が参加できる運動

※各イニシアチブの詳細は、それぞれの公式ウェブサイトをご参照ください。

【各イニシアチブと本補助事業との関連性】

- 例えば RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action に参加する企業が事業で使用する再生可能エネルギー電力を調達する手段として、本補助事業を活用することが考えられます。
- SBT で野心的な排出削減目標を設定した企業がその目標達成に向けた具体的な施策として、本補助事業を活用することが考えられます。
- TCFD に基づく情報開示を行う企業が気候変動対策への取り組みを示す具体的な事例として、本補助事業による設備導入とその効果をアピールすることが考えられます。
- エコ・ファースト企業が環境保全に関する先進的・独自の取り組みの一環として、本補助事業を活用して太陽光発電設備などを導入することが考えられます。エコ・ファースト制度において、本補助事業の活用状況や導入効果をアピールすることも考えられます。
- デコ活で提唱されているライフスタイル変革に貢献する製品やサービスを提供する企業が本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を利用して、より環境負荷の少ない製品の開発・導入を進めることが考えられます。

「企業の脱炭素経営への取組状況」（環境省）

<https://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html>

「再エネ 100 宣言 RE Action」

<https://saiene.jp/>

「SBT（Science Based Targets）について」（環境省、みずほリサーチ＆テクノロジーズ）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/files/SBT_syousai_all_20210810.pdf

「エコ・ファースト制度」（環境省）

<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/index.html>

「デコ活」（環境省）

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

「はじめての再エネ活用ガイド（企業向け）」（2024 年 1 月、環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000194869.pdf>

6.4. Scope

問6-6. Scope3 について、分かりやすく教えてください。

〈回答〉

【Scope 3 の基本概念】

Scope 3（スコープ スリー）とは、企業のバリューチェーン全体で発生する間接的な温室効果ガス（GHG）排出量を指します。企業が直接所有または管理していない活動から生じる排出量であり、多くの企業では総排出量の大部分を占めるため、持続可能な企業経営において重要な要素です。各企業はサプライチェーン全体を広く見渡し、各カテゴリーの排出量を把握した上で、実効性のある対策を講じることが求められます。

【Scope 1・2・3 の違い】

GHG プロトコル（温室効果ガス算定基準）では、企業の排出量を以下の 3 つの Scope（スコープ）に分類しています。

- Scope 1：事業者自らによる直接排出（自社工場での燃料燃焼、社用車の排気ガスなど）
- Scope 2：他社から供給されたエネルギー使用による間接排出（購入した電力使用など）
- Scope 3：Scope 1・2 以外の間接排出（サプライチェーン全体の排出：調達～廃棄まで）

サプライチェーン排出量は、これら 3 つのスコープを合計した値となります。

【Scope 3 の 15 カテゴリー】

Scope 3 は企業活動に関連する様々な排出源を網羅するため、「上流」と「下流」に大別される 15 のカテゴリーに分類されています。

○上流カテゴリー（1～8）

- ・ 1. 購入した製品・サービス：原材料調達、パッケージング外部委託など
- ・ 2. 資本財：生産設備の増設など
- ・ 3. Scope1、2 に含まれない燃料およびエネルギー活動：調達燃料の上流工程（採掘、精製など）
- ・ 4. 輸送、配送（上流）：調達物流、出荷物流（自社が荷主）
- ・ 5. 事業から出る廃棄物：廃棄物の自社以外での輸送、処理
- ・ 6. 出張：従業員の出張に伴う排出

- ・ 7. 雇用者の通勤：従業員通勤関連の排出
- ・ 8. リース資産（上流）：自社が賃借しているリース資産の稼働

○下流カテゴリー（9～15）

- ・ 9. 輸送、配送（下流）：出荷輸送、倉庫保管、小売店での販売
- ・ 10. 販売した製品の加工：事業者による中間製品の加工
- ・ 11. 販売した製品の使用：使用者による製品使用時の排出
- ・ 12. 販売した製品の廃棄：製品廃棄時の輸送、処理
- ・ 13. リース資産（下流）：自社所有の賃貸資産の稼働
- ・ 14. フランチャイズ：フランチャイズ加盟者の活動
- ・ 15. 投資：株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用

【Scope 3 排出量の算定】

Scope 3 排出量の算定は、以下の 4 ステップで行います。

- 1. 算定目的の設定：なぜ **Scope 3** を算定するのかという目的を明確化
- 2. 算定対象範囲の確認：全サプライヤーを含む全体像の設定
- 3. カテゴリーへの分類：活動を 15 カテゴリーに分類
- 4. 基本式の計算と合計：「活動量×排出原単位」で各カテゴリーの排出量を算出し合計

【Scope 3 測定・削減の重要性】

- 排出量の大部分を占める：多くの企業で総排出量の **70%**以上を占める
- サプライチェーン全体の可視化：排出量の多いプロセスや取引先を特定し、優先的に対策
- コスト削減：サプライヤーの製造プロセス効率化、物流最適化によるコスト削減
- リスク管理：気候変動関連の規制強化や市場変化に備えたリスク把握
- 企業価値の向上：**ESG**（環境・社会・ガバナンス）投資や **SDGs**（持続可能な開発目標）の観点での評価向上、ブランド価値向上
- 競争優位性の確保：環境意識の高い消費者・企業との取引における競争力獲得
- 科学的根拠に基づいた目標達成：**SBT**（科学的根拠に基づく目標）やネットゼロ目標達成

に不可欠

【Scope 3 排出量削減に向けた具体的な取り組み】

- サプライヤーエンゲージメントの強化：排出量削減目標設定、データ開示要請
- 持続可能な調達の推進：環境負荷の低い原材料・部品の優先的調達
- 製品設計の革新：製品ライフサイクル全体の環境負荷低減
- 輸送・物流の最適化：輸送距離短縮、輸送モード変更、配送ルート最適化
- 廃棄物削減と循環型経済への移行：リサイクル推進、再利用促進
- 従業員の意識向上と行動変容：通勤方法改善、出張削減
- 再生可能エネルギーの導入促進：サプライヤーへの再エネ導入働きかけ

6.5. 再エネ促進区域

問6-7. 再エネ促進区域とは具体的にどのような制度ですか。また、本補助事業との関連性について教えてください。

〈回答〉

【制度の概要】

再エネ促進区域とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、市町村がそのエリアにおける再生可能エネルギー源の利用を特に促進するために設定する区域のことです。この区域は、当該市町村が実施する地域脱炭素化促進事業（地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）の対象となります。

市町村は同法第 21 条第 5 項各号に基づき、地域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや地域の特性を踏まえ、再生可能エネルギーを促進するためのエリアを再エネ促進区域として定めることができます。本制度は 2022 年 4 月 1 日より開始されています。

再エネ促進区域は、国の脱炭素先行地域および重点対策加速化事業、あるいは、地方公共団体の取り組みであるゼロカーボンシティとは法的根拠や目的が異なる制度です。

【応募時の提出書類】

太陽光発電設備の設置場所が、市町村が定める再エネ促進区域に含まれる場合は、該当する区域が明示された以下の書類を応募時に提出してください。

○市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた再エネ促進区域に関する文書の写し

- ・ 提出方法：掲載されたウェブページの URL を記載し、該当箇所（区域名、促進策などが記載された部分）に黄色マーカーを塗るなどした地方公共団体実行計画の抜粋（表紙・目次・該当ページ・その前後のページ）を提出してください。

○その他、必要な補足説明資料

- ・ 再エネ促進区域に関する文書の写しだけでは、区域の範囲や促進策の内容などが十分に判断できない場合

【評価対象となる要件】

本補助事業において、再エネ促進区域に該当する事業として評価されるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

○公募締切日までに、事業実施場所を含む市町村のウェブサイトで、再エネ促進区域が名

称、区域図などによって正式に公表されていること。

- 本補助事業で導入する太陽光発電設備が当該再エネ促進区域における促進策の対象に含まれていることが、公表されている文書などに明記されていること。
- ・ 提出された資料（地方公共団体実行計画の抜粋など）により、上記の要件を満たすことが明確に確認できる必要があります。

【評価対象とならないケース】

以下のいずれかに該当する場合は、再エネ促進区域における事業として評価対象とはなりません。

- 公募締切日時点で、再エネ促進区域が市町村のウェブサイトなどで検討中、または正式に公表されていない場合
- 市町村が再エネ促進区域を設定しているものの、「地球温暖化対策の推進に関する法律」21 条第 5 項第 1～5 号のうち、一つでも満たさない号がある場合
- 市町村が再エネ促進区域を設定しているものの、需要地が所在する場所が再エネ促進区域に含まれない場合
- 再エネ促進区域内に太陽光発電設備を設置する事業であっても、当該区域において太陽光発電設備が促進策の対象となっていない場合
- 提出された資料（地方公共団体実行計画の抜粋など）で、再エネ促進区域の範囲や促進策の内容などが十分に判断できない場合

【補足事項】

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、地方公共団体が策定する、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策に関する計画のことです。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、各市町村のウェブサイトで公表されています。
- 不明な点がある場合は、当該市町村にお問い合わせください。

【参考情報】

「計画の策定状況」（環境省）

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei_japan3.html

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）

《第二条

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。》

《第二十一条

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

<https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117>

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（令和 4 年 4 月 1 日環政計発第 2204017 号 環境省総合環境政策統括官）

《第 1 改正の趣旨

このため、改正法により、地方公共団体実行計画区域施策編における記載事項として、施策の実施に関する目標を追加するとともに、地域の脱炭素化のための、再エネの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクトである、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 2 条第 6 項に定める地域脱炭素化促進事業が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画区域施策編において、市町村は地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）をはじめとした地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとした。》

<https://www.env.go.jp/content/900518816.pdf>

「「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」とりまとめ」（令和 5 年 8 月、地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会）

《(2) 促進区域を含む地域脱炭素化促進事業制度の現状

・令和 3 年度の地球温暖化対策推進法の改正により、地域共生型再エネの導入を促進するため、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。これにより地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進区域を含めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下「促進区域等」という。）を定めることが、市町村の努力義務とされた。令和 4 年 4 月より同制度が施行され、令和 5 年 8 月時点で、12 市町が促進区域等を設定しているところ。

・また、都道府県については、促進区域設定に係る環境配慮の基準（以下「都道府県基準」という。）を定めることができるとされており、令和 5 年 8 月時点で、18 府県が都道府県基準を策定済み。》

<https://www.env.go.jp/content/000156415.pdf>

https://www.env.go.jp/policy/council/51ontai-sekou/yoshi51_00001.html

7. 税務、会計

問7-1. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用はできますか。

〈回答〉

本補助金は税務上の特例である圧縮記帳等の適用を受けることができます。

ただし、適用にあたっては一定の要件がありますのでご注意ください。

【圧縮記帳等の概要】

以下の法律に基づき、国庫補助金等で取得した固定資産について、一定の要件を満たす場合に限り、税務上の特例が設けられています。この特例を適用することで、補助金により得た利益を一時的に繰り延べることができます。

- 「所得税法」(昭和 40 年法律第 33 号) 第 42 条：国庫補助金等の総収入金額不算入
- 「法人税法」(昭和 40 年法律第 34 号) 第 42 条：国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

具体的には、本補助金を充当して太陽光発電設備などの固定資産を取得した場合、一定の要件の下、圧縮記帳という方法を選択することで、税務上の負担を軽減できる可能性があります。

【相談先】

圧縮記帳等の規定の適用を受けることを検討される場合は、以下の専門家などに相談することとを推奨します。ご自身の状況に合わせて、ご相談ください。

- 税理士
- 公認会計士
- 所轄の税務署

【注意事項】

補助金などを複数合わせて交付を受ける場合は、以下の点に注意が必要です。

- 固定資産の取得に充てるための補助金などは税務上の特例の対象となり得ます。例えば、太陽光発電設備の購入費用に充当される本補助金は、圧縮記帳の対象となる可能性があります。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

○経費補填の補助金などは、税務上の特例の対象となりません。例えば、設置後のメンテナンス費用や運営費用に充当される補助金がある場合、一般的に圧縮記帳の対象とはなりません。

【参考情報】

「所得税法」(昭和 40 年法律第 33 号)

《第四十二条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受けた場合（その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項及び同条第一項において同じ。）までに確定した場合に限る。）において、その年十二月三十一日までにその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額（その固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC0000000033>

「法人税法」(昭和 40 年法律第 34 号)

《第四十二条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受けた場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産につき、当該事業年度においてその交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度においてその固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC0000000034>

「No. 2202 国庫補助金等を受け取ったとき」(国税庁)

《固定資産の取得や改良に充てるために国または地方公共団体の補助金や給付金など（以下「国庫補助金等」といいます。）の交付を受け、その国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、国庫補助金等のうち、その固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。》

《この取扱いを受けた固定資産に係る取得費の額については、実際にその固定資産の取得のために要した金額や改良費の額から総収入金額に算入されなかった国庫補助金等の額を控除した残額となります。》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

「第 2 節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳」(国税庁)

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/renketsu/09/09_02.htm

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_01.htm

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_02.htm

「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm>

問7-2. 中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の活用は認められますか。

〈回答〉

本補助金の活用と中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の適用を併用することに制限はありません。

【確認先】

国の補助金と税制措置の併用に関する具体的な活用方法や適用要件については、以下の専門家などに確認してください。

- 税理士
- 公認会計士
- 所轄の税務署

【補足事項】

- 中小企業経営強化税制は、中小企業者が一定の要件を満たす設備などを取得した場合に、特別償却または税額控除が認められる制度です。 即時償却は特別償却の一つで、取得価額の全額をその事業年度に損金算入できる制度です。
- 本補助金の対象となる設備が中小企業経営強化税制の対象となる設備の種類や要件に合致するかどうかを確認する必要があります。
- 中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、税務署への届出などの手続きが必要です。
- 本補助金と中小企業経営強化税制を併用する場合は、それぞれの制度の適用要件を満たす必要があります。

○税制に関する判断は専門的な知識を要するため、必ず専門家に相談してください。

【参考情報】

「No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」（国税庁）

《特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せその取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

問7-3. 交付された補助金は課税対象になりますか。

〈回答〉

国の補助金は一般的に受け取る側の法人または個人の事業所得として認識され、法人税または所得税の課税対象となる可能性があります。

一方、国の補助金是对価性がない取引として扱われるため、原則として消費税の課税対象とはなりません。

【確認先】

補助金の具体的な会計処理や税務上の取り扱い、課税対象となるか否かの判断については、以下の専門家などに確認してください。

- 税理士
- 公認会計士
- 所轄の税務署

【補足事項】

- 法人税の原則：交付された補助金は事業年度の益金（収入）に算入されます。
- 所得税の原則：個人事業主が受け取った補助金は事業所得の収入として扱われます。
- 消費税の原則：補助金は事業者が事業として行う資産の譲渡や役務の提供の対価に該当しないため、不課税取引となります。
- 圧縮記帳との関連：圧縮記帳を適用した場合、一時的に課税を繰り延べることもできます。

問7-4. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。

〈回答〉

本補助事業では、車載型蓄電池の申請においてエコカー減税を活用することについての制限はありません。

本補助事業で導入する車載型蓄電池が搭載された車両を新たに購入する場合において、その車両がエコカー減税の対象となる要件を満たしていれば、エコカー減税の適用を受けることは可能です。

【確認先】

制度を活用する場合、またはエコカー減税の適用要件や手続きについて不明な点がある場合は、以下の専門家などに確認することを推奨します。特にエコカー減税の対象となる車両の要件や具体的な手続きについて確認することをお勧めします。

- 税理士
- 公認会計士
- 所轄の税務署

【補足事項】

- エコカー減税は、環境性能に優れた自動車の普及を促進するために設けられた税制優遇措置です。自動車重量税や環境性能割（旧：自動車取得税）が軽減されます。
- エコカー減税の対象となるのは、一定の燃費基準や排出ガス基準を満たす自動車です。車載型蓄電池単体ではエコカー減税の対象とはなりません。
- エコカー減税の適用を受けるためには、自動車の新規登録時などに所定の手続きが必要です。
- 補助金の申請とエコカー減税の適用はそれぞれ独立した制度であり、相互に影響を与えるものではありませんが、併用するためには両制度の要件を満たす必要があります。
- 税制に関する情報は変更される可能性があるため、最新の情報をご確認ください。
- ご自身の状況に合わせて、自動車販売店にも相談することをお勧めします。

問7-5. 補助事業で購入した機器などの消費税は、どのように取り扱われますか。

〈回答〉

【消費税と仕入税額控除の概要】

消費税は商品販売やサービス提供などの取引に課税される税金で、事業者が納付しますが、最終的には消費者が負担します。

消費税の仕入税額控除は、事業者が納付すべき消費税額を計算する際、売上時に受け取った消費税から仕入れ時などに支払った消費税を差し引く制度です。これにより消費税の二重課税を防ぎ、各取引段階での付加価値に応じた税負担を実現します。

ただし、免税事業者などは原則として仕入税額控除はできません。

【補助事業における消費税仕入税額控除の注意点】

補助事業者が課税事業者の場合、補助事業に関する課税仕入れにかかる消費税は、原則として仕入税額控除の対象です。課税仕入れには物品購入費や委託費、旅費交通費などが含まれます。

補助金の交付申請書には、消費税仕入税額控除の適用有無をチェックする欄があります。補助金額を確定する上で、重要な情報となります。

補助金の額が確定した後で、補助事業にかかる消費税の仕入税額控除を適用した場合（完了実績報告時に適用しないとしたが、確定申告時に控除した場合など）は、速やかに機構へ報告し、過払い分の返還手続きが通常は必要です。

ただし、本補助金は原則として消費税額を除いた金額で交付するため、補助金交付後に消費税額の返還が発生することはありません。

【仕入税額控除ができない事業者】

免税事業者および消費税の簡易課税制度を選択している事業者は、原則として仕入税額控除を行うことができません。補助金の交付決定後にこれらの事業者になった場合は、速やかに機構に連絡してください。

【補助金と消費税の関係】

税法上、補助金は売上収入ではなく特定収入となるため、受け取った補助金に消費税は含まれません。しかし、補助事業で支払った消費税は仕入税額控除の対象となる場合があります。そのため、補助金の交付額は原則として消費税相当額を除いて算出されます。

【消費税相当額を除外しないことができる者】

以下の事業者は、消費税相当額を含んだ補助金の交付を受けられる場合があります。該当する場合は、交付規程に基づき、必要な確認事項への回答や報告書の提出が求められます。

- 消費税の納税義務がない者
- 消費税の免税事業者
- 消費税の簡易課税制度適用者
- 「消費税法」(昭和 63 年法律第 108 号)に定める特定の法人(国、地方公共団体、公益法人など)
- 国、地方公共団体の一般会計
- その他、機構が認める特段の理由がある者

【重要な留意事項】

消費税の取り扱いは複雑であり、個別の取引内容によって判断が異なる場合があります。Q&A の内容は一般的な原則を示したものであり、個別の具体的なケースについては、必ず税理士や公認会計士などの専門家にご相談ください。

【補足事項】

- 課税事業者の判定基準：基準期間(原則として前々年度)の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は課税事業者となります。
- 課税事業者の選択制度：基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下でも、事業者の選択により課税事業者となることが可能です。

【参考情報】

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」(改正 令和 6 年 1 月 25 日付け環境会発第 24012510 号、大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛)

<https://www.env.go.jp/content/000194953.pdf>

「消費税法」(昭和 63 年法律第 108 号)

《(納税義務者)

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。)につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。》

《(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者(適格請求書発行事業者を除く。)については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

き、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。》

《(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額》

《(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条

1～3（略）

4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額（次項及び第六項において「課税標準額に対する消費税額」という。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5（略）

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/363AC0000000108>

「消費税のあらまし」（令和 5 年 6 月、国税庁）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/pdf/001.pdf>

8. 補助事業の完了、財産処分など

8.1. 補助事業の完了、遅延

問8-1. ◎本補助事業の完了とは、どのような状態を指しますか。

〈回答〉

【補助事業の完了要件】

本補助事業の完了とは、例外規定に該当する場合を除き、以下のすべての要件を満たした時点を示します。

- 導入したすべての補助対象設備の物理的な引き渡しおよび検収が完了していること（検査合格日）。
- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）から販売事業者や施工業者などに対する補助対象経費のすべての支払いが完了していること（支払完了日）。
- オンサイト PPA モデルでリース事業者が実施体制に含まれる場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなっており、リースバックなどに関するリース事業者からの支払いが完了していること（支払完了日）。
- リースモデルで転リースを行う場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなっていること（借受日）。
- 太陽光発電設備などの導入が完了し、対象施設に安定的に電力供給が可能な状態となっていること。

【系統連系契約に関する例外規定】

一般送配電事業者との系統連系契約については、以下の両方の条件を満たす場合に限り、例外を認めます。この例外規定はあくまで系統連系契約に関するものであり、上記の他の完了要件が免除されるわけではありません。

- 一般送配電事業者に対して系統連系契約を申し込み済みであり、かつその申込日、受付番号などが確認できる正式な書類（申込書の控えなど）を提出できること。
 - ・ 単なる問い合わせや事前相談の記録は該当しません。
- 系統連系契約の回答に時間を要することが一般送配電事業者との正式な協議資料（工程表、連絡文書など）などで客観的に確認できること。
 - ・ 自社のみの見解や見込みに基づく説明は認められません。

この場合、太陽光発電設備の発電開始は完了実績報告書の提出後でも可とします。

ただし、完了実績報告書を提出した年度の翌年度のできる限り早い時期に系統連系契約が完了し、実際に発電を開始している必要があります。発電が開始しない場合は、補助事業の目的を果たしていないため、補助金の返還を求めることになります。

【交付対象外となる場合】

以下の場合、補助金の交付対象外となります。

- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）から施工業者などへの補助対象経費の支払い条件が試運転後となっているなどし、補助事業の実施期限までにすべての支払いが完了しない場合
 - ・支払いが完了しないことが判明した場合、機構および環境省の判断で補助金の交付決定を解除することがあります。
- 補助対象設備の導入が完了していないにもかかわらず、虚偽の完了報告を行った場合
- 補助事業の実施内容が交付決定の内容と著しく異なる場合
- 一般送配電事業者からの接続検討または系統連系契約の申し込みの回答で、OVGR（地絡過電圧継電器）および EVT（接地形計器用変圧器）の設置を求められ、太陽光発電設備の発電開始が 1 年以上先になる場合

【補足事項】

- 検収とは、設備が契約内容どおりに納品・設置され、性能要件を満たしていることを確認する一連の行為を指します。
- 完了実績報告書の提出期限は公募要領に記載しています。
- 完了実績報告書の提出が遅れた場合や内容に不備があった場合は、補助金の交付が遅れる、または交付しないことがあります。
- 系統連系契約に関する例外規定の適用を希望する場合は、完了実績報告書の提出時に協議資料などを添付して、機構の確認を受けてください。
- 補助事業の実施に関して懸念される点が生じた場合は、お早めにお問い合わせください。

問8-2. 交付規程第 11 条（実績報告書）の解説をしてもらえますか。

〈回答〉

交付規程第 11 条では、補助事業の実施状況を報告する「完了実績報告書」と、年度内に完了実績報告書を提出できない場合に提出する「年度終了実績報告書」について規定しています。

これらの報告書の提出は補助金の交付を受ける上で非常に重要な手続きとなりますので、内容を十分にご理解ください。

【第 1 項：完了実績報告書の提出】

完了実績報告書（様式第 12）は、以下のいずれか早い日までに機構に提出する必要があります。期限を過ぎた場合、補助金が交付されない可能性がありますので、十分にご注意ください。

- 事業（支払い）完了日から 30 日以内
- 当該年度の 2 月 10 日

提出期限の近くは事務処理が集中するため、早めの提出のご協力をお願いします。

【完了実績報告書の提出期限の例】

- 例 1：事業（支払い）完了日 令和 7 年 11 月 15 日 → 提出期限 令和 7 年 12 月 15 日
- 例 2：事業（支払い）完了日 令和 8 年 1 月 31 日 → 提出期限 令和 8 年 2 月 10 日

【提出期限の厳守】

期限までに必要書類がすべてそろった完了実績報告書が機構に提出されない場合、原則として補助金を交付することができません。

提出が遅れる可能性がある場合は、事前に機構までご相談ください。ただし、遅延が認められるのは、やむを得ない理由がある場合に限られます。

【第 2 項：年度終了実績報告書】

- 年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に完了実績報告書を提出した場合は、年度終了実績報告書（様式第 13）の提出は不要です。
- 年度内に完了実績報告書を提出することができず、事前に機構へ連絡し、所定の遅延手続き（遅延報告書などの提出）を適正に行い、承認された場合は、年度終了実績報告書の提出が必要です。

【年度終了実績報告書の提出について】

年度終了実績報告書は、翌年度の 4 月 1 日から 4 月 10 日までに提出する必要があります。年度終了実績報告書には、補助事業の進捗状況などを具体的に記載してください。

年度終了実績報告書を提出した場合でも、完了実績報告書の提出義務がなくなるわけではありません。補助金の交付を受けるためには、完了実績報告書の提出が必須となります。

【補足事項】

- 完了実績報告書および年度終了実績報告書の様式は、交付決定を行った事業者にも個別に送付またはダウンロードできるようにします。
- ご不明な点や不安な点がある場合は、お早めに機構までお問い合わせください。
- 完了実績報告書の提出が遅れると、補助金の交付が遅れるだけでなく、交付決定が取り消される可能性もあります。くれぐれもご注意ください。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（実績報告書）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 12 による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。なお、第 8 条第 1 項第十四号に定める様式第 11 による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）が終了したときは、翌年度 4 月 10 日までに様式第 13 による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。》

問8-3. ◎補助事業の期間内の完了を見込んで交付申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した

災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、どのような取り扱いになりますか。

〈回答〉

補助事業の実施期間中に申請時には予見できなかった災害などのやむを得ない事由が発生し、当初の計画どおり補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、判明した時点で速やかに機構に相談してください。状況を詳細に確認した上で、必要な対応についてご連絡します。

【交付対象外となる場合】

以下の場合、原則として補助金の交付対象外となります。

- 機構への連絡を一切せず、公募要領に記載された事業完了日を 1 日でも過ぎた場合
 - ・ 補助事業の成果がないものと見なし、機構の判断で交付決定を解除することがあります。交付決定が解除されると、補助金が交付されなくなります。
- 交付決定日より前から発生していた、または予見可能であった事象による遅延の場合
 - ・ 例：工事予定地の地盤調査で問題が見つかったにもかかわらず、特段対策を講じずに補助金に応募し、その後の工事が遅延した場合
 - ・ 例：過去の事例や類似の事象から発生が予測できたことであるにもかかわらず、対策を怠った場合
- 補助金申請前に十分な調査を行うことで確認できた事項を確認していなかったことによる遅延の場合
 - ・ 例：必要な許認可の取得に要する標準的な期間を事前に把握していなかった場合
 - ・ 例：導入予定設備の納期を事前に確認していなかった場合
- 補助事業者の責めに帰すべき事由による遅延の場合
 - ・ 例：資金調達の遅延、担当者の病気や退職、発注手続きの遅れなど

【事故繰越が認められる要件】

事故繰越（明許繰越をした予算についての年度をまたぐ補助事業の完了期限の延長）が例外的に認められるためには、以下のすべての要件を満たすことが必要です。要件を一つでも満たさない場合は、原則として事故繰越は認められません。

- 補助事業者の責によらない避けがたい事故が交付決定日以降に発生したものであること。
 - ・ 交付決定日より前に発生していた事由については、原則として認められません。ここでいう「補助事業者の責によらない」とは、補助事業者が通常の注意義務を尽くしても、その発生を回避できなかったことが客観的に認められる場合を指します。
- 以下のいずれかのような、真にやむを得ない事態が実際に発生していること。
 - ・ 激甚災害に指定された災害などの異常な自然現象
 - ◇ 地震、台風、豪雨、豪雪など、その影響により事業の継続が著しく困難になった場合
 - ・ 地権者の死亡
 - ◇ 事業用地の確保に地権者の協力が不可欠であり、その代替に時間を要する場合など

- ・ 工事中の大規模な崩落事故による長期中断
 - ◇ 人身事故を伴う場合など、復旧に相当の時間を要する場合
- ・ 戦乱
 - ◇ 国内外の情勢により、事業の継続が物理的に不可能になった場合
- ・ 新型感染症の世界的な感染拡大による生産拠点の長期間にわたる操業停止
 - ◇ サプライチェーンの寸断など、代替手段の確保が困難な場合
- ・ 特定の資材の著しい供給不足
 - ◇ 世界的な情勢変化などにより、代替品の入手も不可能または著しく困難な場合
 - ◇ 補助金に応募する前から長納期であることが判明していた場合は該当しません。
- ・ 主要な施工業者の予期せぬ倒産
 - ◇ 代替業者の選定に相当の時間を要する場合
- ・ その他、上記に匹敵し、真にやむを得ないことが客観的に認められる予期せぬ事象
 - ◇ 法令の改正や行政指導により、事業計画の変更を余儀なくされた場合など、個別具体的な状況を勘案して判断します。

【補足事項】

- 繰越の事務は「繰越ガイドブック」(財務省 主計局 司計課)に基づき、実施されます。
- 年度をまたぐ遅延の申し出があった場合でも、機構による審査の結果、認められない場合があります。事故繰越は非常に限定的な場合にしか認められないことに留意してください。
- ・ 事故繰越が認められない場合は、原則として補助事業の廃止手続きをとっていただく必要があります。
- 繰越の申請には、事由を証明する客観的な資料(例：罹災証明書、事故証明書など)の提出が必要です。
- 繰越が認められた場合、完了実績報告書の提出期限は別途規定されます。具体的な対応は、機構からの指示に従ってください。
- 補助事業の遅延が見込まれる場合は、まずは機構に相談し、指示を受けてください。連絡をせずに遅延した場合、補助金が交付されないことになります。

「繰越ガイドブック《本編》」（令和 6 年 6 月、財務省 主計局 司計課）

《③避け難い事故

「避け難い事故」は、支出負担行為後であり、かつ、当該年度中に発生したものでなければなりません。

したがって、前年度に発生した要因による事故繰越しは認められません。

また、避け難い事故の範囲については、法令上明確にされていませんが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬものと考えられます。

※事故という言葉は、ものごとの正常な運行を妨げるような出来事の意味に解され、一般に事由という言葉より狭い意味であるといわれています。

暴風、洪水、地震等の異常な自然現象によるものはその代表的なものといえますが、地権者の死亡、工事中の崩落事故による中断、債務者の契約上の義務違反、労働争議、戦乱、新型コロナウイルスの感染拡大等により真にやむを得ず年度内に支出を終わらなかった場合なども事故に該当するものと解されます。》（8 ページ）

《(5) 事故繰越しの事由は、支出負担行為をした後に発生したものでなければならない。

(6) 事故繰越しの事由は、避け難い事故であるかどうかを検討する。事由が薄弱であるにもかかわらず申請されるケースが従来から見受けられる（特に補助金等において）ので、この点に特に留意する必要がある。》（43 ページ）

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook1.pdf>

「繰越しガイドブック《参考資料編》」（令和 6 年 6 月、財務省 主計局 司計課）

2. 事故繰越しの事例

《②事業概要 木質バイオマス活用促進事業

事故事由 中東情勢の悪化から船舶襲撃の危険性が高まり、輸入予定である木質バイオマスガス化熱電併給設備の海上輸送ルートが変更となったことから、日本への到着が〇ヶ月遅れ、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要 〇〇学校の校舎改築工事

事故事由 工事現場において電線ケーブル（敷設前、敷設後とも）の盗難事故が発生し、〇日後に他の工事分から融通することができたものの、再施工・再仕上で〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。》（13 ページ）

《①事業概要 〇〇整備事業

事故事由 本件工事に係る製品メーカーの火災により製品及び制作機械が損傷し予定期日内の製品納入が不可能となったため他のメーカーからの調達及び代替できる既製品について手配したものの、他からの同種製品の調達はできなかった。

火災発生から〇ヶ月後に、当初納入予定のメーカーの機械が復旧したことから、同社製品の調達により工事を再開したものの、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要 〇〇設備整備事業

事故事由 ○○による影響に伴う海外工場の稼働停止により、整備予定であった○○設備に使用される装置部品等の納期が遅延することが判明し、年度内の事業完了が困難となった。

なお、代替可能装置の検討を行うとともに、メーカーに対しても互換品の検討及び代替品への仕様変更指示を行うなど、装置部品等の調達に向けて取り組んだものの、納期の短縮に繋がる代替案はなかった。》（18 ページ）

《※ 「資材の入手難」における事故繰越しの要件（避け難い事故）の審査に当たっては、納入遅延等の本質的な要因となった事象（工場の火災による稼働停止など）を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事象が納入遅延通知書等に明示されていない場合は「事故事由」欄に記載すること。》（18 ページ）

《＜参考＞「事故繰越申請に当たって必要な提出書類について」の改訂 - 抜粋 - （令和 6 年 6 月 21 日 財務省 司計課司計係発出 口頭連絡メモ）

「事故繰越申請に当たって必要な提出書類について」 R6.6

事故繰越申請に当たって必要な提出書類については、「繰越（翌債）事務手続について」（平成 22 年 1 月 15 日付事務連絡第 22 号）のうち、「（別添 1）繰越（翌債）事務について 3. 繰越（翌債）承認に係る審査要領と留意点 （1）繰越（翌債）申請に当たって必要な提出書類（対財務省、財務局等） ③事故繰越し」において、

- ・繰越計算書（事項別内訳表を含む）
- ・事故得越しを必要とする理由書
- ・審査表
- ・その他財務省、財務局等の審査に必要な書類

を提出することとしているところですが、「その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」の具体的な提出書類について、以下のとおり例を示すので、参考にしていただければと思います。

○その他財務省、財務局等の審査に必要な書類

①工程表…理由書に網羅的に記載されている場合は省略可

②事故事由を確認できる書類（※1）

③支出負担行為を確認できる書類

（中略）

（補助事業の場合）

- ・交付決定通知書（写）…補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付額がわかるページのみで可）

（中略）

（※1）②事故事由を確認できる書類については、事故事由が様々であり統一的に例を示すのは困難であるが、事業に応じて真に必要な書類を最小限添付すれば良いので、以下のようなケースでは次のような書類を添付することが考えられます。

例 1 異常気象等

- ・位置図
- ・平面図
- ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。）
- ・新聞やインターネットの記事（理由書の事故事由を補足するために必要な場合に限る。）
- ・異常気象の発生を客観的に示す気象データ

例 2 工事現場等での障書

- ・位置図
- ・平面図
- ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。）
- ・地元住民や自治体との調整等経編の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例 3 住民・地権者等関係者との調整等

- ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例 4 請負業者の倒産等

- ・請負業者の倒産した事実がわかる書類
- ・新聞やインターネットの記事（事実を補足するために必要な場合に限る。）

例 5 他事業・他機関等との関係

- ・工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例 6 資材の入手難（※2）

- ・納入遅延等の事実が確認できる書類（請負業者からの納入遅延通知書 等）

（※2）「資材の入手難」における事故繰越しの要件（逃げ難い事故）の審査に当たっては、納入遅延等の本質的な要因となった事象（工場の火災による称働停止など）を路まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事象が納入遅延通知書等に明示されていない場合は理由書に記載すること。

事故事由の確認や書査の効率化に資するため、各財務局において別途書類を徴取している場合がありますので、実際の事故繰越しの申請に当たっては、各財務局にご確認いただければと思います。》（18 ページ）

《～事故繰越しの主な類型と理由の例～

〈理由記載にあたってのポイント〉

- ①当初予定したスケジュール（行程）を記載！
- ②どのような事象（事故要因）が発生し、どのような状況になったかを記載！
- ③事象発生後に、どのような対応（処置）をとったかを記載！

(例示)

●●施設の復旧工事について、

①本工事の着手を●月●日に予定していたが、
②●年●月●日の台風●号により、本工事の資材搬入路である市道●号線が大規模に被災し、通行不能となった。
この復旧に●ヶ月程度の時間を要する見込みであり、本工事の着手を●月に延期せざるを得なくなった。

③本工事箇所は当該道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの約●ヶ月間、工事を中断することとなり、

年度内の完了が困難となった。》(111 ページ)

《 ●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に請負業者から、●●●に必要となる資材のうち、生コン（必要量●m³のうち●m³）の入手が困難であるとの申し出があった。これにより、●月～●月までの●ヶ月間、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。請負業者は、別の入手方法を検討するも、予定数量の確保はできなかった。》(111 ページ)

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook2.pdf>

8.2. 補助金の交付

問8-4. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。

〈回答〉

補助金の交付（入金）までには、以下の手続きが必要です。

【1. 完了実績報告書の提出・審査】

- 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された完了実績報告書（交付規程 様式第 12）の記載内容および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合は、機構から修正や追加提出の依頼がありますので、速やかに対応してください。
- 機構は必要と判断した場合、補助事業の実施状況などを確認するため、現地調査（電話、メールなどによる聞き取り調査を含む）を行います。現地調査の際はご協力をお願いします。
- 提出された完了実績報告書が当初の補助金の交付決定内容（事業計画の変更承認を受けている場合は、変更後の内容）および付した条件に適合すると認められる場合、機構は交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者（代表申請者）に対し、交付額確定通知書（交付規程 様式第 14）を送付します。
 - ・ 交付額確定通知書に確定した補助金額を記載します。

【2. 補助金の交付】

- 補助事業者（代表申請者）は交付額確定通知書の受領後、内容を確認し、精算払請求書（交付規程 様式第 15）を速やかに機構に提出してください。
 - ・ 精算払請求書には、補助金の振込先口座情報などを正確に記載する必要があります。
- 機構は補助事業者から適正な精算払請求書を受領した後、補助事業者（代表申請者）の指定口座に補助金を交付（入金）します。補助金の交付時期については、機構の事務処理状況などにより前後する場合があります。

【補足事項】

- 機構に提出された完了実績報告書の内容に不備がある場合などには、補助金の交付までに時間を要することがあります。
- 完了実績報告書の審査期間や補助金の交付時期に関する個別のお問い合わせには、原則

としてお答えできません。

- 補助金の交付後も一定期間、事業の実施状況に関する報告や関係書類の保管義務がありますので、ご注意ください。
- 精算払請求書の「精算」はこめへん（米）です。さんずい（氵）の「清算」ではありません）。

問8-5. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。

〈回答〉

補助金の振込先は代表申請者となります。

【振込先の指定】

- 補助金の振込先口座は交付決定を受けた代表申請者の名義の口座のみとなります。代表申請者以外の口座への振り込みはできません。
- 共同申請者や共同事業者（需要家）、その他第三者への振込は一切できません。

【複数の事業者による実施の場合】

補助事業を複数の事業者で連携して実施する場合（共同申請を行う場合）は、以下の点に特に注意してください。

- 補助金の振込を希望する事業者を応募時に必ず代表申請者として申請してください。
- 申請後に代表申請者を変更することは認められません。
- 共同申請を行う場合は、事前に十分な協議を行った上で、代表申請者を決定してください。
- 共同申請の場合、補助金は代表申請者に一括して振り込まれます。補助事業者間の資金分配については、当事者間で協議の上、適切に行ってください。

8.3. 補助事業の成果の公表、効果検証への協力

問8-6. 補助事業の成果について、どのような公表や協力が求められますか。

〈回答〉

補助事業の成果については、以下の公表および協力が求められます。本補助金は主に国民の税金を原資として交付されるものであるため、その成果を広く社会に還元することが求められます。

【事業者による公表】

補助事業者（代表申請者、共同申請者）および共同事業者（需要家）は、本補助金を受けて太陽光発電設備などを導入した実績や、導入による CO₂削減量などの成果を、自社のウェブサイト、広報誌、報道発表資料などで積極的かつ継続的に公表してください。

単に導入した事実を掲載するだけでなく、導入によって得られた効果やメリットについても言及することが望ましいです。特に CO₂削減量は、可能な範囲で具体的な数値目標や実績値を示すようにしてください。

また、公表にあたっては、本補助金を受けて導入した旨を明記してください。

【環境省および機構による公表】

環境省および機構は本補助事業全体の成果を把握し、広く国民に情報提供するため、以下のような情報を個人情報や事業者の機密情報に配慮し匿名化した上で、それぞれのウェブサイト、広報資料、報告書などで公表することがあります。

- 太陽光発電設備の規模（kW 数などの数値）
- 蓄電池の規模（kWh 数などの数値）
- 需要地の所在地（都道府県、市区町村など）
- 事業の概要（業種、導入目的など）
- 補助金額
- CO₂削減効果（目標値、実績値）

【効果検証への協力】

本補助事業の効果を検証するため、補助事業者（代表申請者および共同申請者）は補助金の交付を受けた後、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）および機構から指示があっ

た場合、速やかに以下の情報を提供する義務があります。

- 取得財産等の稼働状況
 - ・ 発電量、稼働時間、故障状況など
- 取得財産等の管理状況
 - ・ 点検・保守の実施状況、費用など
- CO₂削減効果
 - ・ 具体的な算定根拠や実績値を含む
- その他、補助事業の成果を検証するために必要な情報
 - ・ 導入後の運用コスト、電力料金の削減効果、事業全体の収益性など

【補足事項】

- 事業者による成果の公表は義務ではありませんが、積極的にご協力をお願いします。
- 環境省および機構による公表にあたっては、事前に事業者を確認を行う場合があります。
- 効果検証への協力要請があった場合は、指定された期日までに正確な情報をご提供ください。
- 補助事業の成果に関する情報公開にご協力いただくことは、今後の政策立案にも役立ちます。

8.4. 事業報告、実地検査

問8-7. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）の解説をしてもらえますか。

〈回答〉

補助事業の成果を持続的に把握するため、交付規程第 16 条では補助事業の完了後、一定期間にわたる事業報告書の提出義務について定めています。この報告は補助金の交付を受けた者の責務となりますので、必ず内容をご確認ください。

【事業報告書の提出義務】

- 補助事業者（代表申請者）は、補助事業の完了後、3 年間にわたり、毎年度、事業報告書を提出する義務があります。
- 事業報告書の提出を怠った場合、交付規程違反となり、補助金の返還を求められる可能性や今後の補助金申請において不利な扱いを受ける可能性があります。

【事業報告書の提出方法、報告内容】

- 事業報告書の提出時期が近づくと、例年、環境省の委託先の民間事業者から完了実績報告書に記載された代表申請者の担当者/主担当に対して、メールにて提出の案内がされています。
- 具体的な提出方法（オンラインシステムでの入力、報告書のアップロードなど）や報告内容の詳細（報告書の様式、記入要領など）については、上記のメールまたは環境省の委託先の民間事業者が作成したウェブサイトに記載される見込みです。
- 報告にあたっては、完了実績報告書に記載した CO₂削減量の目標値と排出係数の情報が必要になります。
- その他、設備の稼働状況に関する情報（発電量、稼働時間など）やメンテナンス状況などについてもご報告いただく場合があります。

【事業報告の時期と報告対象期間】

以下の例のとおり、事業報告は合計で 3 回必要です。報告期間にご注意ください。

（例）令和 7 年 12 月に補助事業が完了し、令和 8 年 1 月から補助対象設備が稼働した場合

- 第 1 回報告：令和 9 年 4 月（令和 8 年 4 月ではない） ※完了翌々年の 4 月
- ・ 報告対象期間①：令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月（3 か月間）

- ・ 報告対象期間②：令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月（12 か月間）

☆ 第 1 回報告では上記の①と②の期間について、それぞれ報告が必要です。

○ 第 2 回報告：令和 10 年 4 月 ※完了 3 年後の 4 月

- ・ 報告対象期間：令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月（12 か月間）

○ 第 3 回報告：令和 11 年 4 月 ※完了 4 年後の 4 月

- ・ 報告対象期間：令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月（12 か月間）

【注意事項】

- 上記の例の場合、第 1 回報告では、3 か月間の報告と 12 か月間の報告をそれぞれ行う必要があります。完了実績報告書に記載した年間 CO₂削減量の目標値との比較が適切にできなくなるため、15 か月分の実績をまとめて報告することは認められません。
- 年度をまたぐ遅延が発生した場合、例えば令和 7 年度に完了する予定だった補助事業が遅延し、令和 8 年 5 月に完了した場合、第 1 回報告は翌々年の 4 月、つまり令和 10 年 4 月となります。
- 事業報告書の提出方法や報告内容について不明な点がある場合、メールを送信した環境省の委託先の民間事業者にお問い合わせください。
- 事業報告書の提出は補助金の交付を受けた事業者の重要な義務です。忘れずに報告するようお願いします。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《〈事業報告書の提出〉

第 16 条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 3 年間、年度ごとに当該補助事業による過去 1 年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が 3 月 30 日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の 3 月 31 日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の 4 月 30 日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならない。》

「エネルギー対策特別会計補助事業の事業報告書の提出受付」（環境省の委託先の民間事業者が作成したウェブサイト）

<https://co2reduction-report.my.salesforce-sites.com/top>

問8-8. CO₂削減量の実績値が目標値を下回る場合、どのような対応が必要ですか。

〈回答〉

【CO₂削減量の実績値が目標値を下回る場合の対応】

太陽光発電設備などが稼働した後、CO₂削減量の実績値が完了実績報告書に記載した目標値を下回る状態が続く場合、以下の対応が必要となります。

- 設備の運用方法の見直し：蓄電池の充放電設定の最適化、負荷調整など、設備の効率的な運用方法を改めて検討し、必要に応じて見直しを行ってください。
- 設備の保守点検の実施：定期的な清掃、点検、故障箇所の早期発見と修理など、設備の性能維持のための保守点検を徹底してください。
- 運用体制の改善：設備の運転・管理を担当する人員の教育、連携体制の強化、記録管理の徹底など、組織的な運用体制の改善を図ってください。
- その他、必要な改善措置の実施：上記以外にも、CO₂削減量の増加に資する具体的な対策を検討し、実施してください。例えば、蓄電池の追加設置、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入などが考えられます。

【改善が見られない場合の措置】

上記のような対応を行っても CO₂削減量の改善が見られない場合、機構および環境省は以下の措置をとることがあります。

- 改善計画書の提出要請：CO₂削減量の現状分析、目標達成に向けた具体的な改善策、実施時期、責任者などを明記した改善計画書の提出を求めることがあります。改善計画書には現状に至った原因分析や実現可能性の高い具体的な対策を盛り込んでください。
- 現地調査の実施：設備の設置状況、運用状況、保守管理状況などを確認するため、機構の担当者が現地調査を実施することがあります。調査の際には、改善状況や課題についてのヒアリングを行いますのでご協力ください。
- 補助金の返還命令：目標値と実績値に大幅な乖離が見られる場合や改善の意思が見られない場合、または改善計画の実行が著しく遅延している場合などについては、交付規程に基づき、交付決定の取消と補助金の一部または全部の返還を命じることがあります。
- ・ これは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 11 条第 2 項に規定される間接補助事業者の善良な管理者の注意義務に基づくものです。同義務を怠ったことにより補助事業の目的を達成できない場合、法令違反となり、同法第 17 条第 2 項の規定により交付決定が取り消される場合があります。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)

《第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。》

《(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3～4 (略)》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179>

問8-9. 補助事業の実施に関する書類の保存期間は何年間ですか。

〈回答〉

補助金の申請書類、機構が通知した文書、補助事業の収支に関する帳簿など、補助事業に関する書類は、事業完了(中止または廃止の承認を受けた場合を含む)日の属する年度の終了後 5 年間、または補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでのいずれか長い期間、保存する必要があります。

例えば太陽光発電設備の法定耐用年数が 17 年の場合、補助事業の実施に関する書類を 17 年間保存する必要があります。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」(一般財団法人環境イノベーション情報機構)

《(交付の条件)

第 8 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一～七 (略)

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明

らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九～十七（略）》

問8-10. 会計検査院による検査について教えてください。

〈回答〉

補助金の交付を受けた後、事業完了日の属する年度の終了後 5 年間は、会計検査院による実地検査（事務所や事業実施場所への訪問検査）が実施される可能性があります。

スケジュールの都合がつかない場合は、書面検査（完了実績報告書などを提出することによる書面の検査）となる場合があります。

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、この期間中に会計検査院から帳簿や証拠書類の提示を求められた際、いつでも閲覧できるように書類を保管しておく必要があります。

【検査の対象となった場合】

- 検査の対象となった場合は、補助事業者として誠実に対応するようお願いします。
- 検査の終了後、補助事業者は検査の概要を書面で機構に報告する義務があります。
- 検査の箇所は、検査対象の重要性・金額・過去の検査結果などを考慮して選定されます。
- 検査の結果、申請内容の誤りによる補助金の過大な交付や補助金の目的外使用などが判明し、補助金の返還命令などの指示があった場合は、従う必要があります。

【参考情報】

「会計検査院について」（会計検査院）

《〈会計検査院の地位〉

会計検査院は、国の収入支出の決算、政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えているものの会計などの検査を行う憲法上の独立した機関です。

国の活動は、予算の執行を通じて行われます。予算は、内閣によって編成され、国会で審議して成立したのち、各府省等によって執行されます。

そして、その執行の結果について、決算が作成され、国会で審査が行われます。予算が適切かつ有効に執行されたかどうかをチェックすることと、その結果が次の予算の編成や執行に反映されることが、国の行財政活動を健全に維持していく上で極めて重要です。

そこで、憲法は、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と定めています。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

また、会計検査院は、このほか、国有財産、国の債権・債務、「国が出資している法人」や「国が補助金等の財政援助を与えている地方公共団体」などの会計を検査しています。》

<https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/position.html>

「会計検査に関する活動」（会計検査院）

《〈検査の実施〉

出張して行う実地検査

証拠書類等として提出されるものや、その表示にはおのずから限界があり、また、実態の確認もそれによってはできません。

そこで、会計検査院は、府省や団体の本部や支部、あるいは工事などの事業が実際に行われている場所に職員を派遣して実地に検査を行っています。また、国から財政援助を受けて種々の事業を実施している地方公共団体等についても、国が交付した補助金などが適正に使われているかどうかを実地に検査しています。

さらに、政府開発援助（ODA）の事業現場や在外公館など、海外においても検査活動を行っています。

実地検査を行う箇所は、検査計画で決められた重点項目や勢力配分、在庁検査の結果、また、これまでの検査頻度・実績、国会の審議、マスコミや国民からの情報などを考慮して選定されます。

実地検査では、派遣先の事務所内で関係帳簿や会計検査院に証拠書類として提出されない書類などについて検査するほか、担当者や関係者から意見や説明を聞いたり、財産の管理状況や工事の出来栄を実地に確認するなどして事務・事業の実態を調査したりします。

検査報告に掲記されて国会に報告される事項の大部分は、この実地検査によって明らかになったもので、会計検査上きわめて重要な検査方法です。》

<https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/index.html>

「日本国憲法」（公布_1946 年、施行_1947 年）

《第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION>

「会計検査院法」（昭和 22 年法律第 73 号）

《第一条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。》

《第二十条 会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

②会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

③会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二十一条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000073>

8.5. 財産処分、補助金の返還

問8-11. ◎補助事業による取得財産等の管理および処分について、どのような点に留意すべきですか。

〈回答〉

補助事業により取得または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、交付規程に基づき、以下の点に留意して管理する必要があります。

- 補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。

【用語の説明】

財産処分に関する用語の説明は以下のとおりです。

- 転用：取得財産等の所有者を変更せずに、補助金の交付目的とは異なる用途に使用すること（目的外使用）。
- 譲渡：有償または無償で取得財産等を他者に譲り渡すこと（所有者の変更）。
- 交換：取得財産等と他者が所有する同種または異種の財産とを交換すること。
- 貸し付け：有償または無償で取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- 担保提供：取得財産等に対し、金融機関から融資を受けるための担保として、抵当権やその他の担保権を設定すること。
- 取り壊し：取得財産等が施設の場合、その使用をやめ、解体・撤去すること。
- 廃棄：取得財産等が設備の場合、その使用をやめ、廃棄処分をすること。

【財産処分の注意点】

- 法定耐用年数（例：太陽光発電設備の場合は 17 年）を経過していない取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、取り壊し、廃棄のいずれかに該当）する場合は、事前に機構および環境大臣の承認が必要です。
- 財産処分を行う内容によっては、補助金の一部または全部の返還を求められる場合があります。
- 補助対象設備を法定耐用年数の期間内に有償譲渡する場合は、原則として補助金の返還が必要です。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

○無償譲渡など、処分の内容によっては補助金の返還が例外的に不要となるケースもあります。

○補助金の返還額は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日環境会発第 080515002 号）に基づき算定します。この基準には、経過年数や処分価格などを考慮した補助金の返還額の算定方法が定められています。

【財産処分の手続き】

○財産処分を行う際は、必ず事前に機構に相談の上、適切な手続きを行ってください。事後の報告は認められません。

○機構への最初の相談から環境大臣の処分承認まで、約 2 か月間を見込み、十分な余裕を持って相談してください。年度末など、業務が集中する時期は、さらに時間がかかる場合があります。

【その他】

補助対象設備の法定耐用年数の期間、機構は必要に応じて、現地調査や書類の提出を要請し、取得財産等の管理状況などについて調査を実施することがあります。調査の際には、ご協力をお願いします。

【参考情報】

「令和 6 年度補正予算 ストレージパリティ補助金 交付規程」（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

《（交付の条件）

第 8 条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一～十二（略）

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。》

十五～十七（略）

「民法」(明治 29 年法律第 89 号)

《(法定利率)

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。》

<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>

「財産処分の手続きについて」(環境省)

https://www.env.go.jp/earth/ondankabiz_localzaisansyobun.html

「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成 20 年 5 月 15 日環境会発第 080515002 号)

《第 4 財産処分納付金の額

1. 有償譲渡又は有償貸付

(2) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合(略)

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は減価償却後額)に比して著しく低価である場合には、評価額。)に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が 10 年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が 10 年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を 10 年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。)の割合を乗じて得た額(以下「残存年数納付金額」という。)を上限額とする。》

<https://www.env.go.jp/content/000035518.pdf>

問8-12. ●一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。その他の機器を交換・修理する場合の対応についても教えてください。

〈回答〉

【補助金返還の要否と交換・修理の事前相談】

○パワーコンディショナーを製品寿命に基づき交換する場合など、以下の条件をすべて満たす場合は、原則として補助金の返還は発生しません。ただし、個別の状況によって異なるため、どのような理由であっても必ず事前に機構にご相談ください。

- ・ 交換後も引き続き補助事業の目的に沿って、太陽光発電設備を使用すること。
- ・ 機器の交換前に機構に相談し、承認を得ていること。
- ・ その他、機構が提示する条件を満たすこと。

○太陽電池モジュールや定置用蓄電池など、パワーコンディショナー以外の機器を交換・修理する場合も、製品寿命・故障・その他の理由にかかわらず、事前に必ず機構に相談し、承認を得るようにしてください。災害発生などで緊急性がある場合を除き、事後報告は原則として認められません。

○事前相談は原則として交換・修理などの予定時期の 1 か月前までにご連絡ください。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

○事前相談の際は、交換前後の機器の型式やメーカー名など、製品を特定できる情報をお知らせください。併せて、交換後の製品の仕様書、交換理由、および交換後の機器が補助事業の目的・要件を引き続き満たすことを説明する資料を提出してください。

【交換・修理の実施後の報告】

○機器の交換・修理を行った後は、機構の指示に従い、速やかに必要書類を提出してください。

○提出が必要となる書類の例は以下のとおりです。

・ 工事報告書

☆ 交換・修理の理由、交換前後の機器の型式、工事日などを記載してください。いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように行ったか（5W1H）が分かる内容であれば、一般的な工事報告書の形式で問題ありません。

・ 工事前後の機器の写真

☆ 交換・修理を行った各機器について、メーカー名、型番、仕様（○kW、○kWh、○

kVA など)、数量を確認できる拡大写真と、機器が設置された状況を確認できる少し離れた場所から撮影した写真を提出してください。

◇ 同じ型番の機器が複数台ある場合は、1 台ずつ撮影するか、まとめて撮影する場合は数量を目視で確認できるように撮影してください。

◇ 影や雨に注意し、型番などの文字が判読できる程度の解像度でピントの合った写真を撮影してください。

◇ Excel ファイルなどの台紙（様式は問いません）に写真を貼付して提出してください。JPEG などの電子データをそのまま提出することは認められません。

◇ 写真番号（例：No. 1・2…）、機器の名称、撮影場所、撮影日などを台紙に記載してください。機器によっては、複数の角度からの写真があると分かりやすい場合があります。

◇ 撮影場所や撮影日を記載した黒板が写真に写っていると分かりやすいですが、必須ではありません。どこで、いつ撮影した写真なのかが分かるように管理してください。

- ・ 工事完了後の単線結線図

- ・ 工事完了後の配置図

◇ 完了実績報告書で提出した図面から変更点が生じる場合は、これらの提出が必要です。

- ・ 工事完了後の機器の性能を確認できる資料

◇ 例：発電電力の実績値、交換後の機器の試験成績書、性能証明書など

◇ 太陽光発電設備の場合は、発電開始月から工事完了後 1 か月が経過した時点までの対象施設の発電電力の実績値と完了実績報告書で算定した目標値を比較した表を提出してください（Excel ファイル、様式は問いません）。これは発電量が工事前の水準に戻っていることを確認するためのものです。

◇ 工事後の発電量を示す資料として、制御システムや管理ソフトの発電量を示す画面のスクリーンショットを添付することも検討してください。

【補足事項】

○ 補助対象設備の法定耐用年数の期間は、イレギュラーな事態（一部設備の不具合による交換、自然災害による破損など）が発生した場合は、機器の交換などの前に必ず機構に報告し、必要な手続きについて確認してください。

○ 補助対象設備の法定耐用年数が経過した後は、機器の交換に関する機構への報告は原則

として不要です。例えば、蓄電池の法定耐用年数は 6 年であるため、使用開始から 6 年が経過した後は、交換に関する機構への報告は必要ありません。

- 定期的なメンテナンスに関する報告は不要です。
- 会計検査院による実地検査が実施される場合、補助事業者として適切な対応をとったことを示す必要があります。上記の資料はその際の説明資料となります。